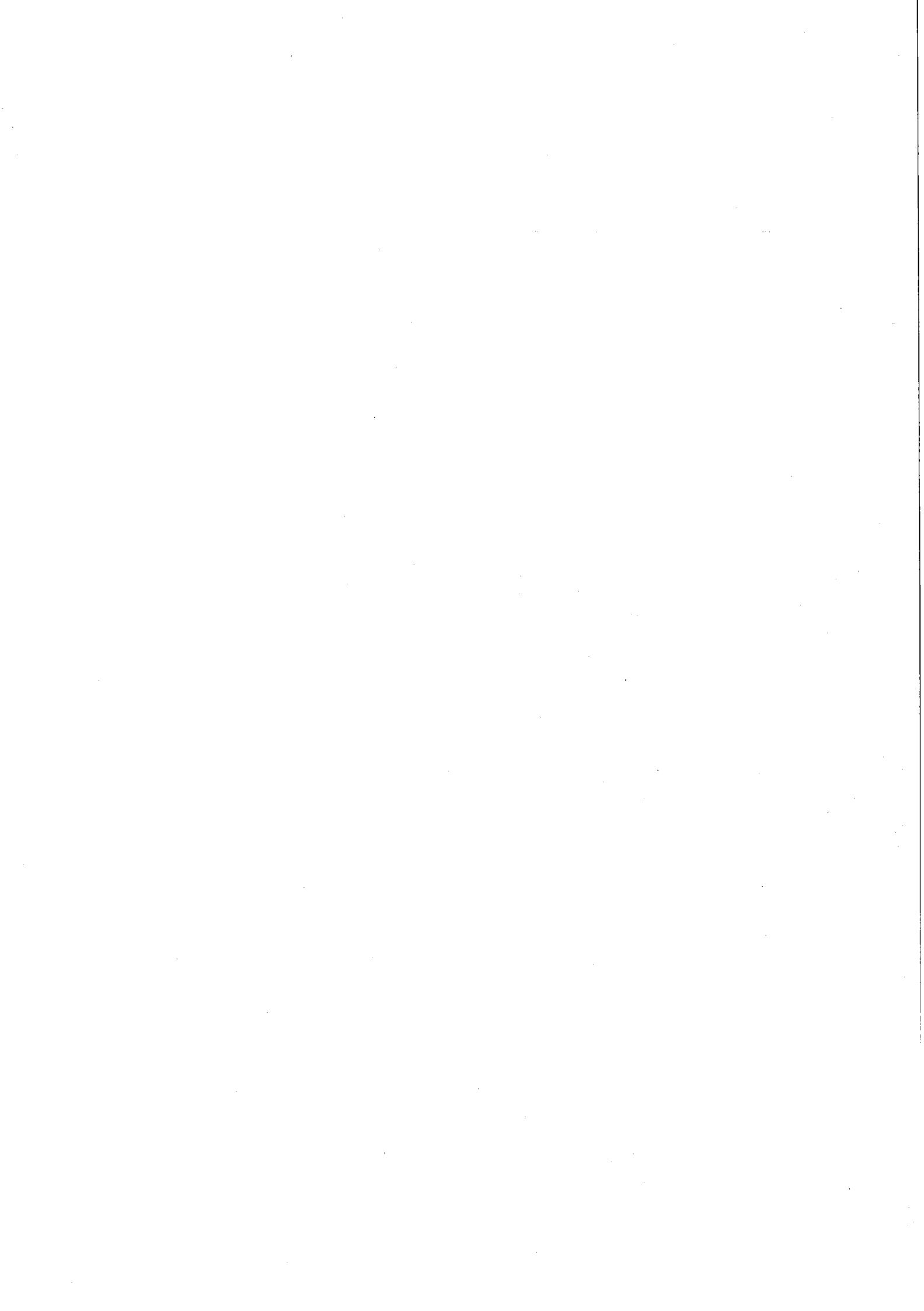


行政改革推進審議会 資料

<参考資料>

平成25年12月

1-1-1-A	自治基本条例	P 1
1-1-1-B	市民意見公募制度実施要綱	P 9
1-1-1-C	民間活用推進指針	P 19
1-1-1-D	住民投票条例	P 43
1-1-1-E	まちづくり市民会議要綱	P 47
1-1-2-B	市民活動推進基本方針	P 49
1-2-1-E	執行機関の附属機関における審議会等の会議の公開に関する要綱	P 59
1-2-1-G	出前講座実施要領	P 63
1-2-2-A	財政計画	P 67
1-2-2-A	財務書類	P 91
1-2-2-B	財政状況の公表に関する条例	P 105
1-2-2-C	予算概要	P 107
1-2-2-D	第二次定員適正化計画	P 149
1-2-2-E	人事行政の運営等の状況	P 157
2-2-1-F	補助金交付基準	P 171
2-2-2-A	職員提案要綱	P 185
2-2-3-F	広告掲載要綱	P 191
2-2-3-G	市有財産管理運用指針	P 197
2-3-1-B	職員早期退職制度実施要綱	P 207
2-3-1-C	職員の任用に関する規則	P 213
2-3-2-A	勤務時間等の特例に関する規則	P 215
2-3-3-A	人財育成基本方針	P 219
2-3-3-B	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則	P 233
2-3-3-C	職員の職務に係る自己申告に関する要綱	P 235
2-3-3-C	部下による上司の評価に関する要綱	P 237
2-4-2-A	庁内プロジェクトチームに関する規程	P 239



山陽小野田市自治基本条例をここに公布する。

平成23年12月8日

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市条例第30号

山陽小野田市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民等（第5条—第8条）

第3章 議会（第9条—第10条）

第4章 市長等（第11条—第13条）

第5章 行政運営等（第14条—第22条）

第6章 情報の公開等（第23条—第25条）

第7章 参画及び協働（第26条—第30条）

第8章 住民投票（第31条）

第9章 危機管理（第32条）

第10章 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制（第33条）

第11章 國際交流（第34条）

第12章 条例の見直し（第35条）

附則

私たちの住む山陽小野田市は、瀬戸内海に面した水と緑の豊かな自然に恵まれた農林水産業と商工業の盛んなまちで、平成17年3月小野田市と山陽町がひとつになって誕生しました。
先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちたこのまちは、私たちのふるさとであり、私たちの手で「住んでいることを誇れるまち」、「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、市民が積極的に参加し、市、議会と協働してまちづくりを進めていくことが求められます。
私たちは「市民が主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営の最も尊重すべき規範として、ここに「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、山陽小野田市における市民自治の basic理念を明らかにし、市政運営の基本的事項を定めることにより、市民が主役のまちづくりの実現を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるます。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいいます。
- (2) 市民等 市民及び市内に住所を有しない者で市内に勤務し、又は通学するもの及び市内に事業所を有するものその他市内で公共的な活動を行う団体をいいます。
- (3) 市 市長その他の執行機関をいいます。
- (4) 議会 山陽小野田市議会をいいます。
- (5) 参画 市が実施する政策、施策及び事務事業の計画立案、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいいます。
- (6) 協働 市民等、市及び議会がそれぞれの責務及び役割を自覚し、ともに協力し、ともに活動することをいいます。
- (7) まちづくり 市民等にとって安心安全な生活環境を実現するなど、より暮らしやすいまちを実現するために行う公共的な活動をいいます。

（基本理念）

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げることをこの条例の基本理念とします。

- (1) 市民等、市及び議会は、人権を尊重すること。
- (2) 市民、市及び議会は、市政に関する情報を共有すること。

- (3) 市は、市民の参画のもと市政を行うこと。
- (4) 市民等、市及び議会は、それぞれの責務を果たしながら、協働してまちづくりに取り組むこと。
- (この条例の位置づけ)

第4条 この条例は、市政運営の最も尊重すべき規範であり、他の条例又は規則の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を生かさなければなりません。

2 議員は、広く市民の声を聞き、市民へ議会活動及び市政に関する情報を提供するよう努めなければなりません。

第2章 市民等

(市民の権利)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。

2 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。

(市民の責務)

第6条 市民は、市民自治の主体であることに責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第7条 事業者（営利を目的とする事業を行う者をいう。）は、社会的な役割を認識し、地域社会との調和を図りながら、まちづくりに寄与するよう努めるものとします。

(青少年の権利)

第8条 20歳未満の青少年は、その人権が尊重されるとともに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。

2 市民等及び市は、青少年の意見を尊重し、これをまちづくりに反映させます。

第3章 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要な意思決定機関として、総合的な視野に立ち、市民の意見が適切に反映されるように、市政を監視するとともに政策の立案等を行います。

2 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開することとし、かつ、議案の内容、審議の経過及び議会活動の状況等の情報を市民に分かりやすく提供する

ことにより、開かれた議会運営に努めなければなりません。

3 議会は、自ら、地方分権及び協働と参画のまちづくりの時代にふさわしい議会のあり方、開かれた議会運営並びに望ましい議員の姿を求めます。

(議員の役割及び責務)

第10条 議員は、市民の代表として、自己研さんにより努め、市民の負託に応えなければなりません。

2 議員は、広く市民の声を聞き、市民へ議会活動及び市政に関する情報を提供するよう努めなければなりません。

第4章 市長等

(市長の責務)

第11条 市長は、民主的で公平かつ公正な行政運営を図るよう努めなければなりません。

2 市長は、市民が市政に関する諸活動に参加できるよう知る権利及び参加する権利を保障しなければなりません。

3 市長は、具体的な目標を掲げた政策公約を公表し、その達成状況を公示するものとします。

(職員の責務)

第12条 職員は、市民の視点に立ち、全体の奉仕者として公正、誠実かつ効率的に職務に努めなければなりません。

2 職員は、自ら職務の遂行に必要な知識、技術等の向上に努め、行政需要及び市民等の要望に即応できる能力を養成しなければなりません。

3 職員は、積極的に市民との信頼関係を築くとともに、共同して地域活動に努めるものとします。

(職員の育成及び資質の向上)

第13条 市は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、職員の人材育成を積極的に推進し、資質の向上を図らなければなりません。

2 市は、職員の人材育成及び資質の向上のため、職員に研修及び自己啓発の機会を提供しなければなりません。

第5章 行政運営等

(市の組織及び体制)

第14条 市の行政組織及び執行体制は、市民に分かりやすく、簡素かつ効率的なものでなければなりません。

(総合計画)

第15条 市は、まちづくりの総合的な指針として基本構想、基本計画及び実施計画からなる総合計画を策定し、計画的な行政運営を行わなければなりません。

2 市は、社会情勢の変化及び市民等の要望を的確に把握し、適宜総合計画の見直しを行うものとします。

(説明責任)

第16条 市は、政策、施策及び事務事業の計画段階から実施に至るまでの経過を市民に分かりやすく説明する責任があります。

(適正かつ公正な行政運営)

第17条 市は、法令遵守により適正かつ公正に市政を運営しなければなりません。

2 市は、市政運営上の違法行為及び不当要求による損失を防止するため、公益通報及び不當要求防止の制度を定め、適切に運用しなければなりません。

(財政運営)

第18条 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた適切かつ効率的な中長期の財政計画を策定しなければなりません。

2 市は、予算編成及び財政運営に当たっては、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、健全な財政運営に努めなければなりません。

3 市は、毎年度の予算及び決算その他の市の財政状況に関する情報を市民等に分かりやすく公表しなければなりません。

(行政評価)

第19条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、政策、施策及び事務事業について行政評価を行い、その結果を分かりやすく市民等に公表しなければなりません。

(監査)

第20条 監査委員は、市の財政等の監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、有効性、効率性等の評価を踏まえた監査を行いうように努めます。

(広報広聴機能の強化)

第21条 市は、市民の市政に参画する権利及び行政情報を知る権利を保障するため、行政情報の提供及び市民の意見、要望等を聞く場を設けます。

(意見、要望、苦情等への対応)

第22条 市は、市民等からの意見、要望、苦情等を迅速かつ誠実に処理し、対応しなければなりません。

2 市は、市民等からの意見、要望、苦情等で適切な措置が必要な事項については、市政運営に反映させなければなりません。

第6章 情報の公開等

(情報の公開)

第23条 市及び議会は、市民が行政情報を知る権利を保障するとともに、その保有する情報は法令により制限される場合を除いて、公開しなければなりません。

2 市及び議会は、市政に関する意思決定過程の情報を市民に分かりやすく、積極的に明らかにしなければなりません。

3 市は、審議会、協議会等の附属機関及びこれに類するもの(第28条において「審議会等」という。)の会議を原則として公開しなければなりません。

(出資法人との情報共有)

第24条 市は、市が出資している団体に情報公開の促進について指導しなければなりません。

(個人情報の保護)

第25条 市は、個人に関する情報の保護を図るために、個人情報の収集、利用、提供及び管理について必要な措置を講じなければなりません。

第7章 参画及び協働

(市政への参画)

第26条 市民は、市政に参画することができます。

2 市は、市民の市政に参画する権利を保障するため、参画の機会を確保しなければなりません。

(計画策定等における参画及び協働)

第27条 市は、総合計画等重要な計画の策定又は見直しに当たっては、市民

の参画を得て、協働で行います。この場合において、当該策定又は見直しの過程を適宜公表するものとします。

- 2 市は、前項の計画の策定又は見直しの段階でパブリックコメント（市民意見公募制度のこと）を実施しなければなりません。
(審議会等委員の公募)
- 第 28 条 市は、審議会等の委員の選定に当たっては、市民から公募するなど、市民の多様な意見が反映されるようにならなければなりません。

(協働)

- 第 29 条 市民等、市及び議会は、まちづくりのために、互いを尊重し、協働するものとします。
- 2 市民等、市及び議会は、協働のまちづくりを進めるために必要な環境整備に努めるものとします。
- 3 市民等、市及び議会は、協働の推進に当たっては、情報の共有と対話を基本とします。

(公共的民間団体)

- 第 30 条 市民等は、心豊かで住みよい地域づくり及び地域の課題の解決に向けて、主体的に公共的民間団体（市と連携し、及び協働して各分野で公共的に活動する団体をいう。以下同じ。）の活動に参加するよう努めるものとします。
- 2 市は、まちづくりにおける公共的民間団体の活動の果たす役割を尊重し、促進するための支援に努めなければなりません。

第 8 章 住民投票

(住民投票の実施)

- 第 31 条 市長は、市政運営上の重要事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、条例に基づき住民投票を実施することができます。
- 2 市民、市及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 第 9 章 危機管理
- (危機管理)
- 第 32 条 市は、市民等の安心かつ安全な環境を維持するため、緊急時に備え、

総合的かつ機能的な活動ができるよう危機管理体制を確立しなければなりません。

- 2 市は、前項に規定する目的を達成するため、危機管理意識の醸成及び広域的視点から国、県及び近隣市との連携を図らなければなりません。
- 3 公共的民間団体は、関係機関及び市と連携し、市民が安心して生活できるような施策に協力するよう努めるものとします。

第 10 章 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制

(国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制)

- 第 33 条 市は、市民等が共有している問題を解決するために国、県及び近隣市と密接な連携と協力の下に情報交換等を行いながら、共通の課題解決に努めるものとします。
- 2 市は、市民等にとって必要な政策課題の実現のために、国又は県に具体的な政策提言又は要望を行うものとします。
- 3 市は、姉妹都市との連携及び協力を深め、得られた情報及び知恵をまちづくりに生かすものとします。
- 第 11 章 國際交流
- (国際交流)
- 第 34 条 市は、平和、人権、環境、資源等の国際的規模の諸問題に関し、国際的視野を持ち、国際社会に果たすべき役割を認識して、市民及び議会と共に広く国際交流に努めるものとします。
- 第 12 章 条例の見直し
- (条例の見直し)
- 第 35 条 市長は、社会経済状況の変化等に応じて、5年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを検討しなければなりません。
- 2 前項の見直しの検討を行うために、附属機関として自治基本条例審議会を設置し、適宜提言を受けるものとします。
- 附 則
- この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

山陽小野田市市民意見公募（パブリックコメント）制度実施要綱

解説

（目的）

第1条 この要綱は、市民意見公募（パブリックコメント）制度を実施することにより、市民の市政への参加を促進し、市の政策形成過程における透明性、公正性の確保を図るとともに、市民への説明責任を果たし、もって市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

【考え方】

地方分権の進展に伴い、「市民との協働」による行政運営が不可欠であるとの考え方のもと、計画や条例等の策定に際し、その内容、市の考え方などを公表し、市民の皆さんのご意見をお伺いして、反映させるという一連の手続きを行うことにより、行政運営における「透明性と公正性を確保」し、「市民への説明責任」を果たし、「市民の市政への参加を促進」することを目的として市共通のルールとして制度化するものです。

また、この制度は、賛成・反対を問うのではなく、寄せられたご意見や情報を「意思決定」の際の参考とさせていただくためのものです。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこころによる。

- (1) 市民意見公募（パブリックコメント）制度　市の基本的な計画、条例等（以下「計画等」という。）を策定、制定する過程において、当該計画等の趣旨、内容等の必要な事項を公表し、広く市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関　市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

(3) 市民等　次に掲げるものをいう。

- ア　市内に住所を有する者
イ　市内に事業所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
ウ　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
エ　市内に存する学校に在学する者
オ　市民意見公募（パブリックコメント）制度に係る事案に関し、利害関係を有すると実施機関が認めるもの

【考え方】

(1) この制度の名称は、現在国をはじめ、多くの自治体で採用されている意見公募に係る一連の手続きについて、その名称を「パブリックコメント」として、一般的に認知されてきているため、この名称を（ ）書きで用いるものです。

(2) この制度（要綱）を市政全般に適用させるため、議会を除く市すべての機関について、「実施機関」としています。

(3) この制度（要綱）に基づき意見等を提出できるのは、市内在住者、市内に事務所（事業所）を有するもの（個人・法人・団体）、市内に勤務又は通学する者及び利害関係者とします。

（山陽小野田市情報公開条例第5条の例に準じています。）

(対象)

第3条 市民意見公募（パブリックコメント）制度の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本構想及び市政の各分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する内容を含む条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他の金銭の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

【考え方】

- (1) 市政全般や個別分野における基本計画・基本方針・指針などを新しく策定し、又は変更する場合で、総合計画における「基本構想・基本計画」、「男女共同参画計画」「福祉基本計画」、「介護保険計画」、「廃棄物処理計画」、「都市計画マスタートーナン」などがあります。
- (2) 「市の基本的な制度を定める条例」は、市政全般や個別分野における基本理念・方針を定めたり、市政運営上の共通の制度を定める条例で、「自治基本条例」、「男女共同参画条例」、「情報公開条例」などがあります。

「市民に義務を課し、若しくは権利を制限する内容を含む条例」は地方自治法第14条第2項に定めるもので、市民に適用される規制等を定める条例で、「個人情報保護条例」、「空き缶等ポイ捨て禁止条例」、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」などがあります。

ただし、「市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他の金銭の徴収に関するもの」は地方自治法第74条において、直接請求の対象外となっています。

- (3) 上記のもののほか、本制度の趣旨に基づき、実施機関が市民の意見等を反映させる必要があると認めめた場合には、この要綱に定める手続きを行うこととしています。

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号に該当する場合は、この要綱に定める手続を行わないことがあります。

- (1) 迅速又は、緊急な対応をするもので、この要綱に定める手続を行うことにより、その目的達成に支障が生じると認められるもの及び軽微なもの
- (2) 法令等に基づき策定する計画等で、当該法令等に市民等からの意見の聴取に関する手続が定められているもの
- (3) 国又は県が策定する上位計画等の整合性を図る必要がある等の理由により市の裁量の余地がないなど、この要綱に定める手続を行うことが不適当であると認められるもの
- (4) 地方自治法（昭和2年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により、議会に提出するものの

- (5) 附属機関（地方自治法第202条の3第1項に規定する附属機関をいう。）又はこれに準ずる機関（以下「附属機関等」という。）がこの要綱に定める手続に準じた手続きを経て策定した報告又は答申に基づき、実施機関が計画等の案を作成し、意思決定する場合

【考え方】

- (1) 早急に計画策定や条例制定を行わなければ、その意義や効果が失われるもの、法令等で制定時期が定められこの手続きをとる時間的余裕がないもの及び基本的な事項の変更を伴わない軽微な変更などは対象外とします。
- (2) 上位法令等の規定に基づき策定する計画等で、その法令等の中で、この制度に代わる手続き等が定められているものは対象外とします。
- (3) 国・県が定める上位の計画等との整合性を図る必要があり、市の裁量の余地がないなど、この制度による手続きを行うことの必要性や効果がないものは対象外とします。
- (4) 直接請求により議会に提出される条例案等は、市長が修正できないため対象外とします。
- (5) 計画等の策定に際し、審議会等の附属機関がこの制度による手続きに準じた手続きを経て策定した報告又は答申に基づいて、意思決定する場合は、すでにこの制度による手続きを経たものとして取り扱います。

(計画等の案の公表)

第5条 実施機関は、計画等を策定しようとすることは、意思決定を行う前の適切な時期に当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

(1) 当該計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 当該計画等の案の概要

(3) 当該計画等の案にあたり、整理した考え方及び論点

(4) 附属機関等における審議又は検討に付した場合には、当該審議又は検討の概要がわかる資料

(5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる資料

【考え方】

この制度による手続きをとる計画等の案は、意思決定をする前の適当な時期に公表します。

公表する時期は、案件により策定期階の最も効果的な時期を考慮して、実施機関が設定します。

公表するにあたり、その目的や趣旨、内容が十分に理解でき、適切な判断ができる必要な資料を併せて、公表するものとします。

(計画等の案の公表)

第6条 前条に規定する公表は次により行うものとする。

(1) 当該計画等の所管課での閲覧又は配布

(2) 山陽総合事務所、支所及び出張所での閲覧又は配布

(3) 市ホームページへの掲載

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公表する計画等の案の内容が著しく多大であるため、その全部を市ホームページに掲載することが困難な場合には、その一部をこれに掲載しないことができる。この場合において、実施機関は当該計画等の案の全体の入手方法を明示するものとする。

3 実施機関は、必要に応じ、次に掲げる方法を活用して計画等の案を公表していることの周知を図るよう努めるものとする。

(1) 市広報紙への掲載

(2) 市ホームページへの掲載

(3) 印刷物の配布

(4) 報道機関への情報提供

【考え方】

公表の方法は、市(担当課)、山陽総合事務所、支所・出張所での閲覧又は配布及び市ホームページへの掲載による基本とします。ただし、公表する資料が多大で市ホームページへの掲載が困難な場合は、一部を省略するとともに、その全部を入手する方法を明示するものとします。

また、周知の方法は、市広報やホームページへの掲載をはじめ各種媒体を利用して積極的に周知を図ります。

(意見等の提出期間)

第7条 実施機関は、市民等が意見等を提出するために必要な期間等を考慮し、1か月程度の意見等の提出期間を定め、計画等の案の公表時に明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急を要するときその他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見等の提出期間を短縮することができる。

【考え方】

意見提出期間は、1ヶ月を目安としていますが、案件により必要な期間を考慮して、実施機関が設定します。また、緊急を要するなど、相当の理由がある場合には、その理由を明示して期間を短縮するものとします。

(意見等の提出方法)

第8条 実施機関は、次に掲げる方法により、計画等の案に対する市民等からの意見等の提出を受け付けるものとし、計画等の案の公表時に明示するものとする。

- (1) 郵便
 - (2) ファクシミリ
 - (3) 電子メール
 - (4) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- 2 実施機関は、前各号により意見等を受け付ける場合には、意見等の提出者の住所、氏名又は団体の名称、代表者氏名、事務所の所在地及び電話番号を明記することを条件とし、計画等の案の公表時に明示するものとする。
- 3 実施機関は、計画等の案に対する意見等と併せて、当該意見等の提出者の住所、氏名又は団体名を公表する場合には、当該計画等の案を公表する際にその旨を明示するものとする。

【考え方】

意見の提出方法は、その意見が文書又は電子データとして記録に残るもので、郵便、ファクシミリ、持参等による書面の提出又は電子メールによる電子データの送信とし、口頭又は電話による意見聴取は行いません。

また、意見等に対する内容確認、回答及び責任あるご意見等をいただくため、住所・氏名・電話番号を明記していただくこととしています。なお、提出されたご意見等の提出者の氏名等を公表する場合は、意見等の募集時にその旨明記します。

(意見等の処理)

第9条 実施機関は、市民等から提出された意見を考慮して、計画等について最終的な意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方並びに計画等の案を修正したときはその修正内容、意思決定後の計画等を公表するものとする。

3 第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(1) 賛否のみを記した意見
(2) 当該計画等に内容が合致しない意見等

(3) 前条第1項の規定により定めた提出方法又は第2項に規定する条件に違反して提出された意見等

(4) 山陽小野田市情報公開条例（平成17年条例第8号）第9条各号に掲げる情報に該当する意見等（前条第3項に規定により、公表する旨を明示した場合を除く。）

4 第2項の公表の方法については、第6条の規定を準用する。

【考え方】

提出された意見等を十分考慮して、計画等の意思決定を行うとともに、意見の反映の有無にかかわらず、意見に対する市の考え方を公表します。意見等により修正した場合は、その内容、理由及び計画等の最終案を公表します。

ただし、この制度の趣旨が計画等に対する賛否を問うものではないため、賛否のみの意見は公表しないものとします。また、意見の内容が、計画等に合致しないもの、前条の提出方法によらないで提出された意見、公表することによって個人、法人または団体に対して明らかに不利益を与えると認められる場合など、山陽小野田市情報公開条例第9条各号に該当するものは、その一部または全部を公表しないこととします。（事前に公表する旨を明示した場合の氏名等を除く。）なお、意見等を要約し、又は類似の意見をまとめて公表する場合があります。

(一覧表の作成等)

第10条 市長は、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧表を作成し、市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の案件の一覧表は、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 計画等の案の名称

(2) 公表日

(3) 意見等の提出期限及び提出方法

(4) 計画等の案の入手方法及び問合せ先

【考え方】

パブリックコメント制度の実施状況や予定を確認できるように、計画等の案の名称などを一覧表にして、ホームページ及び市広報紙に掲載するものとします。

(雑則)
第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
附 則
(施行期日)

1 この要綱は平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現に意思決定過程にある計画等で、この要綱に定める手続を経たものについては、この要綱の規定は適用しない。

【考え方】

この制度の適正かつ円滑な実施のために、必要な事項があれば、別に定めることとしています。また、この要綱の制定前に、パブリックコメント制度に準じた手続を経て、策定中の計画等については、対象外とします。

民 間 活 用 推 進 指 針

目 次

- 1 民間活用を推進する背景
 - (1) 地方分権時代の行政運営···(2)
 - (2) 民間活用の効果 ···(2)
 - (3) 国及び民間市場の動向 ···(3)
 - (4) 民間活用の推進 ···(3)
 - 2 民間活用の推進にあたって
 - (1) 基本原則 ···(4)
 - (2) 民間活用のフロー及び形態 ···(5)
 - 3 実施計画
 - (1) 民間委託・民営化に取り組むもの ···(6)
 - (2) 民間活用を前提に、業務の廃止・縮減・見直しに取り組むもの ···(7)
 - (3) 直営で管理運営している施設について、民間活用を進めるもの ···(8)
- * 【参考】公の施設、庁舎等の管理運営方針 ···(10)
- 別表 1 ···(11)

平成21年3月
山陽小野田市

1 民間活用を推進する背景

(1) 地方分権時代の行政運営

平成 12 年の地方分権一括法の施行により、国と地方の役割が見直され、地方の自己決定と自己責任による地方分権型社会に向かって、大きな一步が踏み出されました。これに伴い、住民に最も身近な地方公共団体として、各市町村は自らの責任と判断で、住民のニーズに主体的に対応していくことがますます重要になりました。

地方分権時代の行政運営においては、自己決定・自己責任の原則のもと、行政評価制度の活用などにより、政策立案「Plan」―事業執行「Do」―検証・評価「Check」―見直し「Action」を行う PDCA サイクルを再構築し、住民生活にとつていかに成果を得られたのか、いかに安いコストでその成果を達成できたかなどについて、徹底した検証を行い、限られた行政資源（財源、人員等）を最大限に活用していくことが求められています。

特に、適正な定員管理を推進していくうえにおいては、「Do」の段階ではできるだけ民間活力を活用して、職員の仕事の重点は「Plan」「Check」及び「Action」に移行していく必要があります。

(2) 民間活用の効果

近年、急速に進展する社会経済環境の変化や価値観の多様化に伴い、公共サービスに対する住民ニーズは複雑、多様化を伴いながら増大しています。

併せて、未曾有の経済不況に伴う厳しい財政状況や少子高齢化による労働人口の減少などにより、行政のみが公共サービスを将来にわたって維持していくことは、質・量ともに限界となっていることも否めません。

住民ニーズの拡大や多様化に対応した行政サービスの提供にあたっては、行政自らが業務を行うよりも、むしろ特殊な業務内容や特定の分野においては、民間が持つ専門的な知識や技術、ノウハウ

等を活用する、或いは、より地域に密着したボランティア、NPO 等の市民活動に任せることにより、効率的・効果的で質の高い行政サービスの提供が期待されます。

また、このような民間活力の推進は、行政運営の簡素化にも繋がるものであり、コストダウンも期待できます。

(3) 国及び民間市場の動向

国においては、小泉政権における構造改革以降「効率的小さな政府」の実現、更には、民間主導による持続可能な経済成長を目指し、「官から民へ」「國から地方へ」の基本的な考え方のもと、規制緩和や地方財政制度の改革をはじめとする構造改革が進められています。

また、民間においても分権意識の浸透が進み、地域の問題は地域で解決するという住民自治の意識が醸成されつつあります。住民の活動においては、公共サービスを担うボランティアや NPO 活動が活発化し、企業の活動においても様々なサービス産業が発展して、サービスの質・量の面で充実が図られてきました。

更には、様々な社会貢献を通して社会的責任を果たすことが、企業の価値を測る新たな目安となるなど、公共サービスの扱い手となることが新たな企業価値として定着しつつあります。

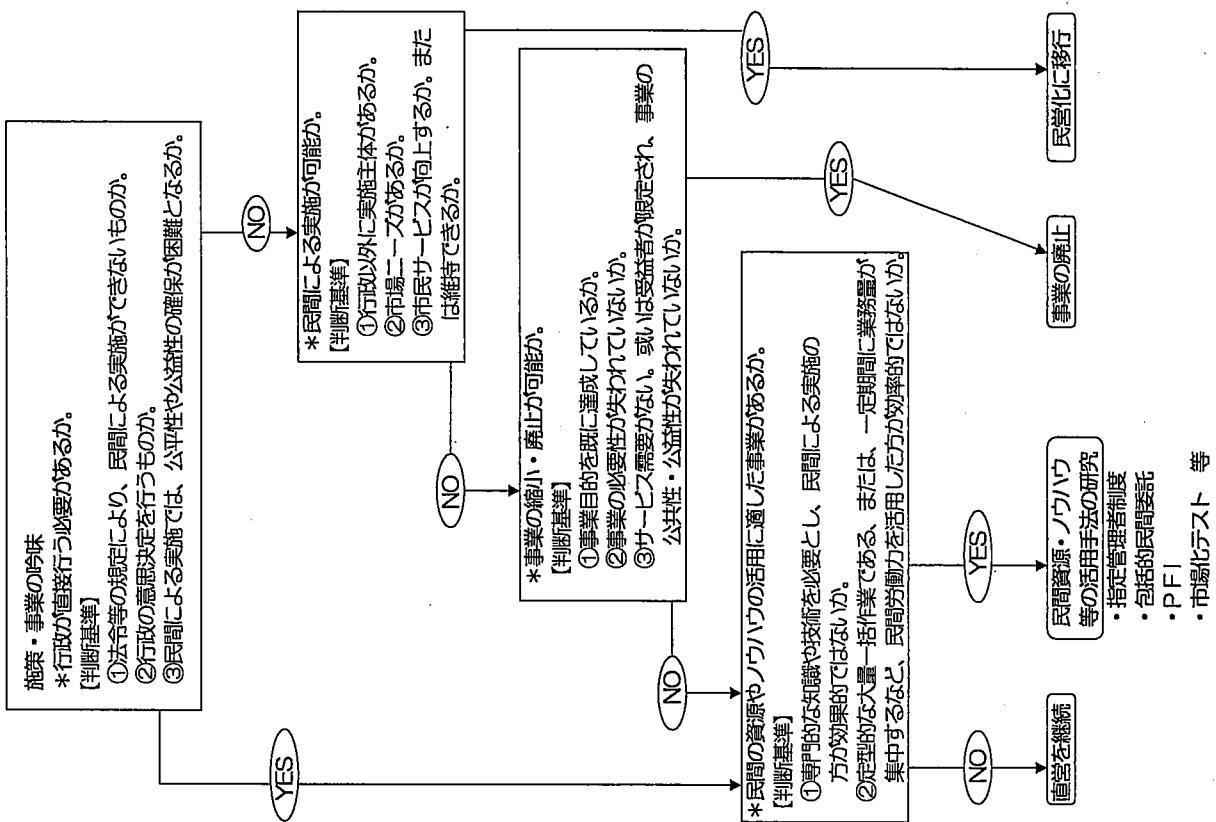
(4) 民間活用の推進

このような中、本市においても、大変厳しい財政状況への対応や、団塊の世代の大量退職に伴う定員適正化の推進などを踏まえ、これまで実施してきた事務事業について、官と民の役割分担を明確化して、効率的で実効性の高い民間活用を推進します。

これにより、民間への市場開放による地域経済の活性化に繋がり、高度化、複雑化する住民ニーズに対応した公共サービスを提供し、併せて、経費の縮減も図れると期待しています。

2 民間活用の推進にあたって

- (1) 基本原則
- 民間活用の導入・拡大にあたっては、「民間でできることは民間で」という基本的考え方のもと、次の観点から検討を行い、効果的・効率的な推進を図ります。
- ア. 行政責任を確保するため、公平公正及び中立性を担保し、安定的なサービス提供体制が実現できること
- イ. 住民ニーズに対応した安心で良質なサービスが提供されると共に、サービス実施に係るコスト削減と人員の効率化が図られること
- ウ. 民間事業者等の相互間ににおける競争原理が確保され、サービスの適正な市場調達が実現できること



3 当面の具体的な実行計画

(1) 民間委託・民営化に取り組むもの

1. 市立保育園運営業務	所管課：児童福祉課
(概要)	
市内の公立保育所 6 園のうち 3 園について、概ね平成 26 年度までに、民営化へ向けて取り組んでいく。最初に、平成 21 年度に乳児保育園を民営化する。	
～20 年度	21 年度
準備	順次 実施

4. 提案型公共サービス民営化の実施	所管課：秘書行事課
(概要)	
行政が直接実施している事務・事業について、企業、企業、NPO 及び市民活動団体等からの提案に基づき、サービス向上、コスト削減等有効と判断したものについて、民間委託、民営化等に移行する。	
～20 年度	21 年度
検討	制度化

5. 山陽オートレース場管理運営業務	所管課：公営競技事務所
(概要)	
山陽オートレース場における小型自動車競走事業において、包括的民間委託を継続して実施する。	
～20 年度	21 年度
継続	順次 実施

(2) 民間活用を前提に、業務の廃止・縮減・見直しに取り組むもの

3. 学校給食業務	所管課：教育総務課
(概要)	
児童数・生徒数の動向を見ながら、効率的な学校給食業務の運営に向けて取り組んでいく。	
～20 年度	21 年度
	検討

6. マイクロバス管理運転業務	所管課：管財課
(概要)	
マイクロバスの管理及び運転業務について、民間委託を含めて検討する。	
～20 年度	21 年度
	検討

(3)直営で管理運営している施設について、民間活用を進めるもの

10. 公民館管理運営業務（館長の民間登用）	所管課：社会教育課						
(概要)							
市内 12 の公民館のうち、本山公民館、須恵公民館、高泊公民館及び有帆公民館について、地元から館長を採用し自主運営方式を導入する。今後は、これら自主運営館の成果を検証し、指定管理者制度の導入も含めて、公民館の管理運営について検討していく。							
～20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度～
自主運営方式実施	継続的実施						

11. 体育施設管理運営業務	所管課：体育振興課						
(概要)							
体育施設について、指定管理者制度に基づき、民間団体等による管理運営を実施する。							
～20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度～
継続的実施							

8. 都市計画公園及びさららビーチ焼野管理業務	所管課：都市計画課、土木課						
(概要)							
都市計画公園及びさららビーチ焼野について、指定管理者制度に基づき、民間団体等による管理を実施する。							
～20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度～
継続的実施							

9. 中央図書館長の民間登用	所管課：社会教育課						
(概要)							
新たな視点や発想による効果的な図書館運営を目的に、中央図書館長を公募により民間登用する。							
～20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度～
継続的実施							

* 【参考】公の施設、庁舎等の管理運営方針
公の施設、庁舎等の今後の管理方針については、「別表1」のこと
りである。

なお、第一次山陽小野田市総合計画に掲げる「施設の統廃合の検討
(P95)」に基づき、老朽化により運営時期を迎えている施設について、施設再編（統合・複合化等）を検討する。

①. 厚狭地区（山陽総合事務所周辺）における施設の複合化

(概要)

山陽総合事務所、厚狭公民館及び厚狭図書館の老朽化に伴う改築
にあたり、複合施設とする。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
老朽化の状況に応じ、時期をみて検討・実施						

②. 増生地区における施設の複合化

(概要)

増生支所、増生公民館、青年の家及び天文館の老朽化に伴う改築
にあたり、複合施設とする。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
老朽化の状況に応じ、時期をみて検討・実施						

③. 山陽地区における消防拠点施設整備

(概要)

職場環境の改善を必要とし、かつ、老朽化の著しい山陽消防署の
改築にあたり、増生出張所も含め、消防施設整備を検討・実施する。

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
老朽化の状況に応じ、時期をみて検討・実施						

【別表1】

別添：エクセルファイル

別表1 公の施設、庁舎等の管理運営方針

整理番号	施設名	所管課	施設の内容	これまでの見直し状況	今後の方針	これまでの見直し状況		今後の方針
						指定管理者制度導入の可否	指定管理者制度導入の可否	
1	知的障害者授産施設まつば園	高齢障害者課	知的障害者授産施設	可	18.04.01～5年間 指定管理者による管理運営	22 出合児童遊園	児童福祉課	可
2	知的障害者更生施設みづば園	高齢障害者課	知的障害者更生施設	可	18.04.01～5年間 指定管理者による管理運営	23 津布田児童遊園	児童福祉課	可
3	心身障害者福祉作業所のぞみ園	高齢障害者課	心身障害者福祉作業所	可	18.04.01～5年間 指定管理者による管理運営	24 上市児童遊園	児童福祉課	可
4	老人福祉作業所美和園	高齢障害者課	老人福祉作業所	可	直當を継続する。	25 日の出保育園	児童福祉課	可
5	老人福祉作業所親和荘	高齢障害者課	老人福祉作業所	可		26 下津保育園	児童福祉課	可
6	老人福祉作業所むづみ荘	高齢障害者課	老人福祉作業所	可		27 京陽保育園	児童福祉課	可
7	老人福祉作業所原安丸会館	高齢障害者課	老人福祉作業所	可		28 乳母保育園	児童福祉課	可
8	山陽在宅介護支援センター	高齢障害者課 (准幹部)	在宅介護支援センター	可	基幹型ではなく、サブセンターとして運営して直當。	29 津布田保育園	児童福祉課	可
9	ケアセンターさんよう	高齢障害者課	介護保険複合施設	可	PFIの契約に基づく平成36年度まで指定管理者制度を継続する。 (PFIの契約に基づく)	30 出合保育園	児童福祉課	可
10	有咲保育会館	社会福祉課	地域福祉施設	可	指定管理者による管理運営	31 有咲児童館	児童福祉課	可
11	高千穂保育会館	社会福祉課	地域福祉施設	可	併設する有咲公民館の管理運営に合わせる。	32 高千穂児童館	児童福祉課	可
12	高泊保育会館	社会福祉課	地域福祉施設	可	直當を継続する。	33 高泊児童館	児童福祉課	可
13	中央福祉センター	社会福祉課	地域福祉施設	可	併設する新川公民館の管理運営に合わせる。	34 小野田児童館	児童福祉課	可
14	須恵保育会館	社会福祉課	地域福祉施設	可	併設する須恵公民館の管理運営に合わせる。	35 須恵児童館	児童福祉課	可
15	赤崎保育会館	社会福祉課	地域福祉施設	可	併設する赤崎公民館の管理運営に合わせる。	36 赤崎児童館	児童福祉課	可
16	本山保育会館	社会福祉課	地域福祉施設	可	併設する本山公民館の管理運営に合わせる。	37 本山児童館	児童福祉課	可
17	石丸幼稚園	社会福祉課	地域福祉施設	可	直當を継続する。	38 山陽高塚	環境課	可
18	心身障害児就労適応施設なるか園	心身障害者課	心身障害児就労適応施設	可	併設する本山公民館の管理運営に合わせる。	39 山陽高塚	環境課	可
19	中央児童遊園	児童福祉課	児童遊園	可	18.04.01～5年間 指定管理者による管理運営	40 小野田南中川高塚	環境課	可
20	南部児童遊園	児童福祉課	児童遊園	可	直當を継続する。 地元管理及びアダプトプログラムを利用する。	41 小野田金剛	環境課	可
21	本町三児童遊園	児童福祉課	児童遊園	可		42 荘墓地公園	環境課	可
						43 南墓地公園	環境課	可

整理番号	施設名	所管課	施設の内容	指定管理者制度導入の可否	これまでの見直し状況	今後の方針	これまでの見直し状況		今後の方針
							所管課	施設の内容	
44	小児科休日急患診療所	健康増進課	診療所	不可(固有施設なし)	—	直営を継続する。	—	直営を継続する。	—
45	訪問看護ステーション	健康増進課	訪問看護ステーション	可	—	将来的には医療法人等への移管を検討する。	—	—	—
46	小野田保健センター	健康増進課	保健施設	可	—	直営を継続する。	—	—	—
47	保健センター	健康増進課	保健施設	可	—	直営を継続する。	—	—	—
48	環境衛生センター	環境課	一般産業物処理施設	可	—	施設の整備後に、管理運営方法を検討する。	—	—	—
49	小野田処分場	環境課	一般産業物処理施設	可	—	—	—	—	直営を継続する。
50	リサイクルプラザ	環境課	リサイクル施設	可	—	—	—	—	直営を継続する。
51	清掃工場	環境課	一般産業物処理施設	可	—	—	—	—	—
52	山陽児童センター	環境課	一般産業物処理施設	可	—	—	—	—	—
53	山陽浄化センター	環境課	し尿処理場	可	—	小野田浄化センターの基幹整備後に統合する。	—	—	地元の自主管理を継続するが、地元で対応不可能な作業については指定管理者にて対応する。
54	小野田勤労青少年ホーム	商工労働課	勤労青少年ホーム	可(個別法の規制あり)	—	併設する高千穂公民館との連携あり	—	—	—
55	山陽勤労青少年ホーム	商工労働課	勤労青少年ホーム	可(個別法の規制あり)	—	直営を継続するが、並行して他団体への利用の可否などについて検討する。	—	—	—
56	労働会館	商工労働課	労働福祉施設	可	19.10.01～2年6ヶ月間	平成22年度以降も指定管理者による管運営を継続する。	—	—	平成21年から指定管理者制度へ移行する。
57	足利労働福祉センター	商工労働課	雇用活性化支援センター	可	指定管理者による管運営	平成22年度以降も指定管理者による管運営を継続する。	—	—	—
58	商業経営支援センター	商工労働課	商業経営支援センター	可	18.04.01～5年間	平成23年度以降も指定管理者による管運営を継続する。	—	—	—
59	商工センター	商工労働課	商工業者集会施設	可	指定管理者による管運営	平成23年度以降も指定管理者による管運営を継続する。	—	—	—
60	刈屋漁港	漁林水産課	漁港	可(個別法の規制あり)	18.04.01～5年間	平成23年度以降も指定管理者による管運営	—	—	—
61	高泊漁港	漁林水産課	漁港	可(個別法の規制あり)	18.04.01～3年間	平成21年5月から直営(「フレジャーポート管理委託」)に戻す。	—	—	—
62	根漁港	漁林水産課	漁港	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
63	漁生漁港	漁林水産課	漁港	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	平成21年から指定管理者制度へ移行する。

整理番号	施設名	所管課	施設の内容	指定管理者制度導入の可否	これまでの見直し状況	今後の方針	これまでの見直し状況		今後の方針
							所管課	施設の内容	
64	地方卸売市場	農林水産課	地方卸売市場	可(個別法の規制あり)	—	直営を継続する。	—	直営を継続する。	—
65	道路	土木課	道路	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
66	準用河川	土木課	準用河川	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
67	港湾施設	土木課	港湾施設	可	—	—	—	—	—
68	有明特地区分場	土木課	公共施土地区分場	可	—	—	—	—	—
69	厚狭駅南口駐車場	都市計画課	都市計画面談	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
70	高千穂児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
71	旭町児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
72	桜町児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
73	守尾児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
74	ひばりが丘児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
75	西の浜2号児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
76	えびす児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
77	くし山児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
78	松浜1号児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
79	松浜2号児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
80	叶松児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
81	有咲公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
82	旦児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
83	高千穂ふれあい児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
84	浜田児童公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—
85	西高泊公園	都市公園	都市公園(街区公園)	可(個別法の規制あり)	—	—	—	—	—

整理番号	施設名	所管課	施設の内容	指定管理者制度導入の可否	これまでの見直し状況	今後の方針	
						整理番号	施設名
86	おのだ児童運動公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)	法定を維持する。	108	天満町児童公園
87	本山児童運動公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		109	石丸児童公園
88	高治児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		110	萩原児童公園
89	第1号富千帆台儿童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		111	大河内児童公園
90	第2号富千帆台儿童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		112	山野川児童公園 (滋賀・近江八幡市)
91	大休園地児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		113	保原童公園
92	共和合子広場	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		114	本山岬公園
93	共和合中央公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		115	吉山公園
94	地産園地児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		116	小野田中央公園 (滋賀・湖南市)
95	大須恵ふれあい公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		117	鶴地ヶ鼻公園
96	船越芦葉台公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		118	糸根地区公園
97	常盤児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		119	石山公園
98	辰町児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		120	二番尾公園
99	喜太郎児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		121	竜王山公園
100	原陽児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		122	物見山幹公園
101	浜崎児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		123	浜河内緑地公園
102	厚岸田地児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		124	東沖緑地
103	西善寺児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		125	新沖緑地
104	緑ヶ原児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		126	有帆緑地
105	西側児童公園 (滋賀・あすみが丘)	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		127	一本山園地(10戸)
106	大津田児童公園 (滋賀・わかなが丘)	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		128	赤崎園地(12戸)
107	中市児童公園 (滋賀・児生井地区)	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)			

整理番号	施設名	所管課	施設の内容	指定管理者制度導入の可否	これまでの見直し状況	今後の方針	
						整理番号	施設名
108	天満町児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)	平成21年度から指定管理者制度へ移行する。	109	石丸児童公園
109	石丸児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		110	萩原児童公園
110	萩原児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		111	大河内児童公園
111	大河内児童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		112	山野川児童公園 (滋賀・近江八幡市)
112	山野川児童公園 (滋賀・近江八幡市)	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		113	保原童公園
113	保原童公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		114	本山岬公園
114	本山岬公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		115	吉山公園
115	吉山公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		116	小野田中央公園 (滋賀・湖南市)
116	小野田中央公園 (滋賀・湖南市)	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		117	鶴地ヶ鼻公園
117	鶴地ヶ鼻公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		118	糸根地区公園
118	糸根地区公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		119	石山公園
119	石山公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		120	二番尾公園
120	二番尾公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		121	竜王山公園
121	竜王山公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		122	物見山幹公園
122	物見山幹公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		123	浜河内緑地公園
123	浜河内緑地公園	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		124	東沖緑地
124	東沖緑地	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		125	新沖緑地
125	新沖緑地	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		126	有帆緑地
126	有帆緑地	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		127	一本山園地(10戸)
127	一本山園地(10戸)	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)		128	赤崎園地(12戸)
128	赤崎園地(12戸)	都市計画課	都市公園 (街区公園)	可(個別法の規制あり)			

整理番号	施設名	所管課	施設の内容	指定管理者契約 受託人との可否	これまでの見直し状況		これまでの見直し状況	今後の方針
					これまでの見直し状況	今後の方針		
129	古賀作田地(112戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
130	古賀作第二田地 (12戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
131	古賀作第三田地 (24戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
132	港田地(56戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
133	叶松田地(150戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
134	南中川第二田地 (19戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
135	南中川山手田地 (12戸)	建築住宅課	市営住宅 (母子住宅)	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
136	平原田地(107戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
137	有帆田地(160戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
138	神帆田地(20戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
139	神帆コミュニティー生宅(36戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
140	西普寺田地(28戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
141	石丸田地(28戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
142	萩原田地(113戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
143	大河内田地(64戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
144	厚駄田地(46戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
145	吉田地田地(16戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
146	浪民バート(22戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
147	大野園田地(18戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
148	前堀田地(30戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
149	成松田地(12戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
150	南羽原田地(12戸)	建築住宅課	市営住宅	可(個別法の規制あり)	-	-	-	直営を維持する。
151	旭生幼稚園	学校教育課	幼稚園	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
152	有帆小学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
153	高千帆小学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
154	高泡小学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
155	小野田小学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
156	須恵小学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
157	赤崎小学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
158	本山小学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
159	厚狭小学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
160	厚陽小学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
161	出合小学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
162	塔生小学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
163	津布田小学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
164	高千帆中学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
165	小野田中学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
166	竜王中学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
167	厚狭中学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
168	塔生中学校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
169	赤崎小学校公原分校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
170	竜王中学校公原分校	学校教育課	義務教育施設	不可(個別法による)	-	-	-	直営を維持する。
171	中央公民館	社会教育課	公民館	不可(個別法なし)	-	-	-	直営を維持する。

整理番号	施設名	所管課	指定管理者制導入の可否	これまでの見直し状況	今後の方針	これまでの見直し状況	今後の方針
173	有明公民館	社会教育課	公民館 可	自主運営方式による管理運営	2004.01～3年間	直営を継続する。	
174	高千帆公民館	社会教育課	公民館 可	自主運営方式による管理運営	-	直営を継続する。	
175	高泊公民館	社会教育課	公民館 可	自主運営方式による管理運営	2004.01～3年間	直営を継続する。	
176	小野田公民館	社会教育課	公民館 可	自主運営方式による管理運営	-	平成23年度以降は指定管理者による管理運営を継続する。	
177	須恵公民館	社会教育課	公民館 可	自主運営方式による管理運営	2004.01～3年間	平成24年度から指定管理者制度に移行する。	
178	赤崎公民館	社会教育課	公民館 可	自主運営方式による管理運営	-	直営を継続する。	
179	本山公民館	社会教育課	公民館 可	自主運営方式による管理運営	2004.01～3年間	直営を継続する。	
180	厚狭公民館	社会教育課	公民館 可	自主運営方式による管理運営	-	直営を継続する。	
181	幡生公民館	社会教育課	公民館 可	自主運営方式による管理運営	-	直営を継続する。	
182	山陽中央公民館	社会教育課	公民館 可	自主運営方式による管理運営	-	直営を継続する。	
183	厚原公民館	社会教育課	公民館 可	自主運営方式による管理運営	-	直営を継続する。	
184	出合公民館	社会教育課	公民館 可	自主運営方式による管理運営	-	直営を継続する。	
185	津布田公民館	社会教育課	生涯学習施設 可	自主運営方式による管理運営	-	直営を継続する。	
186	中央図書館	社会教育課	図書館 可	自主運営方式による管理運営	-	直営を継続する。	
187	厚狭図書館	社会教育課	図書館 可	自主運営方式による管理運営	-	直営を継続する。	
188	相撲観覧プラザ	社会教育課	生涯学習施設 可	自主運営方式による管理運営	-	直営を継続する。	
189	宿泊研修施設きらら交流館	社会教育課	生涯学習施設 可	平成21年度から指定管理者制度に移行する。	-	直営を継続する。	
190	青年の家	社会教育課	生涯学習施設 可	平成21年度から指定管理者制度に移行する。	-	直営を継続する。	
191	青年の家プール	社会教育課	生涯学習施設 可	平成21年度から指定管理者制度に移行する。	-	直営を継続する。	
192	天文館	社会教育課	生涯学習施設 可	平成21年度から指定管理者制度に移行する。	-	直営を継続する。	
193	市民館	社会教育課	生涯学習施設 可	平成21年度から指定管理者制度に移行する。	-	直営を継続する。	

整理番号	施設名	所管課	指定管理者制導入の可否	これまでの見直し状況	今後の方針	これまでの見直し状況	今後の方針
184	文化会館	社会教育課	文化施設 可	直営を継続する。	-	直営を継続する。	
185	歴史民俗資料館	社会教育課	歴史民俗資料館 可	直営を継続する。	-	直営を継続する。	
186	きららガラス未来館	社会教育課	生涯学習施設 可	2007.01～259ヶ月間 指定管理者による管理運営	平成23年度以降は指定管理者による管理運営を継続する。	平成24年度から指定管理者制度に移行する。	
187	市民体育館	体育振興課	スポーツ施設 可	-	-	-	
188	武道館	体育振興課	スポーツ施設 可	-	-	-	
189	アーチェリー場	体育振興課	スポーツ施設 可	-	-	-	
200	市民プール	体育振興課	スポーツ施設 可	-	-	-	
201	野球場	体育振興課	スポーツ施設 可	-	-	-	
202	サッカー場	体育振興課	スポーツ施設 可	-	-	-	
203	厚狭球場	体育振興課	スポーツ施設 可	-	-	-	
204	下村テニスコート	体育振興課	スポーツ施設 可	-	-	-	
205	岡石丸運動広場	体育振興課	スポーツ施設 可	-	-	-	
206	高千帆運動広場	体育振興課	スポーツ施設 可	-	-	-	
207	小野田運動広場	体育振興課	スポーツ施設 可	-	-	-	
208	赤崎運動広場	体育振興課	スポーツ施設 可	-	-	-	
209	水处理施設	農業集落排水処理施設	下水道	直営を継続する。	直営を継続する。	直営を継続する。	
210	仁保の上地区農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設	下水道	直営を継続する。	直営を継続する。	直営を継続する。	
211	福田地区農業集落排水施設	農業集落排水処理施設	下水道	直営を継続する。	直営を継続する。	直営を継続する。	
212	公共下水道	下水道	公共下水道 可(個別法の規制あり)	-	-	-	
	小野田水処理センター	下水道	公共下水道 可(個別法の規制あり)	-	-	-	
	山陽水処理センター	下水道	公共下水道 可(個別法の規制あり)	-	-	-	

整理番号	施設名	所管課	施設の内容	指定管理者制 導入者の可否	これまでの見直し状況	今後の方針
213	市民病院	病院局	病院	可(個別法の規 制あり)	山陽市民病院は休止し民間元 は、基幹整備と併せて後計する。	
214	上水道	水道局	上水道	可(個別法の規 制あり)	-	
215	工業用水道	水道局	工業用水道	可(個別法の規 制あり)	-	将来的には、下水道との部門統合 を検討する。
216	山陽小野田市役所	総務課	市役所	-	-	-
217	山陽総合事務所	総合部若 所・地域実行 政策課	総合事務所	-	-	厚狭地区の施設再編を検討する。
218	南支所	南支所	支所	-	-	現行のまま維持する。
219	嬉生支所	嬉生支所	支所	-	-	嬉生地区的施設再編を検討する。
220	公園出張所	市民課	出張所	-	-	現行のまま維持する。
221	厚狭出張所	市民課	出張所	-	-	現行のまま維持する。
222	出合出張所	市民課	出張所	-	-	-
223	消防本部	消防・総務課	消防施設	-	-	
224	小野田消防署	消防・総務課	消防施設	-	-	消防施設の再編について検討す る。
225	山陽消防署	消防・総務課	消防施設	-	-	
226	山陽消防署検査出張所	消防・総務課	消防施設	-	-	
227	環境調査センター	環境課	環境調査施設	可	-	現行のまま維持する。
228	小野田浄化センター	環境課	し尿処理場	可	-	基幹整備と山陽浄化センターと 統合する。

○山陽小野田市住民投票条例

(住民投票の執行)

平成18年3月29日
条例第7号

第1条 二の条例は、地方自治の本旨に基づき、市政運営上の重要な事項について市民の意思を問う住民投票の制度を設け、これによって示された市民の意思を反映し、もつて市民の福祉の向上を図ることともに、市民と行政との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(住民投票に付することができる重要な事項)

第2条 住民投票に付することができる市政運営上の重要な事項は、市が行う事務のうち、市及び市民全体に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、市民に直接その意思を問う必要があると認めらるるものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。

(1) 市の権限に属さない事項

(2) 法令の制定に付することができる事項

(3) 専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項

(4) 市の組織、人事及び財務に関する事項

(5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当ないと明らかに認められる事項

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、規則で定めることにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。

(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)、第21条の規定により山陽小野田市の選舉人名簿に登録される資格を有する者。

(2) 年齢満20歳以上の永住外国人で、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)で定めるとこころにより、山陽小野田市に住所が作成された日(山陽小野田市の区域内に住所を有する者)で同法第22条第1項の規定により転入の届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上経過し、投票資格者名簿の登録を申請したものの

2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2つ上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者。

(2) 且本邦との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者。

3 第1項第2号に該当する者であつても、次の各号のいずれかに該当する者は投票資格者としない。

(1) 公職選挙法第11条第1項各号に掲げる者

(2) 公職選挙法第252条第1項に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられた者のうち同条に規定する当該期間に相当する期間を経過しない者

(3) 公職選挙法第252条第2項に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者のうち同条に規定する当該期間に相当する期間を経過しない者。

(4) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条第1項に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられた者のうち同条に規定する当該期間に相当する期間を経過しない者。

(5) 政治資金規正法第28条第2項に規定する罪を犯し禁錮の刑に処せられた者のうち同条に規定する当該期間に相当する期間を経過しない者。

(6) 地方公共団体の議会の議員及び長の選舉に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第2項までの規定により選舉権を有しない者。

(住民投票の請求又は発議)

第4条 住民投票の請求又は発議(以下「請求等」という。)は、次に掲げる場合に行うことができる。

(1) 投票資格者の代表者がその総数の6分の1以上の者の連署をもつて請求する場合

(2) 市議会において、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、出席議員の過半数の賛成により議決されて請求する場合

(3) 市長が発議する場合

2 市長は、適正な住民投票の請求があった場合は、住民投票を実施しなければならない。

(住民投票の形式)

第5条 住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求等をされたものでなければならない。

(住民投票の執行)

第6条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議に委任するものとすする署名の証明並びに住民投票の管理及び執行に関する事務を選舉管理委員会に委任するものとする。

(選舉管理委員会の事務)

第7条 選舉管理委員会は、前条第2項の規定により委任を受けた事務を行うものとする。

(住民投票の期日)

第8条 市長は、第4条第2項の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 住民投票の投票の期日(以下「投票日」という。)は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において定めるものとする。

(投票所においての投票)

第9条 住民投票の投票を行ふ投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

(期日前投票等)

第10条 投票人は、前項の規定にかかるわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行ふことができる。

(情報の提供)

第11条 市長は、住民投票を実施する際には、投票人が賛否を判断するのに必要な情報を市民に対して提供するものとする。

(投票運動)

第12条 投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであつてはならない。

(住民投票の成立要件等)

第13条 住民投票は、投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合において、開票作業その他の作業は行わない。

2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。

(投票結果の告示等)

第14条 市長は、前条第1項の規定により住民投票が成立しなかつたときは住民投票が成立し投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市議会議長及び第14条第1項に規定する請求の場合は当該請求の代表者に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第15条 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(請求等の制限期間)

第16条 この条例による住民投票が実施された場合は、第14条の規定によることができない。この場合においては、当該事項と同一の事項又は同旨の事項について請求等を行なうことがない。

(投票及び開票)

第17条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関する事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第3号)の規定中普通地方公共団体の選舉に関する規定並びに山陽小野田市選舉執行規程(平成17年山陽小野田市選舉管理委員会告示第3号)の規定の例による。

(委任)

第18条 この条例の施行に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(山陽小野田市住民投票条例の一部改正による経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の山陽小野田市住民投票条例第3条第1項第2号の規定に該当する者として投票資格者名簿に登録されている者は、第1条の規定による改正後の山陽小

野田市住民投票条例第3条第1項第2号の規定に該当する者として投票資格者各様に登録されている者とみなす。

3 第1条の規定による改正後の山陽小野田市住民投票条例第3条第1項第2号に規定する引き続き3月以上経過していることの期間の計算については、この条例の施行の日の前日において外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が山陽小野田市の区域内にある永住外国人（以下この項において「市内居住の登録外国人」という。）については、この条例の施行の日に山陽小野田市の住民票が作成される場合に限り、この条例の施行の日の前日までの引き続いた市内居住の登録外国人である期間を通算するものとする。

山陽小野田市まちづくり市民会議要綱

平成 17 年 5 月 10 日制定

平成 17 年 10 月 3 日改正

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 24 年 1 月 14 日改正

- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 6 条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議は、原則として公開で行うものとする。

(意見の聴取等)

- 第 7 条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、助言及び説明を求めることができる。

(庶務)

- 第 8 条 市民会議の庶務は、市民生活部生活安全課において処理する。

(雑則)

- 第 9 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要綱は、平成 17 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成 24 年 1 月 14 日から施行する。

附 則

- 第 3 条 市民会議の委員は、市長が定める課題ごとに公募により選考し、

- 就任を依頼した市民（原則として、他の課題の市民会議に在任中の委員、

- 市職員及び市議会議員は除く。）おおむね 10 人から 20 人まで構成

- する。

- 2 委員の公募については、課題の内容に応じて、募集年齢、募集地域、

その他条件を付することができます。

47

48

(委員)

- 第 3 条 市民会議の委員は、市長が定める課題ごとに公募により選考し、
就任を依頼した市民（原則として、他の課題の市民会議に在任中の委員、
市職員及び市議会議員は除く。）おおむね 10 人から 20 人まで構成
する。

(任期等)

- 2 委員の任期は、第 2 条に定める所掌事項を終了した日までとする。

(任期等)

- 2 委員は、無報酬とする。

(座長及び副座長)

- 第 5 条 市民会議に座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定め
る。

2 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

山陽小野田市 市民活動推進基本方針

目 次

1	基本方針の趣旨	1
2	市民活動に関する用語の定義	1
(1)	市民の定義	
(2)	市民活動の定義	
(3)	市民活動団体の定義	
(4)	協働の定義	
3	協働に関する基本的な考え方	2
(1)	協働の必要性	
(2)	協働する全ての主体に求められる姿勢	
(3)	協働するそれぞれの主体に求められる姿勢	
4	協働のまちづくりのための支援策	5
(1)	情報の循環・蓄積	
(2)	団体間の交流・協力の促進	
(3)	人材育成	
(4)	行政への市民参画の推進	
(5)	財政支援	
5	協働のまちづくりのための体制づくり	7
(1)	市民活動支援センター（仮称）の設置	
(2)	行政における協働体制	
【参考資料】		8
1	山陽小野田市市民活動推進検討委員会設置要綱	
2	山陽小野田市市民活動推進検討委員会委員名簿	
3	山陽小野田市市民活動推進検討委員会開催状況	

平成22年2月

山陽小野田市

1 基本方針の趣旨

今日の社会経済情勢の著しい変化等を背景に、人々の価値観が多様化するとともに、地域が抱える課題や市民ニーズも複雑化・多様化してきています。このような中、地方分権の時代にふさわしい住民自治の実現を目指し、市民・行政・企業・学校等、あらゆる主体が適切な役割分担のもと地域を支える社会の仕組みを構築するため協働していくことが求められています。そのためには、各主体がそれぞれの役割と責任を互いに理解し、共通の目的の実現や課題の解決に向けて共に取り組むことが必要です。この方針は、市民の自主的・主体的な市民活動を促進し協働のまちづくりを進めるための山陽小野田市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

2 市民活動に関する用語の定義

(1) 市民の定義

この基本方針における「市民」とは、「山陽小野田市に住む人、山陽小野田市で働く人、山陽小野田市で学ぶ人」をいいます。この言葉には、状況に応じて主観的に判断して行為を選択し、その結果に対して個として責任をとることのできる自立した個人という意味が込められています。

(2) 市民活動の定義

市民活動とは、「當利を目的としない市民の自主的・主体的な社会参加活動で不特定多数の者の利益（公益）の増進に寄与することを目的とする活動」をいいます。ただし、宗教活動・政治活動を主たる目的とする活動又は選舉に関する活動は含みません。

なお、「當利を目的としない」とは会員による利益の再分配を伴わないことを指し、活動を維持するための収益活動は「當利」に含みません。また「社会参加活動」とは、地域社会の中ににおける様々な分野の課題の解決に向けて、人々が参加して行う活動を指します。

市民活動の種類

活動の種類	活動の特徴	活動の具体例
地域団体活動	地縁をベースにして、一定の地域を拠点に行われる組織的な市民活動	地域の住民組織（自治会・女性会・青年団体など）やコミュニティ活動団体（校区ふるさとづくり推進協議会など）、及びその連合体による河川清掃・整備、植樹・緑化などの環境づくり活

ボランティア活動	個人あるいは共通の目的を持つたグループが自発的な意思に基づいて他の人を助けて社会に貢献したりする活動	子どもとの地域活動・相談活動、子育て支援・子育て相談、男女共同参画、野外活動、医療・福祉、環境、災害等におけるボランティア活動など
NPO活動	特定非営利法人（NPO法人）やそれ以外の民間非営利組織による組織的な市民活動	保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、学術・文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、地域安全・人権擁護・平和・国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成、科学技術振興、経済活動の活性化、職業能力の開発または雇用機会の拡充支援、消費者の保護などに關わる組織的な活動
企業等の社会貢献活動	企業、経済団体、同業組合及びその従業員による非営利の社会貢献活動	ボランティア活動、フィランソロピー（社会貢献）活動、メセナ（芸術・文化支援）活動、環境保全活動など

(3) 市民活動団体の定義

市民活動団体とは「組織のかつ継続的に市民活動を行うことを主たる目的とする団体」をいいます。

(4) 協働の定義

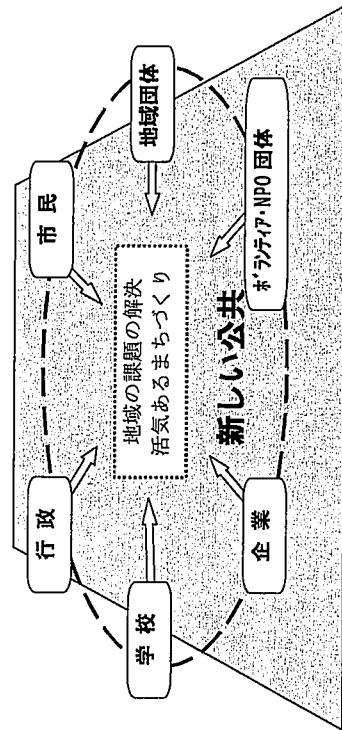
協働とは「相互の存在意義を認識し尊重しあい、相互にもてる資源を出し合い、対等な立場での共通の目的を達成するため、お互いに協力する」といいます。

3 協働に関する基本的な考え方

- 協働の必要性

少子高齢化や家族のあり方が変容する中で、暮らしの困りごとを家族や隣近所で抱いきれなくなり、地域で支えあう必要性が高まっています。また、子育て支援・高齢者の見守り・防犯・防災・環境美化など、今日の複雑化・個別化する市民のニーズに対して、法的制度を前提とした公平性に基づく行政サービスだけでは、柔軟かつ迅速に対応するのが難しくなっています。
- こうした中、市民が主役となる住民自治を実現し、地域の問題解決力やまちづ

くりの力を高めるためには、図のように、市民、地域団体、ボランティア・NPO団体、企業、学校、行政という、それぞれ異なる問題意識と、知識・技術や資金・施設など異なる資源を持った主体が、各々の強みを活かし、弱みを補いながら、さまざま組み合いで協働する、新しい公共のあり方が求められています。



(2) 協働する全ての主体に求められる姿勢
協働によるまちづくりを進めていくためには、協働する全ての主体が次のような姿勢を持つことが求められます。

- ①お互いが納得するまで話し合って、共有できる目標を立てる
- ②お互いの特性を理解・尊重して活かしあう
- ③自律的・自発的に考え、行動する
- ④対話・理解・共感を大切にし、信頼関係を構築する

(3) 協働するそれぞれの主体に求められる姿勢

それぞれの主体は、各々の特性や立場を活かし、また今後高めあっていく姿として、次のような役割をしていくことが期待されます。

① 市民

地域の課題を自分のこととしてとらえ、できることから自発的に取り組む
市民一人ひとりが、地域で生活する住民としての役割や責任を分かち合い、
隣人や地域に关心を持つことで、地域の関係や活動は変わります。協働のまち
づくりを実現するために、これから市民は、まちづくりの主体として、自覚

と責任を持って行動し、行政が行うサービスの「受け手」から、サービスの「つくり手・担い手・参加者・支援者」へと変化していくことが求められています。
さらには、市民一人ひとりが、できることから生まれる活動に自発的に
参加したり、協力することが期待されます。

② 地域団体

住民自治の核として、多様な住民の参加と力を活かした運営を行う
ある地域に暮らす人同士が、お互いを思いやり、交流を保ち、支えあって、
自分の地域を愛着の感じられる場所にしていくうえで、地域団体はとても重要な役割を果たしています。本市では、地域団体及びその連合体が活躍に活動している一方で、その活動の担い手・後継者不足といった課題も生じています。
そうした状況を改善していくためにも、地域団体には、より多くの住民の参加
と力を活かした運営によって、地域へのさらなる関心を呼び起こし、住民自治
の核でありつづけることが期待されます。

③ ボランティア・NPO団体

活動や情報発信を行って、他団体と連携してまちづくり活動を行う
ボランティア・NPO団体は、「人々の困りごとや地域の課題を何とかしたい」 「自分の技術や趣味でまちを元気にしたい」と思う市民の自発的な社会貢献活動で、その活動範囲はさまざまに広く及んでいます。多くの団体では「会員が増えない」「活動資金が不足している」などの課題を抱えていますが、今後はさらに活動や情報発信を行い、活動に他の主体を巻き込んだり、協力しあう関係を作るなど、参加・協力の輪を広げ、より効果的にまちづくりに寄与していくことが期待されます。

④ 企業

特有の資源を活かして地域貢献する
企業社会においてCSR（コーポレート・ソーシャル・リスponsibility＝企業の社会的責任）の考えが広まってきた現在、本市では既にいくつかの企業が積極的に地域貢献活動を展開していますが、さらに多くの企業が、専門知識・技術などの人的資源や、資金・施設などの物的資源を活かし、地域社会へ貢献することが期待されます。

⑤ 学校

地域資源や専門性をまちづくり活動へ還元する
地域家族化や近所づきあいの減少といった社会の変化のもと、世代間で文化を
継承したり、子どもたちの社会性を育んでいくため、学校、児童館などの教育
機関、関係機関で地域の大入を招いて経験を伝えたり、地域のテーマを勉強す

ることなどが今後さらに大切になります。また、本市に所在する4年制大学は、その専門性をより積極的に地域社会に還元していくことが期待されます。

⑥ 行政

自律的なまちづくりが発展するための環境整備を行う

これからのもちづくりは、「公共＝行政が担う」という考え方から、「新しい公共＝それぞれの主体が問題意識を共有し、各自が持っている知識・技術などの人材の資源や施設・資金などの物的資源を提供しあい、責任や役割を分担して協働する」方針へ転換していくことが求められています。これは、各主体がまちづくりの担い手として行動することと、つまり住民自治を実現することです。そのためには、行政は、各主体とより対等な関係を築くとともに、各施策の取り組み方を見直し、自律的なまちづくりが発展するための環境整備をしていきます。

協働のまちづくりのための支援策

協働のまちづくりを進めると、多くの市民が参加し、交流し、育ちあう環境をつくることの大切です。「地域の課題を解決したい」「このまちを元気にしたい」という想いを持つた各主体が、その想いを分かち合い、持てる資源を出し合うことで、お互いへの理解が深まり、新たな仲間や資源が集まつくるという循環の中で、各自の力や協力関係が熟成し、大きなまちづくりの力となります。こうした循環を支えるため、本市では、「情報の循環・蓄積」「団体間の交流・協力の促進」「人材育成」「行政への市民参画の推進」「財政支援」の5つの支援策を取り組んでいます。

(1) 情報の循環・蓄積
いまある市民活動と地域の課題を集約し、アイデアが生まれる土台をつくる協働のまちづくりを進めると必要な情報とは、「どんな取り組みや活動主体があるか」「地域でどんなことが課題になっているか」といった生きた情報です。こうした情報が一部で留まることなると、全体の情報として循環・蓄積することができます。そのためには、必要な情報がつながる仕組みを作ります。

団体間の交流・協力の促進

異なる得意分野を持つ団体が交流し、テーマを共有する仕組みをつくるさまざまな人や団体同士が知恵と力を活かしあうことでもちづくりの可能性を広げていくことが求められていますが、現実には、活動している団体同士も他の団体についてはよく知らないことが多いものです。これを改善するためには、情報を整備するだけでなく、異なる団体が出会い、対話・交流する機会を増やし

ていくことが必要です。このため、団体間のネットワークを形成して、地域の問題と一緒に話し合ったり、お互いの活動現場や経験を知る機会を増やすと共に、異なる団体との協働をコーディネートする体制を整えていきます。

(3) 人材育成

多くの市民の参加を呼び起こし、協働の流れをリードする人材を育てるまちづくりに対しては、関心が高い市民と、「他人ごと」「他人ごと」と考えている無関心な市民がいます。無関心な市民が「自分ごと」と考え、行動する市民へと変わっていくためには、「自分のまちをよりよくしたい」と市民が感じるきっかけがあり、他の人たちと語り合いや交流を重ねながら行動に踏み出していくといった「ひとの出会い・育ちあい」の循環が必要です。そのためには、市広報誌やインターネットを通じ、まちづくりについて市民啓発するとともに、研修会・意見交換会等を開催して、多様な市民の交流を促進するコーディネーターや各活動のリーダー層を育てていきます。

(4) 行政への市民参画の推進

市民の知恵を行政の施策に反映する
「市民は行政が提供する公共サービスを受ける」という関係から、「市民自らが必要な公共サービスを作る・貢献する」という関係に転換することが求められています。そのためには、行政が行う施策についての企画・実施・検証を市民と行政が共に行えるようにします。既に本市では、市民会議の開催、各種審議会への公募委員の積極的登用、パブリックコメントの実施等を行っていますが、さらなる市民参画について研究します。また、協働によるまちづくりについて、研修等を通して職員の意識啓発を行いうどもに、行政サービスについて、行政が行うことの必要性や協働によって期待できる効果を分析し、協働を進める事業を検討していきます。

(5) 財政支援

協働の一主体である市民活動団体の財政運営を支援する
財政基盤の脆弱な市民活動団体にとって、活動資金の確保は重要な課題です。限られた行政の財源を効果的に活用するため、現在行政が市民活動団体に対して行っている助成制度について随時見直しを行うとともに、新たに財政支援をする場合は透明性の確保に努めます。なお、財政的支援にあたっては、持続可能な団体運営の促進という観点から、自立化を促すよう配慮します。また、CSR意識の高まりに伴い充実化してきた企業等民間団体から市民活動団体への助成制度については、県民活動支援センター等と連携して情報提供を行うとともに、市内企業の助成制度についても情報を収集し、市民活動団体に提供する仕組みをつくります。

5 協働のまちづくりのための体制づくり

(1) 市民活動支援センター（仮称）の設置

これまでに挙げた協働のまちづくりのための支援策を推進するには、さまざまな人と情報が行き交い、新たな活動やつながりが生まれるための場所と機能を備えた施設が必要です。本市では先に、公募市民よりなる、まちづくり市民会議「市民活動支援センター構想」部会を設けて、センターの必要性・役割・運営について協議を重ねています。市民活動団体メンバーの日頃の活動での声を反映して提出された同会議の提言書の内容も踏まえて、以下のような機能を備えたセンターを設置することで、これからまちづくりを担う新しい公共が生まれる土壤を整備します。

- ① 市民活動の拠点を提供する。
- ② 市民活動や地域課題に関する情報を循環・蓄積する。
- ③ 各団体が交流・情報交換する場を整備し、ネットワークを構築する。
- ④ 研修会・交流会等により市民活動と協働のまちづくりを担う人材を育成する。
- ⑤ 市民活動団体への助成金情報を集約・提供し、団体運営を支援する。

同センターの運営は自発的な民間団体が行うことを探討していますが、経済基盤の脆弱さを考慮し、当面は行政が財政支援し、連携は密に確保します。また、その施設については市民だれもが自由に使い、容易に集える場所を検討します。なお、その機能を十分発揮していくには、人的ネットワークを持ち、意欲的に団体同士の交流を促進し、さらに、市民活動情報の収集発信に努めるなど、市民活動に関して熱意がある人材を配置することが重要なポイントです。待遇についてはその職務に見合うよう、配慮に努めます。

(2) 行政における協働体制

さまざまな分野にわたる各主体との協働を進めためには、協働推進担当部署のみでなく、各関係部署がそれぞれ自律的に協働を進める必要があります。そのためには、行政内において協働に対する意識を浸透させ、協働事業をさらに展開するため、各部署にわたり推進組織を設置し、市民活動支援センターとも連携しながら協働のまちづくりの展開をめざします。

山陽小野田市執行機関の附属機関における審議会等の会議の公開に関する要綱

(会議の開催の周知)

平成21年11月 6日制定
平成22年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市に住所を有する者（以下「市民」という。）及び学識経験者等の意見を聴き、山陽小野田市（以下「市」という。）の政策の企画、立案等に反映させることを目的として設置されている市執行機関の附属機関における審議会等の会議の公開及び議事録の公表を行い、もって政策形成過程からの市民の市政への参画を促進するとともに、市政の公正の確保と透明性の一層の向上を図るため、必要な事項を定める。

(対象会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、市民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより設置された市執行機関の附属機関における審議会等（以下「審議会等」という。）の会議及びこれに類する会議（以下「会議」という。）とする。

(会議の公開)

第3条 会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該会議の全部又は一部を公開しない。
(1) 法令、条例、要綱等の規定により、会議を公開しないこととしている場合

(2) 会議において、山陽小野田市情報公開条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）第9条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行う場合

(3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成されなくなるおそれがある場合

(会議の非公開の決定)

第4条 会議の全部又は一部を非公開とするかどうかの決定は、審議会等の長が、当該審議会等の委員の意見を聽いて行う。
2 審議会等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、市民が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

第5条 会議の開催は、第3条ただし書に規定する全部を公開しないとされた場合を除き、市ホームページに掲載する方法により周知する。

2 会議を所管する課等は、会議の開催が決定したときは、総務課に通知するものとする。

(会議の傍聴)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、当該審議会等の長に対して傍聴の申込みを行う。

2 傍聴者の定員は、会議室の規模を勘案して、会議ごとに当該審議会等の長が定める。

3 傍聴しようとする者が定員を超えるときは、先着順により決定する。ただし、当該審議会等の長が必要と認めるとときは、抽選により傍聴者を決定することができる。

(会議の秩序維持)

第7条 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう当該会議の秩序維持に努めなければならない。

2 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者
 - (2) ビラ、プラカード又は旗の類を所持している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) その他審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- 3 傍聴者は、会議が開催される時刻までに、傍聴席に着席するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 会議中みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 発言し、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (3) 騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
 - (4) はち巻き、腕章等をしないこと。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) 携帯電話を使用しないこと。
 - (7) その他の会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと。

4 傍聴者は、審議会等の長の許可を得た場合を除いて、会議において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音してはならない。

5 傍聴者は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

(1) 審議会等の長が会議を非公開とすることを宣言し、当該審議会等の委員の意見を聴いて、傍聴者の退場を命じたとき。

(2) 傍聴者が守るべき事項に違反し、審議会等の長が、当該審議会等の委員の意見を聴いて、退場を命じたとき。

6 会議を公開するときは、会議の資料を傍聴者の閲覧に供する。

7 資料の写しの作成が可能な場合は、写しの作成及び送付に要する費用を傍聴者の負担として交付することができる。

(公表用議事録の作成)

第8条 審議会等の長は、公表用議事録を作成する。

2 前項の議事録は、会議の概要又は発言要旨を記録したものであつて、会議の経過及びその結果の要点がわかるよう記載するものとする。

3 第1項の議事録に記載する事項に非公開事項が含まれる場合は、当該事項を除いたものとする。

(公表用議事録の閲覧)

第9条 前条第1項の議事録は、市長決裁の後、配付した会議の資料のうち主なものとともに、市ホームページにおいて閲覧に供する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

山陽小野田市出前講座実施要領

第8条 市民団体から申込みのあった行事が、次の各号のいづれかに該当する

と認めるときは、当該行事への職員の派遣を行わない。

(1) 趣旨

第1条 この要領は、市民が市政に対する理解と関心を深めるとともに、市民参加による市民本位の開かれた市政を推進するため、市民等により構成される団体からの申込みに応じて市職員を講師として派遣し、市の各種業務や行政課題などについて説明する出前講座の実施に関する、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 出前講座は、市内に在住、在勤又は在学している原則10人以上の団体(受講のための一時的な団体を含む。以下「市民団体」という。)を対象として実施する。

(講座内容)

第3条 出前講座の内容は、市長が毎年度別に定める。

(開催日時、場所等)

第4条 開催日時は、12月29日から1月3日までを除く日の午前9時から午後9時までの間の2時間以内とする。ただし、出前講座の担当課(以下「担当課」という。)の業務等の都合により職員を派遣できないときはを除く。

2 開催場所は、原則として市内とする。

3 開催場所の手配、催しの周知等の準備は、市民団体が行うものとする。

(経費)

第5条 出前講座への職員の派遣に要する経費は、無料とする。ただし、会場使用料、受講に必要な材料費等は市民団体の負担とする。

(申込方法)

第6条 出前講座を受講しようとする市民団体の代表者は、出前講座申込書(様式)を受講希望日の2週間前までに市長に提出するものとする。

(派遣決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、担当課と調整した上で職員の派遣の可否を決定し、申込者に通知する。

(派遣の制限)

この要領は、平成18年1月4日から施行する。

第8条 第7条の規定により職員の派遣の決定通知を受けた市民団体の代表者は、申込内容を変更し、又は受講を取り消そうとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(留意事項)

第10条 市民団体の代表者は、次に掲げる事項に留意し、出前講座が円滑に実施されるよう努めるものとする。

(1) 出前講座は、通知のあった日程及び時間内で行うこと。

(2) 出前講座は、市に対する要望、苦情等を伺う場ではないこと。

(3) 派遣した職員の担当外の業務に係る質問については、その場で説明や解答ができない場合があること。

(実施報告)

第11条 出前講座を実施した職員は、講座終了後速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 出前講座に関する庶務は、市民生活部生活安全課において処理する。(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、出前講座の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

目 次

- 第1 計画見直しにあたって 1
- 第2 基本事項 1
- 第3 歳入の見通し 2
- 第4 歳出の見通し 10
- 第5 財政収支の見通し 18
- 第6 その他指標 22

山陽小野田市財政計画
(平成22年度改定版)



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

平成23年3月

第1 計画見直しにあたって

また、人口は平成22年度国勢調査人口に更新し、最終年度は当初計画と同様に総合計画の目標人口である64,000人とした。

他の計画がある事項については、その計画との整合性を図った。

3 参考とした主な計画

- (1) 第二次定員適正化計画（平成23年2月）
- (2) 下水道事業会計収支計画（案）（平成23年3月）
- (3) 新病院建設に関する収支計画概要（平成23年2月）

本市の財政計画は、平成19年度に策定（当初計画）を行ったが、これまでマクロベースでは、歳入において、リーマンショックによる景気の落ち込みの影響における税収減、それを補う普通交付税・臨時財政対策債が大幅に増額された。また、歳出においても定額給付金事業、子ども手当制度の創設など大きく変動した。

本市では、土地開発公社の健全化に着手し、土地開発公社経営健全化対策債の活用による先行取得用地の買戻しを行い、合併特例債事業においても堅緊の課題であった学校の耐震化事業、浄化センターの統合事業を前倒しで行つてきた。

その結果、当初計画と決算額とでは乖離が生じてきた。

また、今後の見通しについても、実質公債費比率が改善されたことから財源手当てについて一定の見通しがついたことなどから、当初計画では盛り込めた新病院建設事業、ごみ処理施設建設事業等の合併特例債事業について実施の方向性が決定したため、これらの事業に着手した場合の財政状況に与える影響について示すこととする。

したがって、このたび以下の基本事項に基づいて当初計画の見直しを行つた。

第2 基本事項

1 計画期間

平成20年度～平成29年度

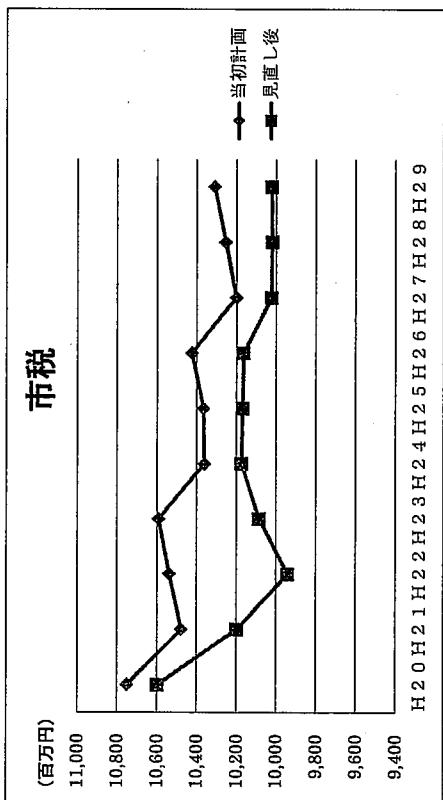
2 見直し方針

- (1) 平成20年度から平成21年度は計画額を決算額に、平成22年度は最終補正額、平成23年度については当初予算額に置き換えた。
- (2) 平成24年度以降を推計する基準値は、近年の決算額を参考とし、平成23年度当初予算を基本とした。
- (3) 固定資産税は、平成23年度当初予算を参考にし、土地については毎年度2%の減少、家屋については、毎年度2%程度の新築分を見込み、評価替えの年度に5%の減少で推計した。
- 償却資産は近年、設備投資が盛んで好調であるが、設備投資も一段落し

たと見込み、毎年度1%減少させて推計した。

(4) たばこ税は、平成24年度から県税からの移譲分を1,000万円と見込み、その後1%ずつ減少させて推計した。

(5) その他の税は、近年の決算額等を参考にして推計した。



2 地方譲与税

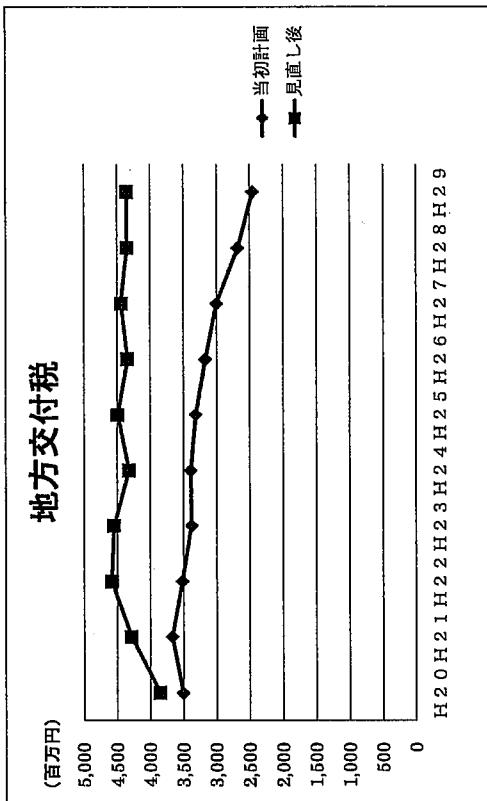
(1) 自動車重量譲与税は、エコカー減税により譲与率が倍上げされているので、減税が終了しても影響はないと思込む。

(2) その他の譲与税は、近年の決算額を参考にして推計した。

3 県税等交付金

県税等交付金は、当初計画策定時より景気が後退した影響で、配当割、株式譲渡等交付金が減少している。
また、エコカー減税の影響で自動車取得税交付金も乖離した。

(1) 自動車取得税交付金は、エコカー減税終了の影響を見込んで推計した。



4 地方交付税

地方交付税は、市税の減少及び地方再生対策費等の新規費目の追加も含め、

当初計画より大幅に増加している。

(1) 普通交付税は地域活性化・雇用特例費を平成25年度まで算入、平成27年度から合併算定替の割落としを勘案して推計した。
また、国の中期財政フレームにおいて、「平成23年度から平成25年度までは平成22年度の一般財源ベースをくだらない。」とされているので、そのように推計した。

(2) 特別交付税は、近年の決算を参考にして推計した。

5 分担金及び負担金

(1) 高齢者福祉関連は当初計画と同様に高齢者人口の伸び率で推計した。

(2) 児童福祉関連は年少人口の減少はあるものの、近年の決算額を勘案し、同額で推計した。

6 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、施設の指定管理者制度（利用料金制度）の導入等に伴い減少している。

近年の決算額を参考にして同額で推計した。

7 国庫支出金

国庫支出金は、定額給付金、経済対策臨時交付金、子ども手当制度の創設の影響により大幅に増加して推移した。

(1) 扶助費、普通建設事業関連は、歳出に応じた額で推計した。

(2) その他については、近年の決算額等を勘案し推計した。

8 県支出金

(1) 県支出金は、計画策定期に見込んでいない事業（安心こども基金事業、子宮頸がんワクチン接種、畜産基盤再編総合整備事業等）があり、当初計画を上回る推移となつた。

9 財産収入

(1) 扶助費、普通建設事業関連は、歳出に応じた額で推計した。

(2) 国民健康保険及び後期高齢者医療基盤安定制度分については、医療費の伸びに応じて増額して推計した。

(3) その他の事業については、一定額を見込んだ。

10 寄附金

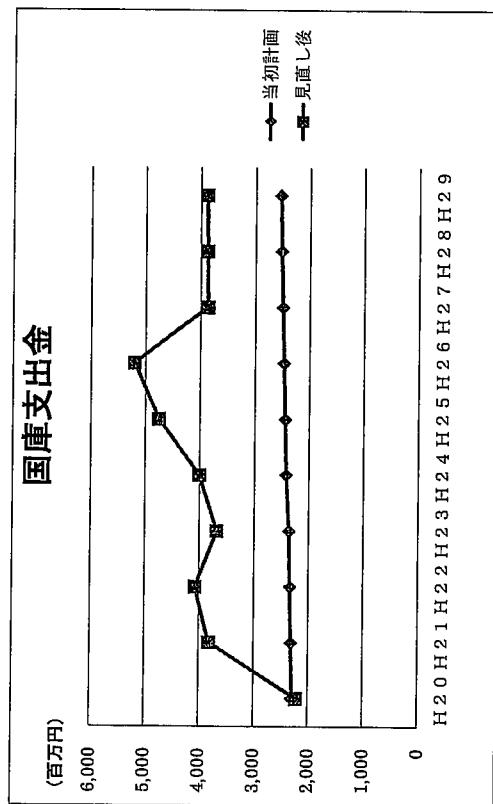
寄附金は、当初計画では見込んでいなかったが、ふるさと納税制度が開始され、一定額を見込んで推計した。

11 緑入金

(1) 財政調整基金は、各年度の財源の調整として計上した。

(2) まちづくり魅力基金は、合併特例債の償還額の範囲内で基金目的に沿つた事業に充てる。

(3) その他特定目的基金は、必要に応じて繰り入れるものとして推計した。



12 諸収入

諸収入は、平成20年度から、土地開発公社及び病院事業会計貸付金を取りやめたため、大幅減となった。

(1) 貸付金元利収入は、中小企業等融資金貸付金元利収入や地域総合整備資金貸付金元利収入を平成23年度予算及び償還表を参考にして推計した。

(2) その他の収入は、近年の決算額等を参考にして推計した。

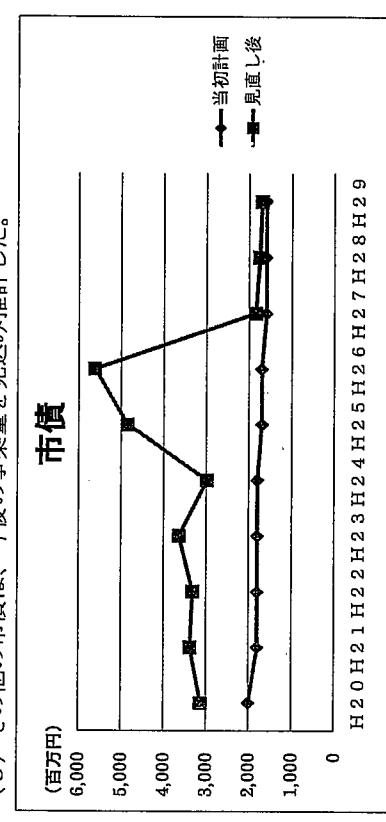
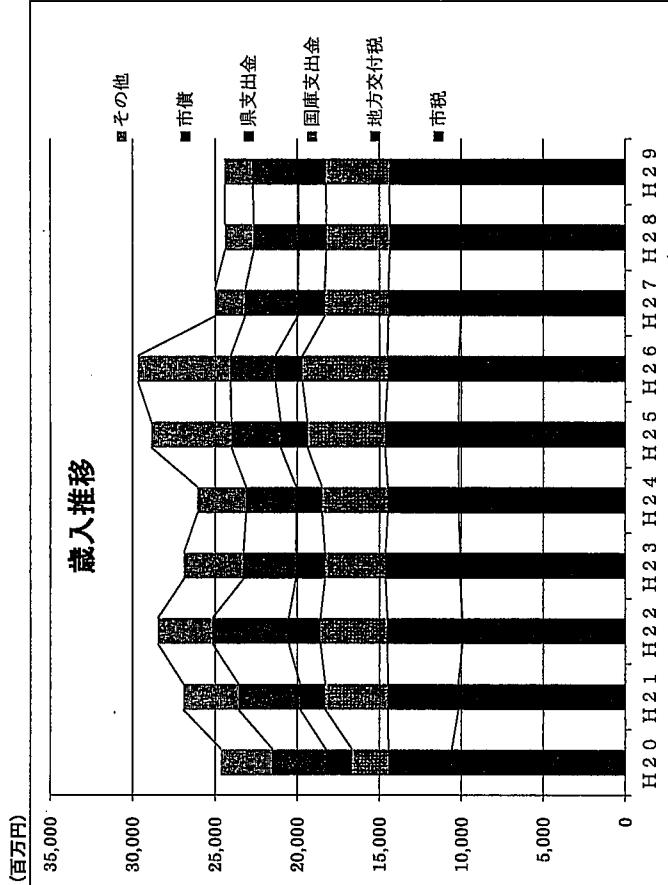
13 市債

市債は、当初計画においては公債費負担適正化計画をもとに推計したが、想定していなかった土地開発公社経営健全化対策債の発行、臨時財政対策債の大額な増額、合併特例債の本格活用の影響で乖離した。

(1) 合併特例債は、まちづくり市民会議で歴選されたものを想定して推計した。(次頁の借入計画参照)

(2) 臨時財政対策債は、現行制度の継続を見込んだ。

(3) その他の市債は、今後の事業量を見込み推計した。



第4 歳出の見通し

2 物件費

1 人件費

人件費は、給料のカット率の変更、共済費の増嵩で当初計画を上回った。
また、当初計画では早期退職等見込んでいたため乖離が発生している。

(1) 給与制度は平成23年4月現在の制度で算定し、職員給については定員適正化計画の人数に基づき推計した。

(2) 給与改定率はゼロとし、昇給率は個人ごとに算定し推計した。

(3) 組織は現行組織を基本とし、管理職は必要最小限の人数で推計した。

(4) 地方議会議員年金制度の制度見直し等を考慮した。

(5) 職員手当その他については、平成23年度当初予算を基本として推計した。

物件費は、指定管理者制度の導入や臨時職員の増加の影響で、当初計画を上回った。

需用費・役務費については、平成23年度予算額をベースに毎年1%削減して推計した。

3 維持補修費

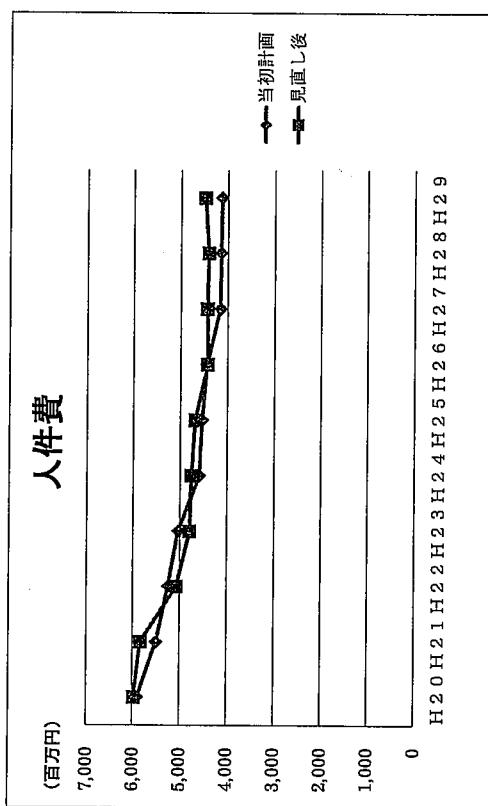
平成23年度当初予算を基本とし、施設の耐震化及び今後の施設再編を見込んで、平成27年度以降毎年5%削減するとして推計した。

4 扶助費

扶助費は、子ども手当制度の創設、生活保護費の伸びが大きく、当初計画より高い水準で推移した。

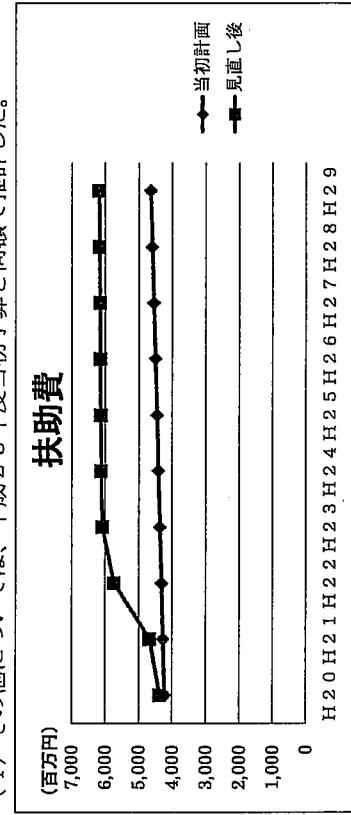
(1) 子ども手当は、平成23年度当初予算を基本とし、年少人口推移を考慮して減少していくものとして推計した。

人件費



- (2) 生活保護費は、毎年2%程度の伸び率で推計した。
(3) 高齢者福祉費については、高齢化率を考慮し、推計した。
(4) その他については、平成23年度当初予算と同額で推計した。

扶助費



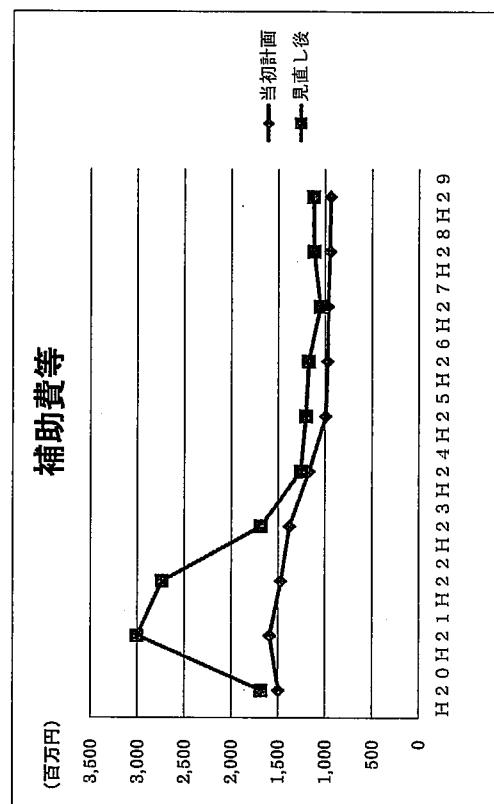
5 捧助費等

補助費等は、特に定額給付金の支給及び基金からの長期借入金の償上償還の実施の影響で平成21年度、平成22年度に大きく増加し乖離した。
新病院建設に伴う一般会計負担分について新たに計上した。

(1) 病院事業会計繰出金は、新病院建設を想定した収支計画をもとに推計した。

(2) 土地開発公社貸付金を廃止し、利子補給方式とした。

(3) その他については、当初計画を基本として推計した。

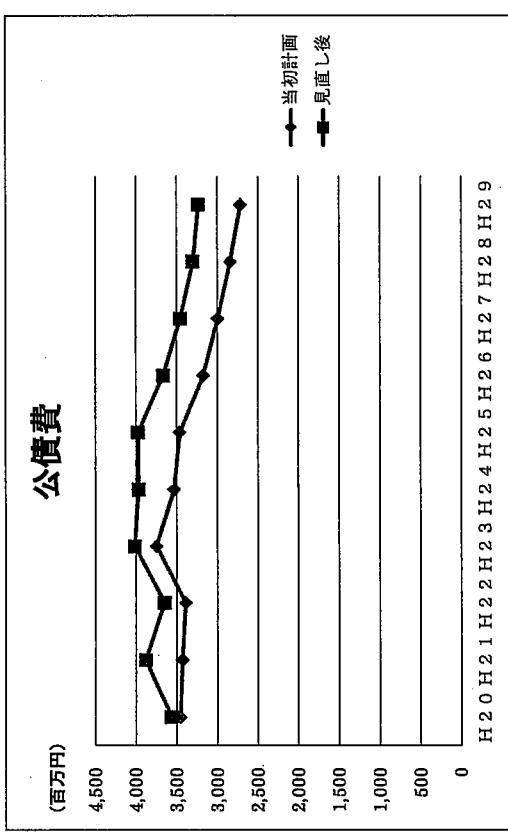


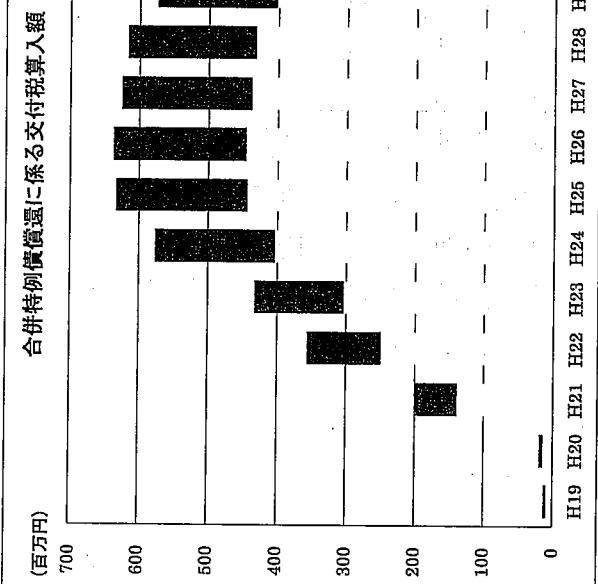
6 公債費

公債費は、市債の推計と同様に当初想定していないかった市債（土地開発公社健全化対策債、臨時財政対策債の増額、まちづくり魅力基金造成事業債等）の影響で当初計画を上回る推計となつた。

(1) 平成21年度までに発行済みの市債は、償還年次表に基づき算定した。

(2) 平成22年度以降に発行する市債は、市債発行見込額をもとに、償還期間に応じて利率を0.8%～2.5%程度で想定して推計した。





9 貸付金

貸付金は、土地開発公社及び病院事業会計貸付金を利子補給方式に変更したため、大幅な減少となつた。
商工・労働関連の預託金は、平成23年度当初予算と同額で推計した。

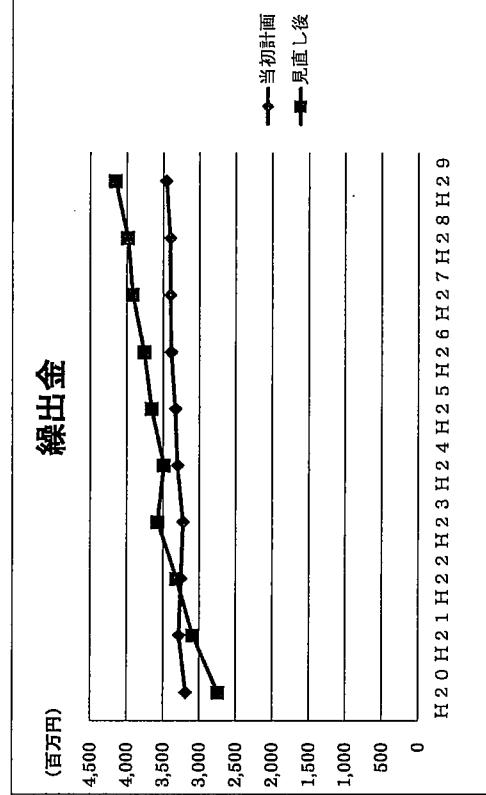
10 繰出金

繰出金は、下水道事業特別会計で事業規模の縮小、資本費平準化債の活用で繰出金を抑えたが、今後の医療費の伸びや高齢者人口の増加で当初計画を上回る推移となつた。

(1) 国民健康保険特別会計、後期高齢者療養給付費等は、医療費の伸びを3%として推計した。

(2) 介護保険特別会計は、高齢者人口の伸びと認定率の上昇を考慮して推計した。

(3) 下水道事業特別会計は、当該事業の収支計画をもとに推計した。



7 積立金

積立金は、当初計画では、平成23年度まで預金利息以外は計上していないかったが、まちづくり魅力基金の造成を行ったこと、退職手当基金、減債基金の計画的な積立てにより、一定の基金残高の確保ができる。減債基金、退職手当基金、ふるさと支援基金については、毎年定額積み立てるものとして推計した。

8 投資及び出資金

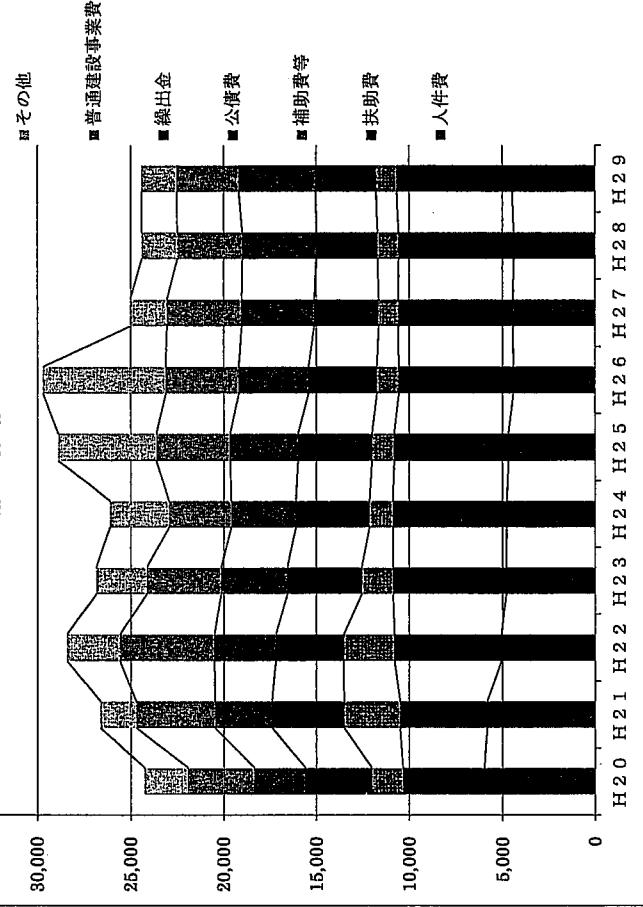
投資及び出資金は、新たに新病院建設にかかる出資金を平成25年度、平成26年度で6.5億円ずつ計上し、水道事業の石綿管更新に伴うものを更新計画に基づき推計した。

11 災害復旧費

災害復旧費は、決算額及び予算額を計上し、平成24年度以降は見込んでいない。

(百万円)

歳出推移

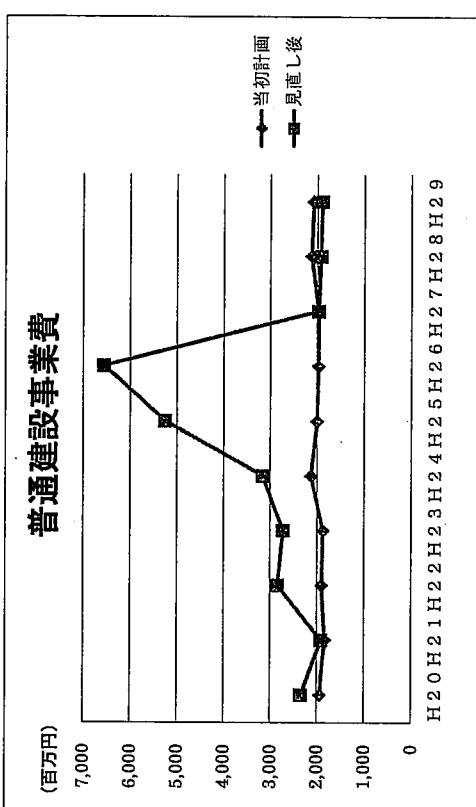


12 普通建設事業費

普通建設事業費は、土地開発公社健全化に伴う用地の買戻し、学校耐震化事業の実施により当初計画を上回っており、今後も合併特例債の活用事業の実施で大幅に上昇するが、その後は当初計画並みと見込める。

(1) 合併特例事業については、まちづくり市民会議で承認された事業を中心、総括として計上した。

(2) 合併特例債事業以外の事業費は、現時点での計画等を含め計上した。



第5 財政収支の見通し

第6 その他指標

平成21年度決算において、当初計画では見込んでいなかった財政調整基金及び減債基金への積み立てを行い6億2千万円余りの残高を確保できること、特定目的基金についても退職手当基金への積み立てを一定のルールをもって行い1億7千万円程度、まちづくり魅力基金も平成21年度から3か年で17億4千万円の積立を行うこととし、平成21年度には5億8千万円の残高を確保できたことは、これまで全市的に取り組んだ財政健全化への取り組みの成果である。

今後は、本格的に合併特例債事業を行うことから、収支が厳しい年年度も予想されるが、これらの基金を有効活用することにより、乗り切ることができる見通しがある。

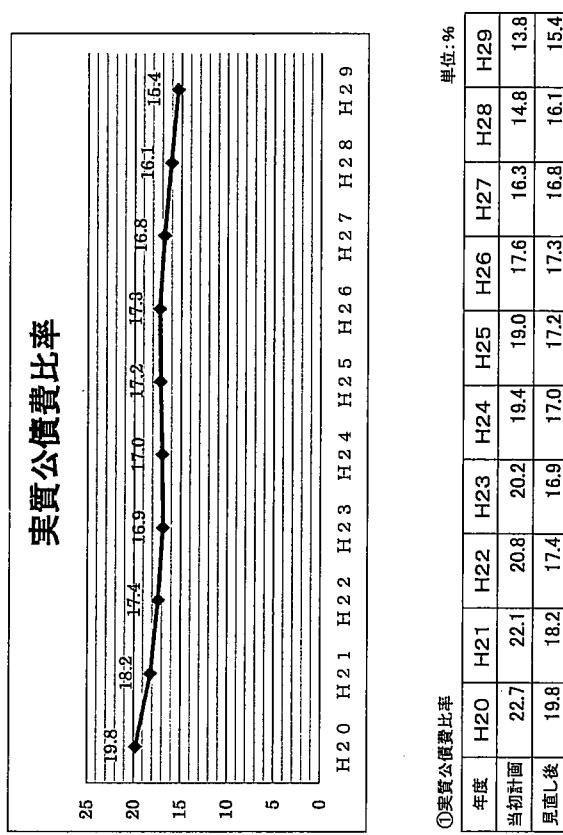
また、このたびの計画の見直しは、今後予想される事業を行いうにあたっての財政的なフレームを示すためのものであり、事業費は計画段階での事業費を用いている。したがって、今後事業が具現化する中で事業費は圧縮される見通しだである。

1 実質公債費比率

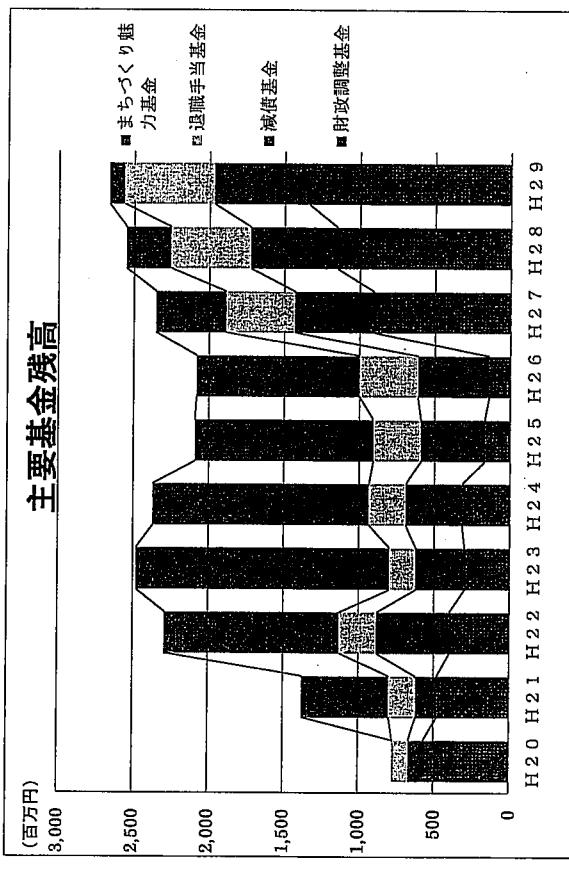
実質公債費比率は、当初計画策定後算出方法の改正が行われ、平成22年度には、目標値であった18%を下回り、地方債許可団体から協議団体へと移行した。

今後、退職手当債や土地開発公社経営健全化政策債の影響により一時的に数値が上昇することがもあるが、18%を上回らないものとする。

実質公債費比率

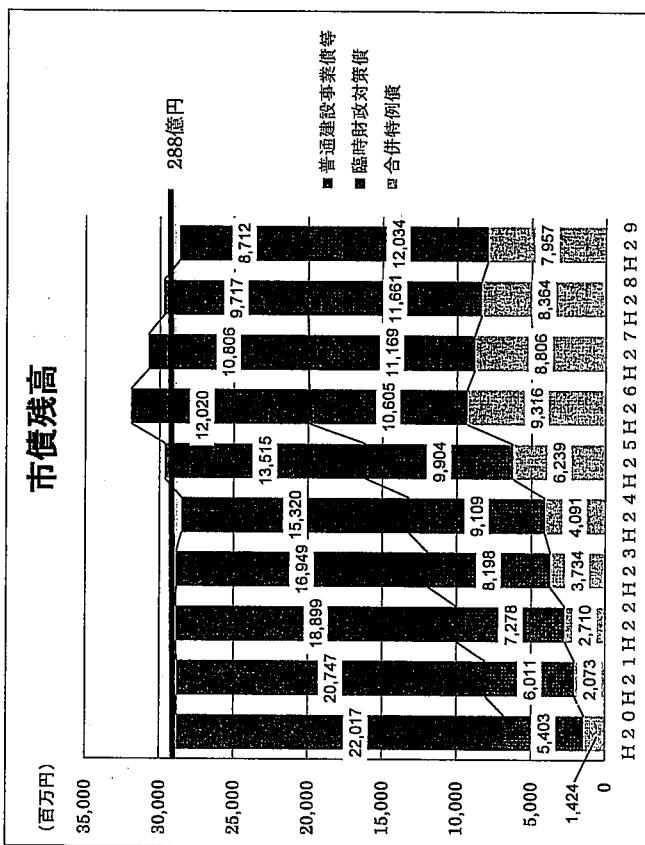


①実質公債費比率



2 市債残高

市債残高は、当初計画で見込んでいなかった合併特例債や土地開発公社経営健全化対策債、臨時財政対策債の増額等の影響で大幅に上昇するが、計画最終年度で計画初年度の数値を上回らないものとする。



②地方債残高

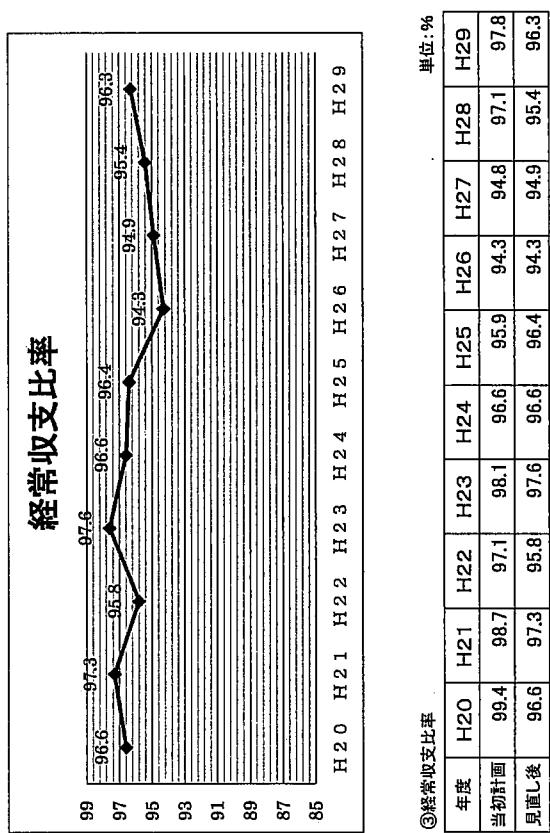
単位:百万円

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
当初計画	28,106	26,985	25,939	24,515	23,290	22,020	21,019	20,081	19,288	18,613
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち普通債等	22,017	20,747	18,899	16,949	15,320	13,515	13,515	13,515	13,515	13,515
うち臨時財政対策債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち合併特例債	5,403	6,011	7,278	8,198	9,109	9,904	10,605	11,169	11,661	12,034
うち公債	1,424	2,073	2,710	3,734	4,091	6,239	8,198	9,109	9,904	10,605

3 経常収支比率

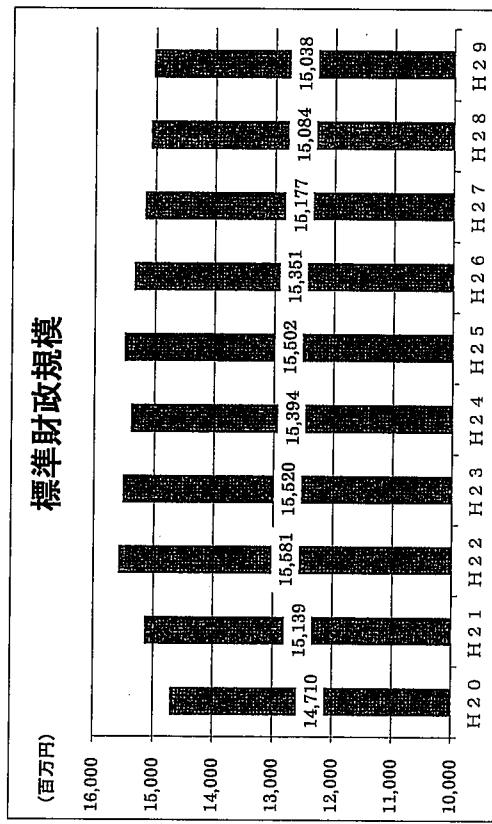
経常収支比率は財政の硬直化を示す数値であり、改善する必要があるが、総合計画の目標値8.5%と大幅に乖離している。これは、主に人件費と公債費の影響が大きい。

計画期間中は、必要な事業にも取り組んだ上でも9.5%前後で推移するものと見込み、今後、人件費については定員適正化計画、公債費については近年地方債の発行を抑制したことの効果が徐々に現れてくると見込む。



4 標準財政規模

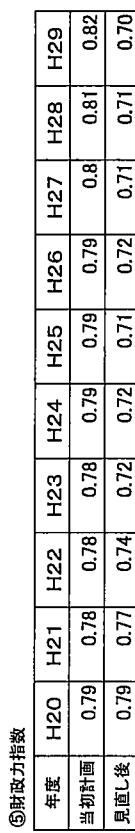
標準財政規模は、自治体の標準的な一般財源の規模を示すものである。計画後半には、普通交付税、臨時財政対策債の減少の影響で規模が縮小するを見込む。



④標準財政規模

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
当初計画	14,386	14,216	14,009	13,788	13,603	13,531	13,435	13,080	12,803	12,627
見直し後	14,710	15,139	15,581	15,520	15,394	15,502	15,351	15,177	15,084	15,038

単位：百万円



⑤財政力指数

新地方公会計制度に基づく財務4表

山陽小野田市が保有する資産（現金、土地、建物）・負債（地方債、債務負担）の状況はこれまでも予算、決算を通じて公表しているますが、行財政運営の説明責任が求められる中、財務状況をより的確に把握するとともに、市民に分かりやすく公表するために、普通会計及び関係団体を含む連結の財務4表を作成しました。

作成にあたっては、平成19年に「総務省方式改定モデル」の基準を採用し、昭和44年度以降の「地方財政状況調査」に基づいて作成しています。

山陽小野田市財務書類 (総務省方式改訂モデル)

■新地方公会計制度の概要

平成18年に制定された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）」を契機に、地方公共団体の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の実現」が位置づけられました。これにより、「新地方公会計制度研究会報告書」で示された「基準モデル」または「総務省方式改定モデル」のどちらかを採用した財務4表を平成21年度までに整備することとされました。

1. 制度整備の目的

- ①資産・債務管理
- ②費用管理
- ③財務情報の分かりやすい開示
- ④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け
- ⑤地方議会における予算・決算審議での利用
- 2. 総務省方式改定モデルと基準モデルの特徴
 - 総務省方式改定モデル
 - ・売却可能資産については時価評価
 - ・売却可能資産以外の資産については地方財政状況調査のデータを使用
 - ・資産評価、台帳整備については段階的に整備する
 - 基準モデル
 - ・すべての固定資産（普通財産及び行政財産）について台帳整備し時価評価
 - ・歳入歳出データを発生主義に基づき仕訳

■財務4表の概要

1. 貸借対照表（バランスシート）
- 1 貸借対照表から何がわかるのか

(1) 貸借対照表とは
貸借対照表とは、自治体が住民サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのように財源（負債・純資産）で賄つてきたかを総括的に対照表示した一覧表です。また、資産合計額と負債・純資産合計額が一致し、左右がバランスしている表であることがあります。

(2) 貸借対照表の構成要素（資産・負債・純資産）
貸借対照表は、資産、負債及び純資産から構成されています。

平成25年3月

山陽小野田市 総合政策部 財政課

「資産」には、①自治体が住民サービスを提供するために使用するもの（売れる資産、回収する資産、施設などの有形固定資産）と、②将来、自治体に資金流入をもたらすものの（売れる資産、回収する資産）の2つがあります。例えば、①についてはインフラ資産など、②については税金の未収入金や売却可能な資産などを含みます。「負債」とは、将来支払い義務の履行により自治体から資金流出をもたらすものであります。負債に計上される主たる項目として地方債があります。地方債は、将来償還していく義務があるため債務へ計上されます。また、地方債は、公共資産など、住民サービスを提供するために保有する財産の財源としてみた場合、住民サービスを受けける世代間に「純資産」という観点から発行されています。このため、負債は、「将来世代が負担する部分」という観方ができます。

「資産」とは、大きく公共資産、投資等、流動資産に分類されます。

2 資産の内訳

(1) 公共資産

「公共資産」は、「有形固定資産」と「売却可能資産」から構成されており、資産の大部分を占めています。

「有形固定資産」とは、長期間にわたって住民サービスを提供するために使用されるもので、具体的には、土地、建物、機械装置などが該当します。ここに計上されている金額は、昭和4年度以降に取得したものの累計額から減価償却の累計額を差し引いた後の金額となっています。

また、「有形固定資産」は、行政目的別に区分されています。これは、自治体が提供する住民サービスの種類が多く、どういった分野の資産を持つかを把握することが有用と考えられます。

一方、「売却可能資産」とは、公共資産のうち、遊休資産や未利用資産など、現在行政目的のために使用されていない資産のうち売却方針の決定している資産を表しています。

(2) 投資等

「投資等」には、公社や第三セクター等への出資金や貸付金、基金、回収期限が到来してから1年以上回収できていない債権（長期延滞債権）などの資産が計上されています。

① 投資及び出資金

「投資及び出資金」のうち主要なものは、公営企業や公社、第三セクター等に対する出資金・出えん金です。これらは公営企業や地方三公社、第三セクター等を通じた行政サービスの提供に活用されています。また、「投資損失引当金」とは、連結対象となる会計・団体・法人の財政状況が一定以上悪化した場合、その損失に備えて計上される科目であり、マイナス金額で計上されます。なお、「投資損失引当金」に金額が計上されている場合は、財政状況が悪化した公営企業会計や地方三公社、第三セクター等を抱えていることがあります。

② 貸付金

「貸付金」には、福祉資金や住宅改良資金、災害援護資金、奨学生などの福祉的な目的の貸付金や、中小企業振興や地域振興など産業振興目的の貸付金などがあります。なお、返済期限が到来しているにもかかわらず回収されていない貸付金は、「未収金」あるいは「長期延滞債権」として別に計上されるため、「貸付金」に計上されない金額は、返済期限到来の債権の額となります。

③ 基金等

基金には、特定の目的のために資金を積み立てる（資金を使用する際に定額の資金を運用する）「特定目的基金」と、特定目的のための基金（資金を運用する）「定額運用基金」があります。貸借対照表では、「退職手当基金」と「その他特定目的基金」と「その他の定額運用基金」が定額運用基金に該当する財源の備えといえます。

④ 長期延滞債権

「長期延滞債権」とは、納付期限や回収期限から1年以上経過しているにもかかわらず、まだ収入されていない債権を指します。なお、これらを減少させていくことはできる限り発生させないようにする必要があります。「長期延滞債権」はできる限り少ない方がよいといえます。

⑤ 回収不能見込額

「貸付金」及び「長期延滞債権」のうち回収不能となることが見込まれる金額を、「回収不能見込額」として表示しています。回収不能となる金額は、個別の債権ごとに、あるいは過去の回収不能実績をもとに一括して見積もります。

(3) 流動資産

「流動資産」には、現金、必要に応じてすぐに使える基金、税金等の未収入金が計上されます。

① 現金預金

「現金預金」には、「財政調整基金」、「減債基金」、「歳計現金」があります。「財政調整基金」や「減債基金」は将来の収入源や不測の支出、地方債の償還に備えて積み立てている基金です。これらの残高が多ければ今後の財政運営に比較的余裕があるといえます。また、「歳計現金」はその年度の収入から支出を差し引いた残高です。

② 不収金

「未収金」は、その年度の歳入として認定したが、まだ収入がないものを「地方税」と地方税以外の「その他」に区分して表示しています。なお、納付（回収）期限から1年以上経過した債権は長期延滞債権に計上されます。また、長期延滞債権と同様に回収不能見込額も計上されます。

3 負債の内訳

(1) 固定負債

「固定負債」とは、貸借対照表日の翌日から1年以内に支払や返済が行われる予定のものをいいます。

① 地方債

「地方債」には、地方債のうち翌々年度以降に償還されるものが計上されます。したがって、地方債残高の総額は、固定負債の「地方債」と流動負債の「翌年度償還予定期」を合計したものであることに注意する必要があります。

② 長期未払金

「長期未払金」とは、既に物件の引渡しやサービスの提供を受けたものについてまだ支払っていない額、あるいは債務保証や損失補償の履行が決定した額などです。

③ 退職手当引当金

「退職手当引当金」は、職員が当該年度末時点で退職した場合に必要となる退職手当額であり、将来職員が退職した時点で支払う必要がある金額です（実際に退職する時点ではさらに大きい金額となります）。したがって、退職手当引当金に見合った「退職手当目的基金」や「退職手当組合積立金」が計上されない場合、その差額分の退職手当の支払いは将来の税収などにより拘われなければならないことになります。

(2) 流動負債

「流動負債」とは、1年以内に支払や返済をしなければならないものをいいます。

① 翌年度償還予定地方債

地方債のうち翌年度償還予定額です。

② 短期借入金（翌年度繰上充当金）

収支不足が発生した場合は翌年度の予算から前借りすることになりますが、この前借り額（収支不足額）が「短期借入金（翌年度繰上充当金）」として計上されます。

③ 未払金

固定負債の長期未払金が翌々年度以降の支出予定額に対して計上されます。

④ 翌年度支払予定退職手当

「翌年度支払予定退職手当」とは、職員に支払う退職手当のうち翌年度支払予定額です。したがって、「翌年度支払予定退職手当」と固定負債の「退職手当引当金」とを合計した額が現時点で退職した場合に必要となる退職手当の合計額となります。

⑤ 賞与引当金

「賞与引当金」とは、翌年度に支給される賞与のうち當年度に発生した部分です。

4. 純資産の内訳

「純資産」は、公共資産等整備国庫補助金等、公共資産等整備一般財源等、その他一般財源等、資産評価差額に分類されます。

① 公共施設等整備国庫補助金等

「公共施設等整備国庫補助金等」とは、住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち国・県から補助を受けた部分です。したがって、公共資産等を整備してきた部分が大きいことがわかります。

② 公共資産等整備一般財源等

「公共資産等整備一般財源等」とは、住民サービスを提供するための財産を取得した財源の計上額が大きい場合は、国庫補助金等によって公共資産等によつて整備された部分が大きいことがわかります。

③ その他一般財源等

「その他一般財源等」とは、公共資産等以外の資産から公共資産等整備財源以外の負債を差し引いた額です。したがって、翌年度以降に自由にしようできる財源ということがあります。

④ 資産評価差額

「資産評価差額」とは、「売却可能資産」の取得価額と売却可能価額との差額や「投資及び出資金」のうち市場価格のある有価証券の取得価額と時価の差額などです。資産の再評価により増加あるいは減少した額が計上されます。

5. 注記

貸借対照表には本表以外に注記情報も記載されています。記載情報から何が読み取れるか見ておきます。

① 他団体及び民間への支出金により形成された資産

地域住民のための資産整備は、自団体で計上された資産にこの注記額を合算してみるににより形成されますが、これまでにどれだけの資産整備を行つてきましたか。なお、貸借対照表に計上されている有形固定資産と同様、減価償却を行つたものとします。額を算定していますので、記載されている金額は減価償却累計額控除後の金額となります。

② 債務負担行為に関する情報

① 「債務負担行為に関する情報」には、貸借対照表の「長期未払金」「未払金」に計上されたもの以外に将来負担となる可能性があるものが計上されています。

③ 交付税置地方債の金額

先に述べたように、地方債の中にはその償還財源として地方交付税収入が見込まれるもののが存在しますので、その金額が注記されています。

④ 普通会計の将来負担に関する情報

自治体財政健全化法が公布され、地方公共団体の財政健全化の枠組みが大きく変わりましたが、健全化を判断する比率の一つである「将来負担比率」に関する情報が記載されています。普通会計の将来負担として見込まれる金額及び将来負担を軽減する財源として見込まれる金額がわかります。

⑤ 土地及び減価償却累計額

有形固定資産のうち土地の金額と減価償却累計額が注記されています。これにより土地以外の償却資産の金額もわかりますので、どの程度減価償却が進んでいるかを把握することができます。

II. 行政コスト計算書

1. 行政コスト計算書から何がわかるのか

(1) 行政コスト計算書とは

行政コスト計算書は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間の行政活動のうち福祉活動やごみの収集といった資産形成に係がつかない行政サービスに係る経費とその行政サービスの直接の対価として得られた財源を対比させた財務書類です。

(2) 行政コスト計算書の構成要素と性質別・目的別行政コスト

行政コスト計算書は、「経常行政コスト」と「経常収益」からなり、これらを差し引きしたものが、「純経常行政コスト」になります。また、行政コスト計算書は性質別と行政コスト計算別（行政分野別）の形式で表示されます。性質別の区分と目的別行政の区分とをマトリック形式で表示することで、どのような性質の経費が用いられていくかがわかるようになります。

「経常行政コスト」（行政コスト）に分解して見る方法があります。性質別行政コストと行政目的別（目的別行政コスト）とに分類することができます。性質別行政コストで経常行政コスト計算書を縦方向に見ると、「性質別行政コスト計算書」で経常行政コストの内訳を見ると、人件費、物耗費といつた発生主義特有の勘定科目とで表されています。手当引当金繰入等や減価償却費といった節で示されられています。

このように、「性質別行政コスト計算書」では、資産形成に結びつかない1年間の行政サービスを提供するにあたって人件費や物耗費等、補助金といつたなどの費用の経費が用いられたか、またこのようないくつかのサービス提供の見返りとしての費用や手数料といった受益者負担がどの程度あつたのかを把握することができます。一方、行政コスト計算書を横方向に見ると、「目的別行政コスト計算書」では、計上行政コストと経常収益が、生活インフラ・国士保健、教育、福祉といった行政目的別にそれぞれどの程度あつたかを見ることができます。

2. 経常行政コスト、経常収益と純経常行政コスト

資産形態に結びつかない1年間の行政サービスを提供するために要した経費の金額を経常コストで表し、施設利用料など主に行政サービスを提供する過程で受領された受益者負担を経常収益で表されています。行政サービスを提供する上で最も重要な財源である税収を経常収益に含めています。行政コストと経常収益との差引きで表される純経常行政コストこのように、経常行政コストと経常収益との概念とは異なり、資源形成に結びつかない、1年間の行政サービスを提供する上で用いられた経費から受益者負担などの収益で賄われたものを差し引いた額で、地方税や地方交付税といった一般財源や資産の売却益などで賄わなければならぬコストを表します。

3 行政コストの内訳とコスト構造

(1) 性質別行政コストの内訳とコスト構造

行政コスト計算書を性質別にその内訳を見ると人件費、物件費、補助金等となっています。このように、経常行政コストを人件費などと定義するため、純経常行政コスト同じ行政サービスを提供するにしても、職員自らがその活動を行えれば人件費の金額と割合が大きくなります。一方で、外部の団体等に委託しその団体がサービスを提供すると、人件費の割合が高くなります。その他にも、自前の施設を用いて行政サービスを提供するかによってコスト構造は異なることがあります。

(2) 目的別行政コストの内訳とコスト構造

経常行政コストを目的別に見ていきます。例ええば、その自治体がどのような行政分野に力を入れているかを把握することができます。これは大都市圏で働く保護者の児童のための教育するサービスを充実させることがその目的の一つとして考えられます。また海岸に面する自治体では、生活インフラ・国土保全の割合が高くなっています。さらに公立立派な行舎を所有する自治体では、目的別には総務、性質別には減価償却費の割合が高くなります。これは、目的別に見たコスト構造でも説明したように、どのような手法で行政サービスを提供するかは、使用して行った場合、環境衛生の人件費、物件費及び減価償却費は自前の場合よりも多くなりますが、環境衛生の補助金等は自前の場合よりも少くになります。

III 純資産変動計算書

1 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が1年間でどのように変動したかを表している計算書です。純資産の部は、今までの世代が負担してきた部分が積みたのがわかることがあります。

(1) 純経常行政コストと財源

純経常行政コストの金額に対して一般財源及び経常的な補助金等受入の金額がどの程度あるかを見るごとに、純経常行政コストが受益者負担以外の経常的な財源によりどの程度賄われているかがわかります。

(2) 臨時損益

経常的なコストや財源のほかに、公共資産の除売却や第三セクター等に対する債権の放棄など、臨時的な要因によるコストや収入も発生します。

(3) 資本的な収入及び支出に伴う純資産内部の振替が発生します。

① 公共資産整備への財源投入、賞付金・出資金等への財源投入

これは、財源として拘束されていなかつた一般財源が、公共資産や貸付金・出資金等として拘束されることを表しています。
② 公共資産処分による財源増、賞付金・出資金等の回収等による財源増
これは、公共資産等の財源として拘束されていた財源が、公共資産の处分や貸付金・出資金等の回収により使途の自由な一般財源として回収された(資本的取入)ことを表しています。

③ 減価償却による財源増

これは、②と同様に、公共資産等の財源として拘束されたこととを表しています。
④ 地方債償還による財源増
これは、(価値減少)に伴い一般財源として回収されたことを表しています。
なお、減価償却費は行政コスト計算書に計上されていていたため、純経常行政コストに含まれています。したがって、その他一般財源等は結果的に増減せず、公共資産等整備国庫補助金等及び公共資産等整備一般財源等のみが減少することになります。

④ 公共資産等整備の財源として発行された地方債を償還することにより、公共資産等整備の財源のうち地方債によって賄われていた部分が一般財源に置き換わることになります。

公共資産等整備財源として発行された地方債を償還するところを置き換わるところです。すなわち、公共資産等整備財源として発行した地方債を償還するところです。したがって、公共資産等整備一般財源等整備への財源投入と同様に、償還額をその他一般財源等から公共資産等整備へ振り替える必要があります。

(4) 資産評価による増減

売却可能な資産や有価証券の時価評価に伴い、評価による増減額が生じます。また、価値のある資産を無償で受贈したことにによる受贈益が発生する場合もあります。これらは潜在的な一般財源を増減させて資産評価差額として計上します。

IV 資金収支計算書

1 資金収支計算書から何がわかるのか

資産収支計算書は、歳計現金(=資金)の出入りの情報を性質の異なる3つの区分(活動)に分けて表示した財務書類です。3つの区分とは、「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」及び「投資・財務的収支の部」です。
まず、経常的収支の部には、人件費や物貲費などの支出と税収や手数料などの収入が計上されており、日常の行政活動による資金収支の状況が表示されています。
次に公共資産整備収支の部では、公共資産の整備などによる支出とその資金の使途として助金・借金などによる収入が計上されており、いわゆる公共事業に伴う資金の使途との財源の状況が表示されます。

最後に投資・財務的収支の部には、出資、貸付、基金の積み立て、借金の返済などによる支出とその財源である補助金、借金、貸付金元金の回収などの収入が計上されており、投資活動や借金の返済(財務活動)による資金の出入り状況が表示されます。
以上の3つの区分で表される資金収支計算書からは、自治体のどのような活動に資金が必要とされ、それをどのように賄ったのかがわかるとともに、歳計現金をどのように性質の活動で獲得し、また使用しているのかを読み取ることができます。

2 経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の関係

資金収支計算書の3つの区分は、経常的収支の部で生じた収支余剰(黒字)で公共資産整備収支の部と投資・財務的収支の部の収支不足(赤字)を穴埋め(補てん)するという関係になります。

経常的収支の黒字よりも公共資産整備収支と投資・財務的収支の赤字合計が大きい場合、期首にあつた歳計現金が減少していることを表します。

なお、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支の合計は、その年度の歳計現金の増減額と一致します。

3 経常的収支の部の内訳

支出には、人件費、物件費などの日常の行政サービスを行いうに当たつて必要な支出項目が並んでいます。また、歳入歳出決算では公債費も含まれている地方債の利息部分や他会計に対する繰出金のうち事務費等の充当財源も経常的収支の部に計上されます。一方、収入には、地方税、地方交付税などの日常の行政サービスのための支出を指す収入（財源）が計上されています。また、地方債発行額が計上されていますが、これは、日常の行政サービスの財源として臨時財対策債などのいわゆる赤字地方債を発行したことなどを表しています。

4 公共資産整備収支の部の内訳

支出には、自団体で社会資本を整備する公共資産整備補助金等支出、そして他会計への繰出金矢補助費等のうち建設費を五つに分けてあります。一方、収入には、公共資産整備支出の財源となつた国県補助金等、地方債発行額、基金取崩額などが計上されています。

5 投資・財務的収支の部の内訳

支出には、借金の返済額、他会計の借金返済に充当するための繰出金や補助金、他団体等に対する出資、貸付金、基金への積立額が計上されています。一方、収入には、支出の財源となるたつた国県補助金等の他、貸付金の回収額や公共資産の売却収入が計上されています。

6 注記

(1) 一時借入金に関する情報

一時借入金の借入及び返済は決算上歳出として扱われないため、資金収支計算書にも計上されません。しかしながら、タバコ市の財政破綻でも問題になつたように、資金繰りに関する情報としては非常に重要な情報です。したがつて、資金収支計算書には一時借入金の増減が含まれていないといふことから、一時借入金の借入限度額、一時借入金利子の金額が注記されています。

(2) 基礎的財政収支に関する情報

地方債の発行・償還や財政調整基金・減債基金の積立・取消しを除いた、基礎的な収支情報が注記されています。

(3) 岐計外現金

一時借入金以外にも、保証金や敷金、都道府県税の預かりなど、歳入歳出決算外で行われる資金取引があります。これらについて重要なものは注記されますがわかります。計算書で見える資金移動以外にもこれらの資金を取り扱っていることがわかります。

普通会計（一般会計）財務書類

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
1. 公共資産	87,084	1. 固定負債	25,188
(1) 有形固定資産	0	(1) 地方債	1,905
(2) 無形固定資産	105	(2) 長期未払金	5,054
(3) 売却可能資産		(3) 退職手当引当金	0
2. 投資等	999	(4) その他	3,491
(1) 投資及び出資金	653	2. 流動負債	937
(2) 貸付金	2,865	(1) 厝年度償還予定地方債	
(3) 基金等	424	(2) その他	
(4) その他		負債合計	36,575
3. 流動資産	2,357	純資産の部	
(1) 現金預金	721	純資産合計	58,056
(うち歳計現金)			
(2) 未収金等	144		
資産合計	94,631	負債及び純資産合計	94,631
純資産変動計算書			
自 平成23年4月 1日	至 平成24年3月31日	自 平成23年4月 1日	至 平成24年3月31日
1. 人におけるコスト	22,663	期首純資産残高	52,500
(1) 人件費	4,052	財源調達	△ 21,684
(2) 退職手当引当金繰入等	824	一般財源	
2. 物にかかるコスト	2,751	地方税	10,847
(1) 物件費	131	地方交付税	5,083
(2) 維持修繕費	131	その他	1,552
(3) 減価償却費	2,767	補助金等受入	5,304
		その他	4,454
3. 移転支出的なコスト	5,658	期末純資産残高	58,056
(1) 社会保障給付	1,290		
(2) 捐助金等	3,991		
(3) 他会計への支出	560		
(4) その他			
4. その他のコスト	439	1. 経常的収支	5,167
(1) 支払利息	220	2. 公共資産整備収支	△ 742
(2) その他		3. 投資・財務的収支	△ 4,061
使用料・手数料等	999	当年度計画現金増減額	364
純経常行政コスト (経常費用一経常収益)	21,684	期首歳計現金残高	357
		期末歳計現金残高	721
		(基礎的財政収支)	
		收入総額	27,081
		地方債発行額	△ 3,306
		支出総額	△ 26,717
		地方債元利償還額	3,702
		財政調整基金等増減額	377
		基礎的財政収支	1,137

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、
積み上げと合計が一致しない箇所があります

バランスシートの前年度比較

(単位:百万円)

【資産の部】	23年度	構成比	22年度	増減額	【負債の部】	23年度	構成比	22年度	増減額
1. 公共資産	87,189	92.1	83,282	3,907	1. 固定負債	32,147	34.0	32,031	116
(1)有形固定資産	87,084	92.0	83,152	3,932	(1)地方債	25,188	26.7	25,077	111
(2)売却可能資産	105	0.1	130	△ 25	(2)長期未払金	1,905	2.0	1,710	195
2. 投資等	4,941	5.2	4,398	543	(3)退職手当引当金	5,054	5.3	5,244	△ 190
(1)投資及び出資金	999	1.1	984	△ 15	(4)その他	0	0.0	0	0
(2)貸付金	653	0.7	702	△ 49	2. 流動負債	4,428	4.7	4,933	△ 505
(3)基金等	2,865	3.0	2,254	611	(1)翌年度償還予定地方債	3,491	3.7	3,561	△ 70
(4)長期延滞債権	578	0.6	621	△ 43	(2)短期借入金	0	0.0	0	0
(5)回収不能見込額	△ 154	△ 0.2	△ 163	9	(3)未払金	311	0.3	440	△ 129
3. 流動資産	2,501	2.6	1,784	717	(4)翌年度支払予定退職手当	420	0.4	681	△ 261
(1)財政調整基金等	1,636	1.7	1,258	378	(5)貸与引当金	206	0.2	251	△ 45
(2)歳計現金	721	0.8	357	364	負債合計	36,575	38.7	36,964	△ 389
(3)未収金	145	0.2	170	△ 25	純資産の部	23年度	構成比	22年度	増減額
(4)回収不能見込額	△ 1	0.0	△ 1	0	1. 公共資産等整備国県補助金等	15,050	15.9	14,974	76
資産合計	94,631	100.0	89,464	5,167	2. 公共資産等整備一般財源等	72,149	76.2	66,443	5,706
					3. その他一般財源等	△ 29,074	△ 30.7	△ 28,879	△ 195
					4. 資産評価差額	△ 69	△ 0.1	△ 38	△ 31
					純資産合計	58,056	61.3	52,500	5,556
					負債・純資産合計	94,631	100.0	89,464	5,167

※「総務省方式改定モデル」に基づき、作成したものである。

【市民1人当たりのバランスシート】

(単位:千円)

	23年度	22年度	増減額		23年度	22年度	増減額
資産合計	1,440	1,352	88	負債合計	557	559	△ 2

※住民基本台帳人口(各年度末) 66,157人 66,157人

資産の部		負債の部		(単位:千円)			
1. 公共資産	1,325	1. 固定負債	383				
(1) 有形固定資産	0	(1) 地方債	29				
(2) 無形固定資産	2	(2) 長期未払金	0				
(3) 売却可能資産	10	(3) 退職手当引当金					
2. 投資等	15	(4) その他					
(1) 投資及び出資金	10	2. 流動負債					
(2) 貸付金	44	(1) 翌年度償還予定地方債	53				
(3) 基金等	6	(2) その他	14				
(4) その他	6	負債合計	557				
3. 流動資産	36	純資産の部					
(1) 現金預金	11	純資産合計	883				
(2) 未収金	2	負債及び純資産合計	1,440				
資産合計	1,440						

行政コスト計算書		純資産変動計算書		(単位:千円)	
自 平成23年4月 1日	至 平成24年3月31日	自 平成23年4月 1日	至 平成24年3月31日	自 平成23年4月 1日	至 平成24年3月31日
1. 人におけるコスト	345	期首純資産残高	799	期首純資産残高	799
(1) 人件費	62	経常的行政コスト	△ 330	経常的行政コスト	△ 330
(2) 退職手当引当金繰入等	13	一般財源調達	△ 77	一般財源調達	△ 77
2. 物にかかるコスト	42	地方税	165	地方税	165
(1) 物件費	42	地方交付税	24	地方交付税	24
(2) 維持修繕費	2	その他	81	その他	81
(3) 減価償却費	42	補助金等受入	68	補助金等受入	68
3. 移転支出的なコスト	86	期末純資産残高	883	期末純資産残高	883
(1) 社会保障給付	20	1. 経常的収支	79	1. 経常的収支	79
(2) 損助金等	61	2. 公共資産整備収支	△ 11	2. 公共資産整備収支	△ 11
(3) 他会計への支出	9	3. 投資・財務的収支	△ 62	3. 投資・財務的収支	△ 62
(4) その他	9	当年度収支計算書	6	当年度収支計算書	6
4. その他のコスト	7	期首歳計現金残高	5	期首歳計現金残高	5
(1) 支払利息	3	(基礎的財政取支)	11	(基礎的財政取支)	11
(2) その他	3	収入総額	412	収入総額	412
経常収益	15	地方債券発行額	△ 50	地方債券発行額	△ 50
使用料・手数料等	15	支出総額	△ 406	支出総額	△ 406
純経常行政コスト(経常費用一経常収益)	330	地方債利償還額	56	地方債利償還額	56
		財政調整基金等増減額	6	財政調整基金等増減額	6
		基礎的財政取支	17	基礎的財政取支	17

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、
積み上げと合計が一致しない箇所があります

◎ バランスシートの分析

資産総額

平成23年度末の資産総額は約946億3,100万円で、前年度と比較して約51億6,700万円増加しています。増加の主な原因は、小中学校耐震化事業や消防庁管建設事業等による有形固定資産の更新によるものに加え、各種基金の積立金の増にによる投資等や流動資産の増加によるものです。

負債

負債は約365億7,500万円で、前年度と比較して約3億8,900万円減少しています。これは、主に退職手当(引当金及び翌年度支払予定)の減によるものです。なお、資産に対する負債の比率は38.7%となっており、現在ある資産の約4割を翌年度以降に負担していくことになります。

純資産

純資産から負債を差し引いた純資産は約580億5,600万円となり、前年度と比較して約55億5,600万円増加しています。

市民1人当たり

市民1人当たりの資産は約144万円で、前年度と比較して8万8,000円増加しています。また、市民1人当たりの負債は、55万7,000円で、前年度と比較して約2千円減少しています。

有形固定資産

有形固定資産の目的別の内訳では、道路、住宅、公園などの「生活インフラ・国土」と学校、体育施設などの「教育」で、全体の75.3%を占めています。また、有形固定資産の減価償却累計額(取得価額の割合)は、有形固定資産の老朽化の目安となるもので、ゴミ焼却場などの「環境衛生」が73.4%、保育所などの「福祉」及び消防庁舎などの「消防」が60%を超えるなど、老朽化が進んでいることがわかります。

◎ 行政コストの分析

経常行政コスト

平成23年度の経常行政コストは約226億8,300万円で、市民1人当たりに換算すると34万5,000円となります。また、目的別では、福祉にかかるコストが全体の40.6%を占めています。

行政コスト対公共資産比率

行政コストを活用するためにどれだけのコストがかけられているか、あるいは、どれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているか(資産が効率的に活用されているか)を知る上で参考となる指標であり、全体で26.0%となっています。福祉における比率が極めて高い(なつて)いるのは、子ども手当の支給、冒険者や障がい者への援助措置、生活保護などの給付サービスを中心で、有形固定資産に依らない行政サービスを行っていることによるものです。

有形固定資産の内訳

(単位:百万円)

目的別	23年度	構成比
生活インフラ・国土保全	44,429	51.0
教育	21,188	24.3
福祉	1,962	2.3
環境衛生	2,645	3.0
産業振興	11,173	12.8
消防	2,339	2.7
総務	3,348	3.8
合計	87,084	100.0

有形固定資産(土地を除く)の老朽化比率

(単位:百万円)

目的別	償却資産 取得価額	減価償却 累計額	減価償却 累計率
生活インフラ・国土保全	49,912	21,070	42.2
教育	29,691	11,945	40.2
福祉	3,706	2,280	61.5
環境衛生	8,212	6,029	73.4
産業振興	22,578	14,420	63.9
消防	3,609	2,240	62.1
総務	4,739	2,600	54.9
合計	122,447	60,584	49.5

行政コスト対公共資産比率

(単位:百万円)

目的別	行政コスト計算書 (経常行政コスト)		バランスシート (有形固定資産)		行政コスト対 公共資産比率
	23年度	構成比	23年度	構成比	
生活インフラ・国土保全	2,880	12.7	44,429	51.0	6.5
教育	2,216	9.8	21,188	24.3	10.5
福祉	9,205	40.6	1,962	2.3	469.2
環境衛生	2,436	10.7	2,645	3.0	92.1
産業振興	1,418	6.3	11,173	12.8	12.7
消防	1,145	5.0	2,339	2.7	49.0
総務・議会	2,724	12.0	3,348	3.8	81.4
支払利息	439	1.9	—	—	—
回収不能見込計上額	25	0.1	—	—	—
その他行政コスト	195	0.9	—	—	—
合計	22,683	100.0	87,084	99.9	26.0

【市民1人当たりの経常行政コスト】345千円

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、
積み上げと合計が一致しない箇所があります

○山陽小野田市財政状況の公表に関する条例

平成17年3月22日
条例第54号

(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づき、財政状況の公表に關し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年4月、7月及び11月に行うものとする。
2 天災その他避けることのできない事故により、前項に定める月の財政状況を公表することができないときは、市長は当該事故のやんだときから2月以内において、月を定めてこれを公表しなければならない。

(財政状況の内容)

第3条 前条第1項の規定により11月に公表する財政状況においては、当該年度の4月1日から9月30日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の概況を明らかにするものとする。
(1) 僱入歳出予算の執行状況
(2) 住民の負担の概況
(3) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前条第1項の規定により7月に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載するものとする。

3 前条第1項の規定により4月に公表する財政状況においては、財政の動向及び市長の財政方針を掲載するものとする。
4 市長は、必要に応じて、財政状況の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその付録として添付するものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、市広報へ掲載することにより行う。
附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。
附 則(平成19年10月4日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

予 算 の 概 要

平成25年度 山陽小野田市予算概要

I 一般会計予算編成方針	1 頁
II 一般会計及び特別会計等の予算総額	3 頁
III 総合計画に基づいた主要事業	4 頁
IV 儲入歳出の状況	12 頁
平成25年度一般会計歳出（目的別）予算対前年度比較表	14 頁
平成25年度一般会計歳出（性質別）予算対前年度比較表	16 頁
V 財政指標（一般会計）	18 頁
VI 6月補正（肉付け予算）の概要	20 頁
(資料1) 施策体系別主要施策一覧	21 頁
(資料2) 公営企業会計	22 頁
～附表緒～	39 頁
附表1 一般会計当初予算年度別推移表	41 頁
附表2 市税調定及び収入見込額一覧表	42 頁
附表3 平成25年度一般会計歳出（款別及び性質別）予算一覧表	44 頁
附表4 平成25年度一般会計予算款別人員費一覧表	46 頁
附表5 平成25年度一般会計予算節別一覧表	48 頁
附表6 平成25年度一般会計予算扶助費一覧表	52 頁
附表7 会計別年度末現債高推移表	54 頁
附表8 会計別地方債償還額推移表	54 頁



山陽小野田市
SANYO ONODA CITY

一般会計予算編成方針

平成25年度の予算編成にあたりましては、税収の大幅な落ち込みが予測される一方で、合併特例債を活用した大型建設事業等の本格化や社会保障費等の増加など経費増大の要因を抱え、厳しい編成作業となりました。

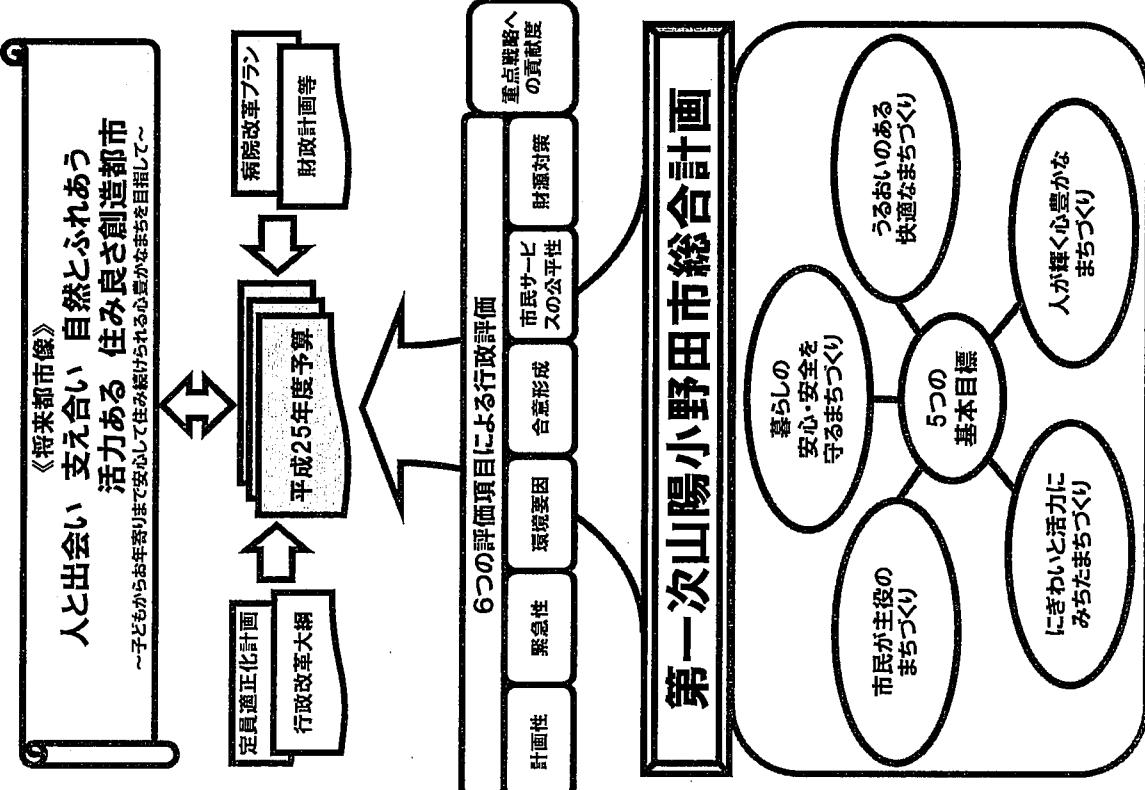
こうした中、経常的経費においては、担当部局における創意工夫のもと、経費の節減と効率的な予算配分を図りました。また、臨時の経費におきましては、昨年に引き続き、災害に強いまちづくりを目指した諸施策、経済・雇用対策等に力を注ぐとともに、合併特例債を活用した「新ごみ処理施設整備事業」、「新病院建設出資事業」等についても継続的な取組を行っております。

本年度は当初予算を骨格予算としたことから、政策的事業については、6月に追加補正いたしました。この補正予算におきましては、合併特例債事業である「厚狭地区複合施設整備事業」の本格着手や危険ため池整備などの防災関連事業に加え、ふるさと再発見を目的とした「まち歩きガイドブック作成事業」、更には「小規模土木助成事業」、「住宅リフォーム資金助成事業」等の既存事業の拡充など、市民生活の向上・住み良さの実感に直結する諸施策の積極的な展開に努めております。

予算執行に際しては、「最小の経費で最大の効果を挙げる」という理念に基づき、職員一同努力してまいりますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願ひいたします。

山陽小野田市長　白井博文

【予算編成の概念図】



Ⅱ 一般会計及び特別会計等の予算合算額

会計名	平成25年度予算額	平成24年度当初予算額	対前年度増(%)
一般会計	※265億5,615万6千円	259億900万円	2.5
駐車場事業特別会計	3,365万4千円	2,988万2千円	12.6
国民健康保険特別会計	75億6,403万1千円	75億7,832万円	▲0.2
介護保険特別会計	※55億2,637万1千円	54億4,142万8千円	1.6
後期高齢者医療特別会計	9億1,860万1千円	8億9,319万7千円	2.8
地方卸売市場事業特別会計	1,123万9千円	865万円	29.9
下水道事業特別会計	※29億4,791万6千円	29億4,520万4千円	0.1
農業集落排水事業特別会計	8,645万9千円	8,416万5千円	2.7
小型自動車競走事業特別会計	80億7,752万6千円	102億8,613万6千円	▲21.5
訪問看護ステーション事業特別会計	0円	1,648万7千円	皆減
(特別会計の計)	251億6,579万7千円	272億8,346万9千円	▲7.8
水道事業会計	21億6,124万4千円	24億4,916万9千円	▲11.8
公工業用水道事業会計	3億7,374万6千円	3億4,970万7千円	6.9
病院事業会計	※65億6,481万3千円	50億1,721万2千円	30.8
(公営企業会計の計)	90億9,980万3千円	78億1,608万8千円	16.4
総予算額	608億2,175万6千円	610億855万7千円	▲0.3

※一般会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、病院事業会計は、6月補正後の予算額である。

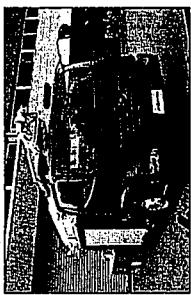
Ⅲ 総合計画に基づいた主要事業

(※) ★…6月補正事業

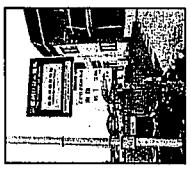
1章 墓らしの安心・安全を守るまちづくり

- 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
- 高齢者、障がい者が安心して自立できる環境づくり
- 生涯を通じた健康づくり、地域医療体制の整備
- 市民が安心して暮らせる環境づくり

大型化学高所放水車整備負担事業【新規】 2,636千円



海拔表示事業【継続】 769千円

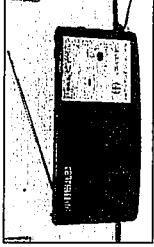
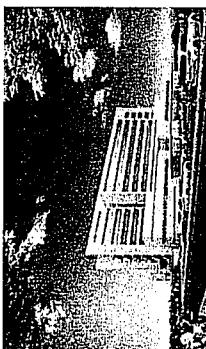
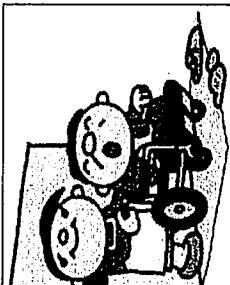
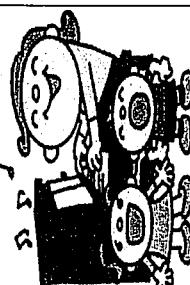
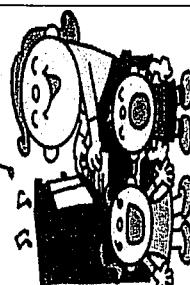


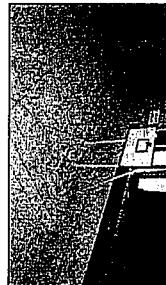
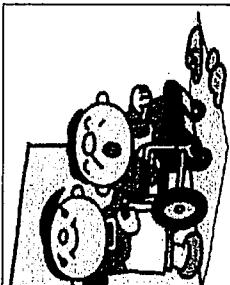
海拔表示事業【継続】 2,090千円



★防災士育成事業【新規】 330千円

自主防災組織をさらに充実させるため、地域の防災リーダーを育成する必要がある。そのため、防災士の講習費用の一部を補助する。

防災ラジオ助成事業【継続】	2,067千円	本市に開局したFMラジオ局の緊急信号を受信できる防災ラジオを希望者に有償で配布を行い、緊急時の情報伝達等の充実を図る。	
子ども・子育て支援事業計画策定事業【新規】	2,545千円	子ども・子育て協議会を設置し、現在の子ども・子育て支援に係るニーズ調査や支援事業計画の検討を行う。	
★高千帆地区介護施設整備補助事業【新規】	63,800千円	山陽小野田市高齢者福祉計画に基づき、高千帆地区に認知症高齢者グループホーム、複合型サービス事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設を行う事業者に対して補助を行う。	
新病院建設出資事業【継続】	554,000千円	地域医療確保のため、現在の山陽小野田市民病院を同じ敷地内に建替える。その建設費の一部を病院事業会計へ出資する。財源として合併特例債を活用する。	
洪水ハザードマップ整備事業【新規】	2,700千円	山口県が浸水想定区域を新たに指定したことにより、現在の厚狭川洪水ハザードマップを追加修正し配付する。	
★農村地域防災減災事業(道田ため池)【新規】	20,000千円	危険ため池に指定された道田ため池について、機能確保と安全確保のための整備を行う。	

学校施設耐震化事業(非構造部材の耐震対策)【新規】	4,830千円	学校施設は、子どもたちが日中過ごしており、災害時には避難場所となっているため、学校屋内運動場の天井等の非構造部材の耐震化を視野に入れた点検を行う。	
防犯外灯設置補助事業【新規】	6,050千円	地域における防犯環境を整備するとともに、電気使用量を抑制することで地球温暖化防止対策の一助とするため、自治会等が設置する防犯外灯のLED化を促進する助成事業を実施する。	
★高齢介護者実態把握事業【新規】	1,465千円	高齢化に伴い、高齢者が高齢者を介護する世帯が増加している。孤立した高齢介護者の把握を行うとともに、介護者の身体的・精神的負担軽減に向けた取組を行うための実態調査を行う。	

2章 市民が主役のまちづくり

- 市民が主役の地域づくり
- 人権尊重のまちづくり、男女共同参画社会の形成
- 効率的で、健全な行財政基盤づくり

★厚狭地区複合施設設備整備事業【継続】 246,600千円

厚狭地区では、山陽総合事務所や厚狭公民館などの老朽化が著しく耐震補強等が必要な施設が点在している。そのため、施設の統廃合を行い合併特例債を活用して複合施設を整備する。



(厚狭地区複合施設ワーキングショップの風景)

- 事業年度：平成24年度～27年度
- 総事業費：約13億8,000万円
- 鉄筋コンクリート造 地上2階（総合事務所・公民館・図書館）
- 鉄骨造 地上1階（コミュニティ体育館）
- 延床面積：約3,000m²

自治会館建設補助事業【継続】 6,900千円

コミュニティ活動の拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築、又は修理を対象に自治会に対して補助金を交付する。

★コミュニティ助成事業【継続】 2,500千円

宝くじの広報事業である自治総合センターのコミュニティ助成事業に応募し、コミュニティ団体の活動に必要な備品等の整備を行う。

★まち歩きガイドブック作成事業【新規】 1,200千円

まち歩きを通じて、市民に本市の魅力を認識してもらうとともに、市としての一体感の醸成を図るため、市民の手によりまち歩きガイドブックを作成する。

3章 うるおいのある快適なまちづくり

- 自然環境の保全と活用
- 誰もが快適に暮らせるまちづくり
- 資源循環型社会のまちづくり

JR美祢線利用促進事業【継続】 1,500千円



平成23年9月26日に再開したJR美祢線について、長門市、美祢市、山陽小野田市の3市等で構成する「JR美祢線利用促進協議会」の実施計画に基づき利用促進を図る。平成25年度はラッピング列車を利用したイベントの開催や回数券補助等の利用促進事業を行う。

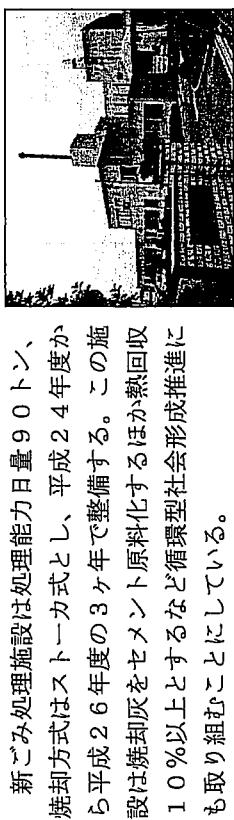
★JR美祢線・小野田線利用促進事業【新規】 300千円

JR美祢線・小野田線利用促進協議会に補助金を交付し、美祢線と小野田線の利用促進を図る。

★地域公共交通活性化事業【継続】 2,250千円

持続可能な地域公共交通維持確保のため、公共交通空白地域等にデマンド交通を導入することを含め、手法等の検討を行う。

新ごみ処理施設整備事業【継続】 1,681,814千円



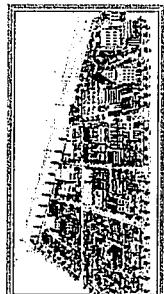
新ごみ処理施設は処理能力日量90トン、焼却方式はストーカ式とし、平成24年度から平成26年度の3ヶ年で整備する。この施設は焼却灰をセメント原料化するほか熱回収10%以上とするなど循環型社会形成推進にも取り組むことにしている。

(現環境衛生センター)

4章 にぎわいと活力にみちたまちづくり

- 多様な働く場の確保
- 魅力と活力ある産業の振興
- 活気にみちた往来の盛んなまちの基盤づくり

★厚狭駅南部地区利用促進事業【新規】 622千円



区画整理事業が完了した厚狭駅南部地区の地域活性化を目的とした土地利用の促進を図るため、パンフレットの作成による積極的な広報活動と誘致活動を行う。

チャレンジサポート人材育成事業【新規】 20,000千円

就職基礎力講座や就職実践講座等により、技能・資格等の習得支援を行い、その後企業の実践体験を実施することにより、職業能力を高め、地元中小企業への就職・定着を図る。

工場設置奨励事業【継続】 215,228千円

地域活性化、本市の持続的な経済発展の観点に立ち、企業誘致及び既存企業の投資誘致の推進のために、工場を新增設する企業に対して工場設置奨励金をはじめとする優遇措置を行う。

中学生海外派遣事業【継続】 1,708千円

オーストラリアの姉妹都市 モートンベイ市へ市内外各中学校から1名ずつ親善大使として派遣してホームステイさせ、市民交流の深化と被派遣生の国際感覚の醸成を図る。

★観光懇話会設置事業【新規】 100千円

観光関係団体や公募した市民からの意見を聴取し、観光行政に反映させてため、山陽小野田市観光懇話会を設置する。

5章 人が輝く心豊かなまちづくり

- 意欲のある人づくり
- 家庭や地域社会の教育力の向上
- 多様な芸術文化とスポーツの振興

★若者交流推進事業【新規】 500千円

人口減少に歯止めをかけることは、本市にとって大きな課題である。結婚を希望する男女を応援するため、出会い系の場を提供し、定住促進・人口増加を図る。

★小中学校図書システム整備事業【新規】 14,233千円

市内の小・中学校で共通の蔵書システムを導入し、学校間の図書の貸し借りや検索を容易にすることで、図書管理の効率化と図書室の利便性の向上を図る。

学校図書支援員配置事業【継続】 24,057千円

市内の小・中学校全18校に学校図書支援員を配置し、図書室が持つ情報センターや学習センターとしての機能を強化するとともに、児童生徒の読書の習慣化と図書室の利用促進を図る。

小学校社会科副読本改訂事業【新規】 124千円

現行の小学校社会科副読本は、情報が古く改訂の必要がある。改訂にあたり、「市民である子どもの子どもを育てる」というコンセプトのもと、関係機関と協働して、地域をしっかりと学べる副読本を作成する。

豊かな体験活動推進事業【新規】 240千円

児童の豊かな人間性や社会性を育むために、自然体験活動をはじめ様々な体験活動を行うことで、規範意識等の育成を図る。

IV 儲入・支出の状況

★こども市民教育推進事業【新規】

100千円

本市の特色や公共の仕組み等を子どもたちに理解してもらうため、市役所職員が行っている様々な内容の出前講座等を市内小・中学校で授業の一環として実施し、市民教育の更なる推進を図る。

山陽小野田市「かがく博覧会」事業【継続】

500千円

平成18年2月の山口東京理科大学との包



括的連携を契機に、連携協議会の事業として、全市民を対象に各種展示や実験コーナー等を行う「かがく博覧会」を開催。継続的な開催により、子どもたちの知的好奇心を喚起していく。

教育課程の特例関連事業【継続】

1,100千円

一日の主な生活の場である「学校」と「家庭」で、それぞれが工夫しながら、やるべきことをやり、そして協力しあうことで「自分の将来に明るい希望を持つ、元気な子どもを育てる」という目標に向けて事業を進める。



○学校における授業改善

- ・市内小・中学校での「モジュール学習」の実施
- ・「読み・書き・計算」などの基礎・基本の反復
- 家庭での生活改善

- ・「早寝・早起き・朝ご飯」への取組
- ・テレビ・ゲーム・インターネットの制限

★日本ジャンボリー歓迎交流事業【新規】

469千円

日本ジャンボリーが山口県で開催され、多数のスカウトやスタッフが来県される。本市においては地域プログラムの一環として歓迎行事を実施する。

歳入の状況

わが国の経済は、徐々に景気が回復する兆しがある中、本市におきましては、依然として景気回復に対する実感に乏しく、特に市税が大幅な減収が見込まれております。昨年度よりさらに厳しい財政状況となつております。

《市税》

市民税については、個人所得等の減少により個人市民税が▲4.8%、景気低迷等の影響により法人市民税は▲30.9%と大幅な減となりました。また固定資産税は地価下落等の影響により▲3.7%、都市計画税は▲5.4%となっており市税全体では▲6.5%となりました。

《地方交付税》

普通交付税については、市税の大幅な減少に伴う基準財政収入額の減少や、江汐公園の山口県からの移管に伴う基準財政需要額の増の影響により11%増となりました。特別交付税については、実績勘定等により25.9%の増となり、地方交付税全体として12.9%の増となりました。

《国庫支出金》

国庫負担金については、自立支援給付事業費、障害児支援給付費の増額があるものの、災害復旧事業費については皆減となりました。また、国庫補助金についても、新ごみ処理施設整備事業費の増額があつたため、4.4%の増となりました。

《県支出金》

県補助金については、妊婦健診や予防接種の一般財源化による子育て支援対策臨時特別交付金の減や、一部事務組合による大型化学高所放水車購入事業のため石油貯蔵施設立地対策等補助金は皆減となりました。また、県委託金については、前年度に山口県知事選挙があつたため、選挙事務費が皆減となり全体として▲8.3%となりました。

《繰入金》

繰入金については、山陽消防庁舎建設事業が平成24年度に終了したことにより山陽消防庁舎建設基金繰入金の皆減となり全体として▲29.3%となりました。

《市債》

普通建設事業債については、土地開発公社健全化債や社会福祉施設建設事業債、消防庁舎建設事業債の皆減があつたものの、合併特例債である新病院建設出資事業債や新ごみ処理施設整備事業債、厚狭地区複合施設整備事業債の大大幅な増額により24.1%の増となりました。

平成25年度一般会計歳入予算対前年度比較表

区 分	平成25年度 6月補正後		平成24年度 当初予算額		構成比	増減額	増減率
	金額	構成比	金額	構成比			
1 市 税	9,316,249	35.2	9,961,872	38.5	▲ 645,623	▲ 6.5	
2 地 方 譲 与 税	221,000	0.8	212,000	0.8	9,000	4.2	
3 利 子 割 交 付 金	28,000	0.1	22,200	0.1	5,800	26.1	
4 配 当 割 交 付 金	7,000	0.0	6,300	0.0	700	11.1	
5 株式等譲渡所得割交付金	5,000	0.0	5,000	0.0	0	0.0	
6 地 方 消 費 税 交 付 金	554,000	2.1	544,000	2.1	10,000	1.8	
7 ゴルフ場利用税交付金	72,000	0.3	71,600	0.3	400	0.6	
8 自動車取得税交付金	55,000	0.2	51,400	0.2	3,600	7.0	
9 地 方 特 例 交 付 金	30,000	0.1	33,000	0.1	▲ 3,000	▲ 9.1	
10 地 方 支 付 税	5,115,000	19.3	4,530,000	17.5	585,000	12.9	
11 交通安全対策特別交付金	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0	
12 分 担 金 及 び 負 担 金	395,377	1.5	386,604	1.5	8,773	2.3	
13 使 用 料 及 び 手 数 料	481,040	1.8	498,672	1.9	▲ 17,632	▲ 3.5	
14 国 庫 支 出 金	3,450,947	13.0	3,306,428	12.8	144,519	4.4	
15 県 支 出 金	1,597,155	6.0	1,742,619	6.7	▲ 145,464	▲ 8.3	
16 財 産 収 入	30,599	0.1	30,610	0.1	▲ 11	▲ 0.0	
17 寄 附 金	2,010	0.0	2,010	0.0	0	0.0	
18 繰 入 金	430,680	1.6	609,308	2.4	▲ 178,628	▲ 29.3	
19 繰 越 金	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0	
20 諸 収 入	671,119	2.5	588,527	2.3	82,592	14.0	
21 市 價 價	4,053,980	15.3	3,266,850	12.6	787,130	24.1	
歳 入 合 計	26,556,156	100.0	25,909,000	100.0	647,156	2.5	

歳出の状況

歳出については、合併特例債を活用した大型建設事業などの普通建設事業費や病院建設事業への出資による投資及び出資金が増となりました。その他については、限られた財源を有効かつ重点的に配分することを重点に事業の選択と集中を行い、効率のよい行政運営が行われる予算編成に努めました。

《人件費》

人件費については、特別職の退職金の増のほか、任期付職員採用制度の導入により3.0%増となりました。

《扶助費》

扶助費については、就労支援移行事業の減はあるものの、老人保護措置費や療養介護給付費の増により1.7%の増となりました。

《補助費等》

補助費等については、山口県市町総合事務組合負担金が平成24年度で目標額に達したため皆減となつたものの、市税償還金や工場設置奨励金の増により5.1%の増となりました。

《投資的経費》

普通建設事業については、単独事業では小野田浄化センター改修事業、厚狭地区複合施設整備事業の増はあるものの、下木屋排水機場整備事業、保育園整備事業、山陽消防署建設事業等の減となりました。補助事業は、新ごみ処理施設整備事業の増があるものの、漁港改修事業等の減があり、全体としては▲5.1%となりました。

《投資及び出資金》

投資及び出資金については、新病院建設出資事業や上水道建設改良事業の増により、290.2%の増となりました。

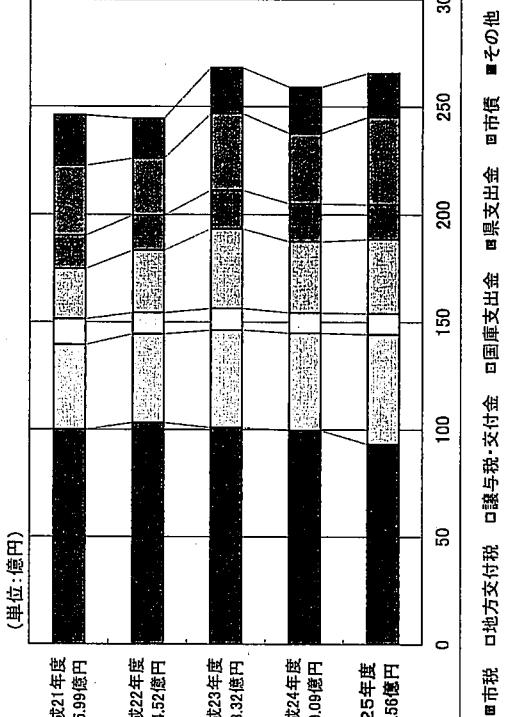
《積立金》

積立金については、財政調整基金の積み立てや、江汐公園施設整備基金の積み立ての旨増により3,017.4%の増となりました。

《繰出金》

繰出金については、国民健康保険事業特別会計への繰出金が減となったものの、介護保険事業特別会計や下水道事業特別会計への繰出金が増となつたため、全体として2.9%の増となりました。

歳入予算比較表（予算額）

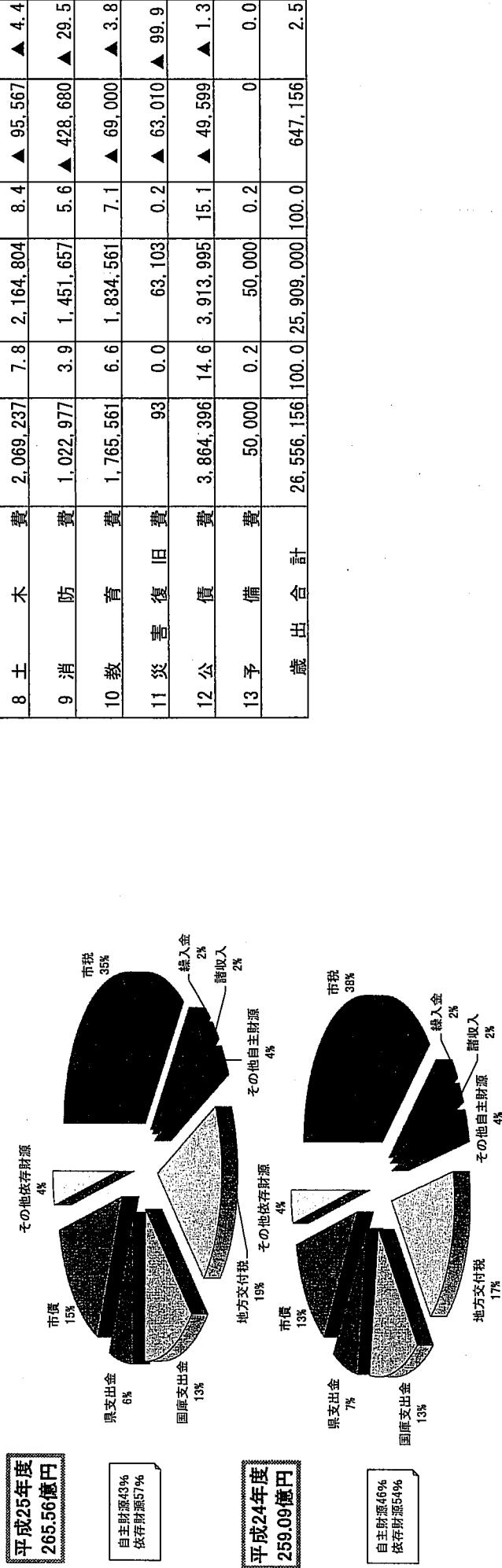


平成25年度一般会計歳出（目的別）予算対前年度比較表

(単位:千円、%)

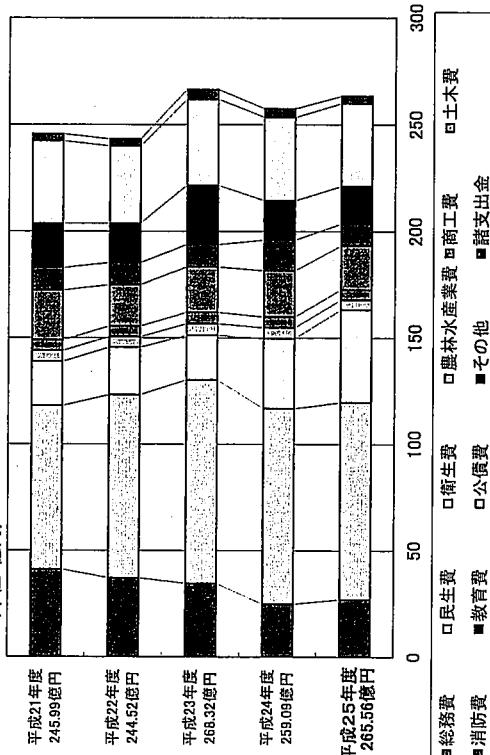
区分	平成25年度 6月補正後	平成24年度 当初予算額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
1 議会費	217,729	223,419	0.8	0.9	▲ 5,690	▲ 2.5	
2 総務費	2,711,764	2,502,280	10.2	9.7	209,484	8.4	
3 民生費	9,268,367	9,191,440	34.9	35.4	76,927	0.8	
4 衛生費	4,338,427	3,276,702	16.3	12.6	1,061,725	32.4	
5 労働費	88,659	56,207	0.3	0.2	32,452	57.7	
6 農林水産業費	473,138	510,177	1.8	2.0	▲ 37,039	▲ 7.3	
7 商工費	685,808	670,655	2.6	2.6	15,153	2.3	
8 土木費	2,069,237	2,164,804	7.8	8.4	▲ 95,567	▲ 4.4	
9 消防費	1,022,977	1,451,657	3.9	5.6	▲ 428,680	▲ 29.5	
10 教育費	1,765,561	1,834,561	6.6	7.1	▲ 69,000	▲ 3.8	
11 災害復旧費	93	0.0		0.2	▲ 63,010	▲ 99.9	
12 公債費	3,864,396	3,913,995	14.6	15.1	▲ 49,599	▲ 1.3	
13 予備費	50,000	50,000	0.2	0.2	0	0.0	
歳出合計	26,556,156	25,909,000	100.0	100.0	647,156	2.5	

歳入予算比較表（構成比）



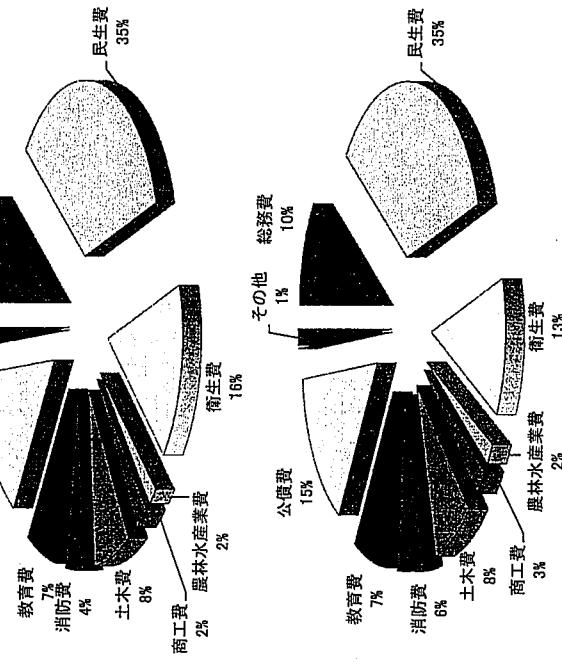
歳出予算目的(款)別予算比較表(予算額)

(単位:億円)



歳出予算目的(款)別予算比較表(構成比)

平成25年度
265.56億円



平成25年度一般会計歳出(性質別)予算対前年度比較表

(単位:千円、%)

区分	分	平成25年度 6月補正後		平成24年度 当初予算額		増減額	増減率
		金額	構成比	金額	構成比		
1	人 件 費	3,913,922	14.7	3,799,107	14.7	114,815	3.0
2	物 件 費	2,726,730	10.3	2,847,136	11.0	-120,406	▲ 4.2
3	維 持 補 修 費	117,175	0.4	114,089	0.4	3,086	2.7
4	扶 助 費	5,927,708	22.3	5,829,851	22.4	97,857	1.7
5	補 助 費 等	2,422,659	9.1	2,304,247	8.9	118,412	5.1
6	投 資 的 経 費	3,113,279	11.7	3,282,287	12.7	-169,008	▲ 5.1
7	公 債 債 費	3,864,406	14.6	3,914,005	15.1	-49,599	▲ 1.3
8	投 資 及 び 出 資 金	578,454	2.2	148,254	0.6	430,200	290.2
9	貸 付 金	229,410	0.9	221,010	0.9	8,400	3.8
10	積 立 金	119,054	0.4	3,819	0.0	115,235	3,017.4
11	繰 出 金	3,493,359	13.2	3,395,195	13.1	98,164	2.9
12	予 備 費	50,000	0.2	50,000	0.2	0	0.0
	歳 出 合 計	26,556,156	100.0	25,909,000	100.0	647,156	2.5

【再掲】義務的経費の状況

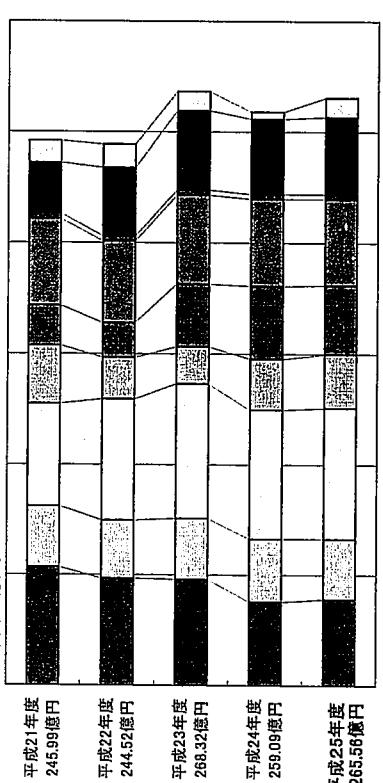
義務的経費	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
公債費	13,706,036	51.6	13,542,963	52.3	163,073	1.2
教育費	3,113,279	11.7	3,282,287	12.7	▲ 169,008	▲ 5.1
消防費	1,066,279	4.0	1,639,167	6.3	▲ 570,888	▲ 34.8
土木費	93,0.0	0.3	63,103	0.2	▲ 63,010	▲ 99.9
農林水産業費	2,726,730	10.3	2,847,136	11.0	-120,406	▲ 4.2
衛生費	117,175	0.4	114,089	0.4	3,086	2.7
その他	3,913,922	14.7	3,799,107	14.7	114,815	3.0

【再掲】投資的経費の状況

投資的経費	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
普通建設事業費	3,113,186	11.7	3,219,184	12.4	▲ 105,998	▲ 3.3
補助事業費	2,044,907	7.7	1,580,017	6.1	464,890	29.4
単独事業費	1,066,279	4.0	1,639,167	6.3	▲ 570,888	▲ 34.8
災害復旧事業費	93,0.0	0.3	63,103	0.2	▲ 63,010	▲ 99.9
投資的経費合計	3,113,279	11.7	3,282,287	12.7	▲ 169,008	▲ 5.1

歳出予算性質別予算比較表（予算額）

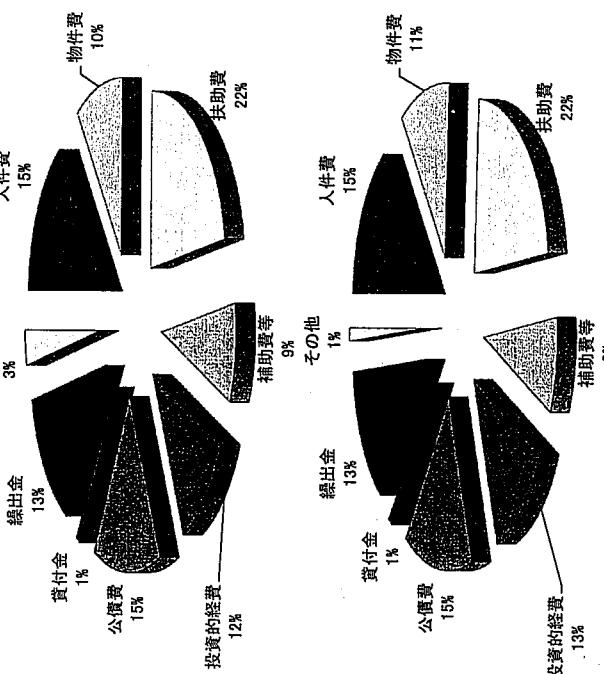
(単位:億円)



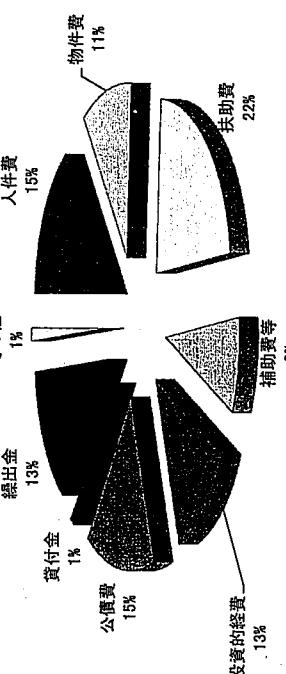
■入件費 □物件費 □扶助費 □補助費等 □投資的経費 □公債費 ■貸付金 ■繰出金 □その他

歳出予算性質別予算比較表（構成比）

平成25年度
265.56億円



平成24年度
259.09億円



V 財政指標（一般会計）

区 分	平成25年度 予算額(6月補正後)	平成24年度		比較 A-B
		B	予算額	
予 算 規 模	26,556,156	25,909,000		647,156
予 算 規 模 の 伸 び 率	2.5 %	▲ 3.4 %	5.9 ポイント	
事 務 的 経 費	13,706,036	13,542,963		163,073
義 務 的 経 費 構 成 比	51.6 %	52.3 %	▲ 0.7 ポイント	
投 資 的 経 費	3,113,279	3,282,287		▲ 169,008
補 助 事 業	2,044,907	1,643,017		401,890
单 独 事 業	1,068,372	1,639,270		▲ 570,898
投 資 的 経 費 の 伸 び 率	▲ 5.1 %	16.3 %	▲ 21.4 ポイント	
補 助 事 業 の 伸 び 率	24.5 %	9.1 %	15.4 ポイント	
单 独 事 業 の 伸 び 率	▲ 34.8 %	24.5 %	▲ 59.3 ポイント	
地 方 債 借 入 額	4,053,980	3,266,850		787,130
地 方 債 依 存 度	15.3 %	12.6 %	2.7 ポイント	
經 常 収 支 比 率	94.0 %	96.6 %	▲ 2.6 ポイント	
実 質 公 債 費 比 率	16.0 %	16.5 %	▲ 0.5 ポイント	
財 政 力 指 數	0.680	0.700	▲ 0.020	
(臨時財政対策債を除く)	(14,218,097)	(14,181,321)	(36,776)	
標 準 財 政 規 模	15,738,097	15,717,287	20,810	

V. 6月補正(交付口子算)の概要

●予算規模

	当初予算	6月補正(交付口子算)	合計	平成24年度当初予算	増減率
一般会計	260億1,000万円	5億4,615万6千円	265億5,615万6千円	259億900万円	2.5%

●主な新規事業

事業名	事業費	予算 施策体系	概要 掲載ページ
1 防災土育成事業	3,300 第1章(No.5)	22	
2 高齢消費者の二次被害防止モニタ事業	1,524 第1章(No.7)	22	
3 高千帆地区介護施設整備補助事業	63,800 第1章(No.19)	23	
4 みづは園施設整備事業	29,920 第1章(No.20)	23	
5 高齢介護者実態把握事業	1,465 第1章(No.21)	23	
6 保育士等派遣改善臨時特別事業	26,809 第1章(No.31)	24	
7 公的病院支援事業	5,000 第1章(No.38)	25	
8 農村地域防災減災事業(道田ため池)	20,000 第1章(No.49)	26	
9 下水道事業特別会計繰出金(高千帆地区浸水対策事業)	5,000 第1章(No.64)	27	
10 まち歩きガイドブック作成事業	1,200 第2章(No.14)	29	
11 暫定特定行政庁設置事業	1,758 第2章(No.20)	29	
12 JR美術線・小野田線利用促進事業	300 第3章(No.10)	30	
13 市道中村線道路改良事業	2,500 第3章(No.25)	32	
14 江汐公園施設整備基金事業	15,000 第3章(No.28)	32	
15 電光電話会設置事業	100 第4章(No.11)	33	
16 厚狭駅南部地区利用促進事業	622 第4章(No.35)	35	
17 若者交流推進事業	500 第5章(No.4)	36	
18 小中学校図書システム整備事業	14,233 第5章(No.14)	37	
19 こども市民教育推進事業	100 第5章(No.15)	37	
20 「ふるさと文化遺産」登録事業	100 第5章(No.19)	37	
計	190,261		

(単位:千円)

●主な維持事業

事業名	事業費	予算 施策体系	概要 掲載ページ
1 厚狭地区複合施設整備事業	246,600 第2章(No.5)	28	
2 コミュニティ助成事業	2,500 第2章(No.9)	28	
3 地域公共交通活性化事業	2,250 第3章(No.11)	30	
4 小規模土木事業(増額分)	7,000 第3章(No.26)	32	
5 住宅リワーム資金助成事業(増額分)	2,000 第3章(No.34)	32	
6 基幹水利施設トックンメント事業(ハード)・高千帆排水機場	21,500 第4章(No.13)	34	
7 基幹水利施設トックンメント事業(ハード)・厚狹中排水機場	5,000 第4章(No.14)	34	
8 小規模土木改良事業(増額分)	2,000 第4章(No.20)	34	
9 戸別所得補償経営安定推進事業(農地集積協力金交付事業)	6,900 第4章(No.26)	35	
計	295,750		

(単位:千円)

●予算規模
第1章 暮らしの安心・安全を守るまちづくり

<64主要事業 15,644,024千円> (単位:千円)

No	会計	新規 維持	6月 補正	事業名	事業の概要	予算額
1	一般	維持		防災ラジオ助成事業	本市に開局したFMラジオ局の緊急信号を受信で生きる防災ラジオを希望者に有償で配布することにより、緊急時の情報伝達の充実を図る。	2,067
5	一般	維持		常時津波への注意喚起及び沿岸付近の主要な道路等に対するため、公共施設や沿岸付近の主要な道路等に海拔表示板を設置する。	769	
6	一般	維持		常時組織の防災資機材の整備等に対して補助金を交付することで、組織率の向上及び活動の活性化を図る。	2,090	
7	一般	維持		常時実施する防災訓練にに対して補助金を交付することで、地区防災会の活動の充実・強化を図る。	1,100	
8	一般	維持		常時組織の防災訓練事業	330	
9	一般	新規		常時消防相談窓口の機能強化を図るために充実させるため、地域の防災士の講習費用の一部を市が補助する。	3,552	
10	一般	新規		常時生相談窓口に充実させるため、地域の防災士の講習費用の一部を市が補助する。	1,524	
11	一般	新規		常時消費者行政活性化事業	6,050	
12	一般	新規		常時消費者行政活性化事業	19,806	
13	一般	新規		常時老人ホーム長生園組合の運営経費について、山陽小野田市と字部市で分担する。	2,400	
14	一般	新規		常時老人ホーム長生園事業(分担金)		

<64主要事業 15,644,024千円> (単位:千円)

No	会計	新規 ・ 継続	6月 補正	事業名	事業の概要	事業の概要	予算額	
11	一般	継	障害者自立支援給付事業	介護給付(居宅介護、施設入所支援等)、訓練等給付(就労移行支援、グループホーム等)、補装具費、更生医療を給付することにより、障がい者の日常生活又は社会生活を支援する。	885,634	子ども・子育て支援事業 計画策定事業	平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成26年度末までに「子ども・子育て支援事業計画」を策定しなければならない。このため、平成25年度に「子ども・子育て協議会」を設置し、計画策定のためニーズ調査を行う。	2,545
12	一般	継	障害児通所給付事業	障がい児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス)、障がい児相談支援の給付により障がい児の養育を図る。	24,920	子ども・子育て支援事業 計画策定事業	医療が必要とする未熟児等に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。	7,030
13	一般	継	地域生活支援事業	相談支援、ミニユニケーション支援、日常生活用具等給付、日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター等により地域で在宅生活を送る障がい者の日常生活又は社会生活を支援する。	29,830	養育医療給付事業	病児・病後児保育事業 病児就座型 定員4人以上 ・小野田病児ケアハウス ・病児ケアハウスキッズあさひ	15,700
14	一般	継	特別障害者手当等支給事業	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい者又は車椅子等が必要で、国の基準を満たす場合に特別障害者手当等を支給する。	19,775	延長保育等促進基盤整備事業	11時間の保育時間の前後の時間において、更に1時間又は30分の延長保育を実施する保育園に補助金を支出する。	56,558
15	一般	継	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障がい者に医療費の一部を助成するなどにより、経済的負担を軽減し、障がい者の健康と福祉を維持する。県制度の改正に伴い、平成21年7月から受益者に一部負担が導入されているが、市が単独で助成し、無料化を継続している。	395,985	児童手当事業	中学校修了前までの児童を養育している保護者に対する児童手当を支給する。	1,078,376
16	一般	継	福祉タクシー助成事業	障がい者に福祉タクシーカードを交付することにより、タクシーメーターの際の初乗運賃を助成し、障がい者の日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図る。	33,160	放課後児童対策事業	保護者の就労等により、放課後に児童までの児童を引き取らなければならぬ家庭を対象に、様々な活動を通して児童の健全育成を図る。	59,971
17	一般	継	老人保健措置費	養護老人ホーム入所者の措置に要する費用を負担する。	159,419	地域子育て支援センター事業費	小学校就学前までの児童とその保護者に對し、育児相談、子育て講座などを通して、相互の交流を行つ。市内5カ所の保育園に委託している。	37,455
18	一般	新規	第28回全国健康新札祭やまぐち大会開催事業	平成27年10月に開催予定の第28回全国健康福地祭やまぐち大会に向け準備を進めます。	150	乳幼児・ひとり親家庭医療費助成事業	小学校就学前の乳幼児、ひとり親家庭の父・母及び児童に對し、医療費(保険適用)の自己負担部分を助成することにより、経済的負担の軽減と福祉の増進を図る。	162,786
19	一般	新規	○ 高干帆地区介護施設整備補助事業	山陽小野田市高齢者福祉計画に基づき、高千帆地区に認知症高齢者グループホーム、複合型サービス事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設を行う事業者に対して補助を行ふ。	63,800	○ 保育土等処遇改善臨時特例事業	近年、保育園の入所希望者が増加傾向にあり、保育の担い手である人材確保の一環として保育士の処遇改進を図る。	26,809
20	一般	新規	○ みつば園施設整備事業	みつば園の施設設備利用者の安心安全を確保するため、必要な施設整備等を行う。 ・スプリンクラー設置 ・入浴施設改修	29,920		妊娠中の母体の健康管理、妊娠の早期発見及び上限14回の健診を公費で行うことと妊娠の経済的負担の軽減を図るために継続実施する。	51,400
21	一般	新規	○ 高齢介護者実態把握事業	高齢化に伴い、高齢者が高齢者を介護する世帯が増加している。孤立した高齢介護者の把握を行うとともに、介護者の身体的・精神的負担軽減に向けた取組を行つたための実態調査を行う。	1,465			
22	一般	継	社会福祉協議会助成事業	地域福祉事業を円滑に推進していくため、非常利法人である社会福祉協議会に対して、健全な運営ができるように、運営費の一部を補助する。	51,540			

<64主要事業 15,644,024千円> (単位:千円)

<64主要事業 15,644,024千円> (単位:千円)

<64主要事業 15,644,024千円> (単位:千円)

No	会計 新規 継続	事業名	事業の概要	予算額
33	一般 継	ニ次救急医療体制の充実(救急医療体制の充実)	広域医療圏内に在る9つの救急医療機関において、365日体制で一次救急医療に対応する。必要経費は、宇部・美祢・山陽小野田の3市が人口の割合に応じて負担する。	7,459
34	一般 継	予防接種事業	接種機会を安定的に確保することにより免疫水準を維持し、疾病の流行防止、重症化の軽減を図るために継続実施する。	160,175
35	一般 継	健康診査事業	他の方法で健診を受ける機会のない人を対象に、健康診査、女性の健診、各種がん検査・結核検査を実施する。子宮頸がん・乳がん・大腸がん検査の無料クーポン券と検診手帳を特定の年齢の方に交付し、受診率を向上を図る。また、一定年齢の男性を対象とした前立腺がん検診を継続実施する。	95,645
36	一般 継	自殺対策事業	健康推進員や府内の窓口担当者や企業等を対象とした二つのサポートセンターの資質向上のための講座を開催する。	545
37	一般 継	新病院建設出資事業	新病院建設にあたりその建設費の一部を出資する。財源は合併特例債を活用する。	554,000
38	新規 ○	公的病院支援事業	地域医療体制の充実を図るために、小野田赤十字病院に対して、補助金を交付する。	5,000
39	一般 新規 ○	戸籍副本データ管理システム	災害等により市で保管している戸籍の正本が滅失するのを防ぐため、遠隔地の副本データ管理センターに戸籍等の副本データを保管する。	5,357
40	一般 継	高年齢者就業機会確保事業	シルバーハウスセンターや運営費の支授を行うことにより、高齢者の生きがい対策の支援を行ふ。	7,100
41	一般 継	住宅・建築物耐震化促進事業	住宅・建築物の地盤に対する安全性の向上を図り、地盤に強い、まちづくりを推進するため、昭和56年5月以前に着工された木造住宅、多數利用建築物の耐震診断及び不適住宅の耐震改修を実施する者にに対して補助金を交付する。(平成23年度から平成27年度)	3,100
42	一般 継	自然災害防護事業負担金(海岸)	県事業負担金 海野海岸、都・津布田海岸(30%)	9,300
43	一般 継	海岸防災事業負担金	県事業負担金 大浜海岸、東中護岸(10%)	12,500
44	一般 新規	洪水ハザードマップ整備事業	山口県が平成24年度に厚狭川の浸水想定区域を追加指定したことに対応し、現在配布している厚狭川洪水ハザードマップを追加修正し、新たに配布する。(6,600枚)	2,700

<64主要事業 15,644,024千円> (単位:千円)

事業の概要						予算額
No	会計 新規 継続	事業名	6月 補正	事業名	6月 補正	
45	一般	交通安全施設整備事業		市道の安全管理のため、区画線、ガードレール、転落防止柵、導標、カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備を行う。		11,680
46	一般	県営海岸保全施設整備事業(黒崎開作地区)		県営海岸保全施設整備事業(黒崎開作地区) 事業主体:山口県 事業費:980,000千円 L=2,350m 事業費負担割合 国:50% 県:40% 市:10%		7,500
47	一般	県営海岸保全施設整備事業(松屋壇生)		県営海岸保全施設整備事業(松屋壇生) 事業主体:山口県 事業費:980,000千円 L=2,503m 事業費負担割合 国:50% 県:40% 市:10%		7,500
48	一般	漁港内フラッブゲート設置事業(刈屋・梶漁港)		漁港内フラッブゲート設置事業(刈屋・梶漁港) の逆流を防ぐ。		3,331
49	一般	農村地域防災減災事業		農村地帯に指定制された道田ため池について、機械化池に指定制の上昇時 の逆流を防ぐ。		20,000
50	一般	農村地帯ため池の崩壊地の復旧事業		台風等の集中豪雨による民有林地の崩壊地の復旧事業 事業費負担割合 県:50% 市:30% 受益者:20%		1,890
51	一般	学校施設耐震化事業(非構造部材の耐震対策)		子どもたちが日中の多くを過ごし、災害時には地域にあります学校屋敷等が倒壊等して致命的な事故が起ることがないよう、将来の耐震化を視野に入れた点検を行う。		4,830
52	一般	幼稚園就園奨励費補助金		保護者の所得状況に応じて児童の就園に要する経済的負担を軽減するため、保護者に就園奨励補助金を交付している。		53,439
53	一般	宇部・山陽小野田消防組合の運営経費について		宇部・山陽小野田市と宇部市で分担する。 大型化高所放水車の更新(小野田署配備)、訓練室改修事業(ほか) 指令室改修事業(ほか)		953,532
54	一般	宇部・山陽小野田消防組合運営事業(特別分担金)		要介護認定者が利用する介護サービス事業。居宅介護サービス事業、施設サービス事業、福祉用具販売人、住宅改修、介護サービ事業 型介護サービ事業		3,841
55	介護	介護サービス事業		要支援認定者が利用する介護サービス事業。居宅介護サービ事業、介護サービ事業		4,609,000
56	介護	介護事業		要支援認定者が利用する介護サービス事業、介護サービ事業、地域密着型介護サービ事業		265,979

<64主要事業 15,644,024千円> (単位:千円)

No	会計	新規・継続 6月 補正	事業名	事業の概要	予算額
57	介護	継	地域支援事業 【介護予防一次予防事業】	介護支援ボランティア活動事業、介護予防普及啓発事業(パンフレット等の作成・配布、講演会・介護予防教室等の開催)、生活管理短期入所事業、認知症高齢者対策(予防)の推進	33,832
58	介護	継	地域支援事業 【介護予防二次予防事業】	二次予防事業対象者把握事業、通所型介護予防事業(運動機能向上、栄養改善等)等	18,577
59	介護	継	地域支援事業 【包括的支援事業】	介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務	42,414
60	介護	継	地域支援事業 【任意事業】	家族介護継続支援事業、成年後見制度利用支援事業、介護給付等費用用適正化事業、地域自立生活支援事業、認知症高齢者対策(支援)の推進等	33,086
61	※ 国保	継	ジエネット医薬品差額通知作成等委託事業	ジエネット医薬品差額通知送付することにより、ジエネット医薬品差額通知送付することにより、ジエネット医薬品の利用を促進し、医療費の抑制への意識高揚を図る。	443
62	国保	継	保険給付事業	国保被保険者に対し、療養の給付、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支給等を行う。	5,420,818
63	国保	継	特定健診事業	40歳以上75歳未満の国保被保険者を対象に、内臓脂肪型肥満による集中豪雨が各地で発生しており、豪水等の被害が懸念されるため、ポンプ場の設置について検討する。	43,535
64	※ 下水	新規 ○	高千帆地区浸水対策事業	高千帆地区は近年都市化が進み、保水能力が低下している上、異常気象による集中豪雨が各地で発生しており、豪水等の被害が懸念されるため、ポンプ場の設置について検討する。	10,000

※会計欄 下水=下水道事業特別会計、介護=介護保険特別会計、国保=国民健康保険特別会計

<27主要事業 531,510千円> (単位:千円)						
<27主要事業 531,510千円>						
No	会計	新規・継続 6月 補正	事業名	事業の概要	予算額	予算額
1	一般	継	職員研修の充実	職員の能力向上のため、各研修実施機関へ職員を派遣する。また、府内においても効果的な研修を行なう。	1,900	
2	一般	継	固定資産評価・都市計画課課事務(土地)評価評定評価・路線価の算定及び地価の下落に伴う標準地価の算定及び地価の下落に伴う毎年度の時点修正業務を行う。	3,675		
3	一般	継	GIS固定資産税データ処理業務	GISを全庁的に有効かつ効率的に活用していくための、土地の分合事業等の業務を行なう。	1,785	
4	一般	継	ふるさと支援基金積立事業	サポート寄附金(ふるさと納税)の受入業務を行なう。基金は、寄附者が指定した使用目的に使用する。	2,000	
5	一般	継 ○	厚狭地区複合施設整備事業	厚狭地区では、山陽総合事務所や厚狭公民館などの耐震補強が必要な施設が点在している。そのため、施設の統廃合を行い、合併特例費を活用して複合施設を整備する。	246,600	
6	一般	継	住民基本台帳改正基ネット関連システム改修業務	平成24年7月9日の住民基本台帳改正により、外国人住民が住民基本台帳に登録されたが、平成25年7月8日までに外国人住民を住基ネットに登録しなければならないため、住基ネット関連システムの改修を行う。	2,570	
7	一般	継	住民情報系システム運営事業	住民基本台帳改正に伴う住基ネット関連システム改修業務	134,175	
8	一般	継	土地開発公社利子補給事業	土地開発公社の負担を軽減し、経営健全化のため、利子補給を行う。	840	
9	一般	継 ○	コミュニティ助成事業	宝くじの広報事業である自治総合センターのコミュニティ助成事業に応募し、将来的・拡張性のある住民情報系システムが稼働しており、システムの安定稼働のため管理・運営を行う。	2,500	
10	一般	継	自治会連合会補助金事業	自治会が安心して自治会活動をするための活動保険料について、自治会連合会が一括して契約するため、2,310		
11	一般	継	自治会館建設補助事業	コミュニティ活動の拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築又は修理を対象に自治会に対して補助金を交付する。	6,900	
12	一般	継	ふるさとづくり事業	市ふるさとづくり協議会及び各校区ふるさとづくり協議会へ補助金を交付して活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図る。	3,197	

<27主要事業 531,510千円>						
No	会計 新規 補正 継続	6月 事業 名	事業の概要		予算額	(単位:千円)
13	一般	市民活動の推進	市民が主体となつた地域イベントや市民まつりに対し補助金を交付し、市民活動の活性化を図る。		9,794	
14	一般	新規 ○ まち歩きガイドツツク作成事業	まち歩きを通じて、市民に本市の魅力を認識してもらうとともに、市としての一体感の醸成を図るために、市民の手によりまち歩きガイドツツクを作成する。		1,200	
15	一般	男女共同参画推進事業(女と男の一行詩事業)	男女共同参画社会の更なる実現に向け、職場・家庭・地盤・学校等で感じる「男女差別」や「男女平等への想い」を試みんなど一歩詩を、市内及び全国に向け募集中、啓発発信する。		327	
16	一般	男女共同参画推進事業(女性の事業)	本市の「女性の日」10月1日に近い週末に、男女共同参画社会づくりに向けた、より効果的な啓発事業を行う。		240	
17	一般	人権啓発活動地方委託事業	人権啓発活動地方委託事業として、人権の花運動、ヒューマンフェスタ、人権講座を実施する。		383	
18	一般	福祉援護資金貸付	福祉援護資金貸付金県賃助金の分割返納		2,060	
19	一般	ワンストップサービス事業	市役所及び支所から遠距離において、住民票等の証明書発行取次業務を委託するにあたり市民の利便性向上を図る。		471	
20	一般	限定特定行政設置事業	山口県から派遣移譲事務で、まちづくり関連分野の建設確認等に関する事務を行う。		1,758	
21	一般	旅券の発給に関する事務	山陽総合事務所内にあるパスポートセンターにおいて、旅券の発給業務を行う。		363	
22	一般	新規 議会情報公開の推進	パワーポイント等の活用により、議会の情報をよりわかりやすく市民に提供するため、プロジェクター、スクリーン、マイク等の機材を導入する。		310	
23	一般	新規 ○ 会議室録音設備導入事業	市議会の委員会記録作成等については、録音データから作成しているが、より迅速かつ正確に対応するため明瞭な音声が得られる音響機器を導入する。		2,992	
24	一般	小野田市長選挙	任期満了に伴う選挙任期満了日 平成25年4月23日告示日 平成25年3月31日選挙の期日 平成25年4月7日		14,850	
25	一般	新規 参議院山口県選舉	参議院山口県選舉件大補欠選挙告示日 平成25年4月11日選挙の期日 平成25年4月28日		18,851	
26	一般	新規 参議院議員通常選挙	任期満了に伴う選挙任期満了日 平成25年7月28日告示日 平成25年9月9日選挙の期日 平成25年10月6日		24,532	
27	一般	新規 山陽小野田市議会議員一般選舉事業	任期満了に伴う選挙任期満了日 平成25年9月10日告示日 平成25年10月6日選挙の期日 平成25年10月6日		44,927	

第3章 うるおいのある快適なまちづくり

<37主要事業 3,510,832千円>						
No	会計 新規 補正 継続	6月 事業 名	事業の概要		予算額	(単位:千円)
1	一般	市民環境フーラム開催事業	倉工ネや地球温暖化防止を推進するため、市民環境フーラムを開催し、環境問題について考える。		155	
2	一般	上水道建設改良事業	本市において既設配水管等に強度面や耐震性に優れた水管を追加するもので、一般会員から1/2を出資し、それに対し合併特例債を充当する。		24,200	
3	一般	小野田事業	ボランティアで清掃活動を行う個人・団体に対して清掃用具貸与などの支援を行つ。		260	
4	一般	新ごみ処理施設整備事業	新ごみ処理施設は処理能力日量90tとし、平成26年度の3ヵ年で整備する。この施設は焼却灰をセメント原料化するほか熱回収10%以上とするなど循環型社会形成推進にも取り組むこととしている。		1,681,814	
5	一般	小野田浄化センター基幹改修事業	山陽小野田市全域の屎及ひ淨化槽汚泥を処理するために必要な機械設備等の更新工事を行う。また、山陽地区の屎及ひ淨化槽汚泥を円滑に小野田浄化センター(旧山陽淨化センター)の既存設備等の改良工事を行う。		147,038	
6	一般	魔芋収集車等車両更新事業	ごみの収集に不可欠な魔芋収集車を安全性や収集効率の観点から車両更新計画に基づき定期的に更新していく。		23,286	
7	一般	汚泥等搬出運搬委託事業	収集した山陽地区のし尿等を小野田淨化センターへ運搬する業務を委託する。		22,631	
8	一般	焼却灰セメント原料化関連事業	リサイクルを推進するため、ごみ焼却施設から発生する焼却灰をセメント原料化する。		74,964	
9	一般	JR美祢線利用促進事業	沿線3市等で構成する「JR美祢線利用促進協議会」へ負担金を支出する。実施計画に基づき利用促進を図る。		1,500	
10	一般	JR美祢線 小野田線利用促進事業	JR美祢線・小野田線に補助金を交付し、美祢線と小野田線の利用促進を図る。		300	
11	一般	地域公共交通活性化事業	持続可能な地域公共交通維持確保のため、公共交通空間白地域等にデマンド交通を導入することを含め、手法等の検討を行う。		2,250	
12	一般	地方バス路線維持対策事業	地方バス路線維持費補助金の交付(バス事業者3社)		142,094	

<37主要事業 3,510,832千円>

(単位:千円)

No	会計 新規 ・ 継続	6月 補正	事業名	事業の概要	予算額	事業の概要	予算額
No	会計 新規 ・ 継続	6月 補正	事業名	事業名		事業の概要	予算額
13	一般	継	農地・水保全管理支払交付金事業(共同活動)	21の活動組織で、農業者と非農業者が一体となり、地域の環境保全に取り組む。 事業対象面積:690ha 負担割合:国50%、県25%、市25% 推進交付金:県100%	5,773	県道との取り付け部分の測量設計を行う。	2,500
14	一般	継	農地・水保全管理支払交付金事業(向上活動)	15の活動組織内の老朽化している農業用施設の更新・整備化に取り組む。 事業対象面積:330ha 負担割合:国:50%、県:25%、市:25% 推進交付金:県:100%	3,660	市民生活に必要な道路等(国、県又は市が管理をしない公益性の高いもの)を整備する自治会に補助金を交付する。 補助率:1/5、市4/5 限度額は200万円。	27,800
15	一般	継	農地制度実施円滑化事業(農地利用状況調査)	平成21年12月新農地法が改正施行となり、農業委員会において年一回農地の利用状況を調査することになった。この新農地法の実施に伴い、農地制度実施事業が実施され、補助金を活用し、調査員を雇用し、全市の農地調査を実施する。	2,430	指定管理者制度を導入し、江汐公園の維持管理の向上と利用者サービス及び満足度の向上を図る。	25,000
16	一般	継	農地制度実施円滑化事業(農地台帳整備事業)	平成21年12月新農地法が改正施行となり、農地台帳の様式が大幅に変更された。農地台帳の実施と並行して、農地台帳の整備を行う。	1,350	平成24年度に山口県から市に移管された江汐公園の施設の計画的な改修等の取組を確保するため基金を積み立てる。	15,000
17	一般	継	道路維持修理工事	市道の適正な維持管理を行う。 市道延長 318km	79,092	既設団地維持管理事業(検定溝排水道メーターの取替え)	147,993
18	一般	継	第二高千帆橋(市道上木屋川の木綿)修繕事業	橋梁による長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕事業を行う。	20,000	既設団地維持管理事業(検定溝排水道メーターの取替え)	32,100
19	一般	継	市道前湯川左岸線道路改良事業	平成24年度に山口県と協定した基本協定に基づき、山口県が施工中である前湯川周防河川高潮对策事業に併せて市道整備を山口県に委託す。	47,500	既設団地維持管理事業(検定溝排水道メーターの取替え)	2,880
20	一般	継	市道栗坪下市線道路改良事業	平成24年度に山口県と協定した基本協定に基づき、山口県が施工中である前湯川周防河川高潮対策事業に併せて市道整備を山口県に委託す。	3,800	既設団地維持管理事業(検定溝排水道メーターの取替え)	10,000
21	一般	継	市道片山海田線道路改良事業	県道宇部船木線へ接続するバイパス道路を新設する。 延長 L=120m 幅員 W=5.5(9.5)m	11,000	厚陽団地屋根防水工事 心浦館(家賃補助30戸) 中島ハイツ(家賃補助25戸) 「高齢者の居住の安定確保に關する法律」に基づき、良好な住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を行おうとする民間事業者に対して支援を行つ。 ・家賃補助 国1/2 県1/4 市1/4	3,100
22	一般	継	市道片山山線道路改良事業	県道宇部船木線へ接続するバイパス道路を新設する。 延長 L=410m 幅員 W=6.0(10.0)m	64,900	心浦館(家賃補助30戸) 中島ハイツ(家賃補助25戸) 「高齢者の居住の安定確保に關する法律」に基づき、良好な住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を行おうとする民間事業者に対して支援を行つ。 ・家賃補助 国1/2 県1/4 市1/4	10,000
23	一般	継	市道くし山線道路改良事業	県道小野田山陽線との交差点部分を県と同時に施工し事業を完了する。	10,000	市内に住所を有する者が既存住宅の改修工事を行つ場合に住宅リフォーム資金を助成する。	10,000
24	一般	継	市道新生町1号線道路改良事業	道路を拡幅する。 延長 L=557m 幅員 W=6.0m	20,000	総合事務所管理運営事業 (PCB廃棄物処理)	1,450
35	一般	継				総合事務所に保管しているトランクス2台(微量PCB廃棄物)の処理を行う。	2,845ha (全体計面積)
36	下水	継				下水道整備事業(污水) 小野田処理区 900ha 山陽処理区 430ha H25 L=3,098m、A=18.22ha	779,975
37	下水	継				水処理センター整備事業 (小野田水処理センター)	50,000

※会計欄 下水=下水道事業特別会計

第4章 |にぎわいと活力にみちたまちづくり

<38主要事業 1,106,171千円>

No	会計 新規 継続	6月 補正	事業 名	事業の概要	事業の概要	予算額
1	一般	継	新入促進事業	定住人口の増加による市の活性化を目的として、新入して住宅を取得した方に対し、取扱した住宅の固定資産税相当額を転入奨励金として交付する。	2,000	
2	一般	継	中学生海外派遣事業	中学生6名、引率者1名を輸送都市市であるモントンペイ市に夏季休業中に約2週間派遣する。	1,708	
3	一般	継	地籍調査事業	地籍調査面積:H25年度 1,111km ² 新田・小野田・港地区(大字小野田、新中一丁目、新沖三丁目、北竜王町、港町及び高栄三丁目の各一部・新中二丁目の全部)	13,633	
4	一般	継	土地開発公社利子補給事業 (小野田・浦・企業団地)	小野田・浦企業団地造成事業等に伴う山陽小野田市土地開発公社の金融機関借入額に対する利息相当額を補助する。	8,700	
5	一般	継	工場設置要請事業	新規企業説明会及び既存企業の投資説明会に対する要請措置(新規企業説明会・内需促進会)	215,228	
6	一般	継	観光交流促進事業	観光情報の発信やイベントの推進などを通じて、本市銀光の魅力向上、交流人口の増加を図る。 ・観光情報収集事業 ・名産品推薦事業など	1,000	
7	一般	新規	中小企業振興資金融資事業	中小企業者に対する資金融資及びその債務保証料の補助措置を行なうことにより、中小企業者の振興育成を図る。	184,806	
8	一般	継	緊急雇用創出事業 (市直接雇用分)	厳しい経済・雇用情勢を踏まえ、離職者の雇用基金事業として、県の緊急雇用創出事業を活用して、学校施設管轄環境整備事業をはじめとする55つの事業で人を雇用する。	8,764	
9	一般	新規	重点分野雇用創出事業 (チヤレンジサポート人材育成事業)	就職基盤力講座や就職実践座等により、技能実習等の習得支援を行い、その後企業の実践体験等の支援を行うことにより、職業能力を高め、地元中小企業への就職・定着を図る。	20,000	
10	一般	継	離職者緊急対策資金貸付事業	会社倒産又は事業の不振若しくは営業を余儀なくされた方の生活の安定を図り、離職を余儀なくされた方への就職・職訓練して資金の貸付を行う。	8,400	
11	一般	新規	観光想話会設置事業	観光関係団体や公募した市民からの意見を聴取り、観光行政に反映させるため、山陽小野田市観光懇親会を設置する。	100	
12	一般	継	基幹水利施設ストックマネジメント事業	基幹水利事業により排水機場の施設全体の改修を含むための、機能診断・機能保全計画の作成を行う。	1,000	

<38主要事業 1,106,171千円> (単位:千円)

No	会計 新規 継続	6月 補正	事業 名	事業の概要	事業の概要	予算額
13	一般	継	基幹水利施設ストックマネジメント事業	本施設は昭和44年に築造されたり、老朽化による機能低下が懸念されるため、機器等の更新を行う。	21,500	
14	一般	継	基幹水利施設(高千帆排水機場)	本施設は昭和49年に築造されたり、老朽化による機能低下が懸念されるため、機器等の更新を行う。	5,000	
15	一般	継	山陽地区水域水産物供給基盤整備	5年森林整備計画に基づき、市有林の保育事業として、搬出間伐、下刈、枝打等を行う。 対象人工林面積:約110ha 施工面積:約8.3ha	50,000	
16	一般	継	市有林造林事業	5年森林整備計画に基づき、市有林の保育事業として、伐採整備を実施し、効率的な農業生産を実現させる。 後醍醐地区 26ha	7,480	
17	一般	継	県営土地改良事業(経営主体成績基盤整備事業)後醍醐地区	県営土地改良事業(経営主体成績基盤整備事業)後醍醐地区 生産条件整備支援対策 実施主体(墨)川上営農組合 (墨)結束・不動寺原営農組合 ・主耕用共同機械・施設 ・県補助車両1/2	6,657	
18	一般	継	やまぐち集落営農生産拡大事業	市民農園の管理運営を行なう。 省高農地区 45区画、烏帽子岩地区 44区画、 高農利用料 3,000円/年・区画	269	
19	一般	継	市民農園管理運営事業	単県事業等の要件に合わせない事業について、 地元申請により事業を実施する。 事業費:3,000千円/年以内 地元負担:30~40%	10,500	
20	一般	継	小規模土地改良事業	条件不利地である中山間地域の集落が市との協定に基づき、農業生産活動や農村の生活の維持・耕作放棄地の防止に取り組む。 平沼田、川上、楓の大、鋤物師屋、松岳畑	3,788	
21	一般	継	中山間地域等直接支払交付金	農業経営基盤強化資金利子補給事業 認定農業者に対し、規模拡大その他経営発展に必要な長期低利資金を融通し、利子助成を行なう。	1,877	
22	一般	継	農業経営基盤強化資金利子補給事業	クルマエビ・ガザミ種苗放流事業負担金 刈屋漁港沖、南高泊干拓沖、堆生漁港沖	2,000	
23	一般	新規	放流補助事業負担金 (クルマエビ・ガザミ)	有害鳥獣捕獲奨励事業 有害鳥獣対策協議会へ要請するため、有	865	
24	一般	新規	有害鳥獣捕獲奨励事業	撲滅間伐に必要な林内路網の整備と水源涵養等公益的機能の増進を図るための間伐を実施する。	1,454	
25	一般	継	森林整備加速化・林業再生事業	L=約700m、S=約12ha		

<38主要事業 1,106,171千円>

(単位:千円)

No	会計 新規・ 継続	事業名	事業の概要	予算額
26	一般	○ 戸別所得補償経営安定推進事業(農地集積協力金交付事業)	地域の農業を守っていくため、「人・農地ブラン」に置かれた中心経営体への農地集積に協力する者に対し、面積に応じて協力金を支付する。 対象地区 平沼田地区 等	6,900
27	一般	○ 青年就農給付金事業	就農直後の経営を安定させ、宮體を継続していくよう所得を補完する。 年額 4,500,500千円 × 新規就農者3人	4,500
28	一般	○ 港湾整備事業負担金	山口県が行う重要港湾小野田港の港湾施設の整備充実事業に対する地元負担金を支出する。 補助事業(岸壁、道路) 25% ・車両(港湾) 50%	10,300
29	一般	○ 県道改良事業負担金	県道直生停車場線 県道西万倉山陽線 県道宇部船木線	39,500
30	一般	○ 都市計画道路整備県事業負担金	綫形や構造の見直しが必要な路線のうち、45D ID区域内の県道について、事業化が必要と判断された路線の事業に対する地元負担金を支出する。	5,000
31	一般	○ 土地区画整理事業利子補給事業	土地開発公社で取得した保留地の利子補給を行う。	5,573
32	一般	○ 小野田駅前土地区画整理区整備事業	小野田駅前土地区画整理事業未施行地区の整備を図るために、地権者等の意向調査を踏まえ、住民合意のもとで整備方策を出し、駅前地区的良好な市街地の形成を図る。	1,300
33	一般	○ 都市計画道路見直し事業	都市計画道路のうち、計画決定から30年以上経過したもの等について、都市計画道路見直し方針に基づき、都市計画道路の変更に係る図書(図面)を作成する。	1,000
34	一般	○ 住居表示整備事業	自由ヶ丘の住居表示を行う。	1,500
35	一般 新規	○ 厚狭駅南部地区利用促進事業	区域活性化を目的とした土地利用の促進を図るため、パンフレットの作成による積極的な広報活動と説教活動を行う。	622
36	市場	※ 卸売業運営補助金	高買参加者の破産を受け、卸売業者の経営が悪化したことにより、公平的な経営を行つてもなお市機能を失う虞があることから、販倒見積額等を補助し、経営安定を図る。	2,456
37	※ 小型	○ オートレース事業の包括的民間委託	開催業務等全般の委託(日本トーター㈱) 本場開催 45日、受託額外差元 294日(予定)	427,791
38	小型	○ 地域公益事業	地域住民の体育振興、福祉振興に寄与するなどを目的として、公共施設のトイレのバリアフリー化、大規模改修などの事業を行う。	20,000

※会計欄 市場=地方卸売市場事業特別会計、小型=小型自動車競走事業特別会計

第4章 にぎわいと活力にみちたまちづくり

143

第5章 人が輝く心豊かなまちづくり

<27主要事業 245,842千円>

No	会計 新規・ 継続	事業名	事業の概要	予算額
1	一般	○ 住宅・土地統計調査の実施に関する事務	統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査 調査期日: 平成25年10月1日	4,936
2	一般	○ 渔業センサスの実施に関する事務	統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査 調査期日: 平成25年11月1日	849
3	一般	○ 山口県立おのだサッカースポーツ公園の指定管理者である運営協会が適正に管理できるように負担金を支出する。	スポーツによるまちづくりを推進するため、県立おのだサッカースポーツ公園の指定管理者である運営協会が負担金を支出する。	22,000
4	一般	○ 若者交流推進事業	結婚を希望する独身者に出会いの場やそのきっかけを提供し、若者の定住促進を図る。	500
5	一般	○ 山陽小野田市「かがく博覧会」	平成22年度から山陽小野田市と山口東京理科大学が連携して年に一度開催している。理科離れが指摘される毎日の子どもたちの知的好奇心を喚起する。	500
6	一般	○ 厚狭小学校屋内運動場整備事業	不陸の大さいの屋内運動場の床を改修し、安全・快適な使用環境を整える。	39,018
7	一般	○ 学校プール補修事業	劣化の著しいプールの壁面と床面を塗り替え、不要な塗装をしない安全な使用環境を整える。	3,780
8	一般	○ 教育課程の特別関連事業	「生活改善・学力向上プロジェクト」では、市内全小・中学校において、平成18年度から、学校でのモジュール学習と家庭の生活習慣改善を進めている。この取組を今後も継続して、子ども達の「生きる力」の土台づくりに努める。	1,100
9	一般	○ 小学校社会副読本改訂事業	児童の豊かな人間性や社会性を育むため、国、県、市、関係機関と協働して、地域をしっかりと読み取ったこから改訂の必要がある。改訂にあたっては、モジル小学校の取組に対する評議本を作成する。	240
10	一般	○ 小学校社会副読本改訂事業	現行の小学校社会副読本は、慣熟が古くなつて「市民である子どもの子どもを育む」というコンセプトのモジル小学校の取組に対して補助を行う。	124
11	一般	○ 指導主事配置事業	指導主事の配置により、学校への訪問指導を中心に行う。児童生徒の指導力を向上に努める。	36,000
12	一般	○ 特別支援教育支援員配置事業	小・中学校で特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学級に対し、学習支援と学級運営の安定化を目的とするため、特別支援教育支援員を配置する。	4,376
13	一般	○ 学校図書支援員配置事業	市内の小・中学校16校に学校図書支援員を配置し、図書室が持つ情報センターや学習センターなどでの機機能を強化するとともに、児童生徒の読書の習慣化と図書室の利用促進を図る。	24,057

第5章 人が輝く心豊かなまちづくり

144

<27主要事業 245,842千円>

(単位:千円)

No	会計	新規 ・継続	6月 補正	事業名	事業の概要	予算額
14	一般	新規 ○	小中学校図書システム整備事業	市内の小・中学校で共通の読書システムを導入し、学校間の図書の貸し借りや検索を容易にする。図書管理の効率化と図書室の利便性向上を図る。	14,233	
15	一般	新規 ○	こども市民教育推進事業	本市の特色や公共の仕組み等を子どもたちに理解してもらうため、市役所職員が行っている様々な内容の出前講座等を市内外・中学校で授業の一環として実施し、市民教育の更なる推進を図る。	100	
16	一般	継 放課後子ども教室事業		学校外24年度として、平成20年度から始まる。平成24年度からは山陽地区のすべての小学校で実施。主な実施日は水曜日(月2回)、主な実施場所は小学校とし、児童クラブとの連携を図る。	2,403	
17	一般	継 学校支援地域本部事業		配置されたコーディネーターが学校のニーズを把握し、地域の人材、心からボランティアを派遣する制度である。	4,837	
18	一般	新規 ○	日本ジャンボリー歓迎交流事業	日本ジャンボリーが山口県で開催され、多数のスカウトやスタッフが来島される。本市においては地域プログラムの一環として歓迎行事を実施する。	469	
19	一般	新規 ○	「ふるさと文化遺産」登録事業	指定文化財以外にも、地域の財産として親しまれ大切にされている文化的財産は多くあり、「地域の財産」として大切に保護、活用するため「登録制度」を行う。	100	
20	一般	継 家庭教育支援事業		就学時健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」が主な活動である。幼稚園、保育園への出前講座も対応する。	321	
21	一般	継 文化振興推進事業 (生涯文化事業)		市民が文化に触れる多様な機会を提供する。 ・世代別事業：おとくあそぼう、アミリーティータイムコンサート、アフロフェスティバル ・市民参加型事業：ピアノマラソン大会、少年少女合唱祭 ・子ども文化ふれあい事業：津軽三味線と津屋のうたどり ・宝くじ文化公演：川井都子・ヴァイオリン名曲の旅 ・お嬢様こんさーと Dual KOTO×KOTO ・サークル音楽活躍事業： ・公共下水道連結工事を実施し、浄化槽を撤去する。 L=11.5m	9,994	
22	一般	新規 文化会館排水設備事業		公共下水道連結工事を実施し、浄化槽を撤去する。 L=11.5m	15,021	
23	一般	新規 文化会館中央監視装置更新事業		不具合の生じている中央監視装置を更新し、文化会館の良好な管理運営に努める。	6,640	
24	一般	継 生涯スポーツ推進事業		初心者向け各種スポーツ教室の開催、総合型地域スポーツクラブの支援、スポーツ推進計画の策定等を行う。	1,942	

<27主要事業 245,842千円>

(単位:千円)

No	会計	新規 ・継続	6月 補正	事業名	事業の概要	予算額
25	一般	継 〇		ふれあいスポーツ推進事業	市民ハイキングの開催、高校サッカーフェスティバル等への支援等を通じて、人と人のふれあい、地域間交流を促す。	3,742
26	一般	継 〇		団体・指導者育成支援事業	体育協会への運営補助、スポーツ少団年回本部業務、スポーツ性進奏員の育成支援等を通じて健全なスポーツ振興を図る。	2,800
27	一般	継 〇		体育施設維持管理運営事業	市体育施設の適正な維持管理をするための支出を行ふ。	45,960

公営企業会計

1 病院事業会計 (予算総額 65億6,481万3千円)

★新病院建設事業
※6月補正後の予算額である。
2, 142, 004千円

新病院建設に向けて、平成24年度には実施設計を策定した。
今年度は、建築確認申請を行い、特殊基礎工事、杭工事、基礎工事、鉄骨建方工事を
行い、内・外装工事を終え、平成26年末に建築工事が完成する。
完成後、医療機器・什器備品の搬入、移転訓練等を行い、10月より新病院で診療開
始を行い、平成27年4月の全面開院を目指す。

新病院の概要

鉄骨造	地上8階+塔屋	1～3階：外来診療室等
建築面積	4, 473.54m ²	4階：管理部門
延床面積	17, 367.92m ²	5～8階：病棟
		塔屋：機械室

★新病院医療機器及び備品整備
機種選定及び契約 (平成26年度までの債務負担行為額：9億円)

2 水道事業会計 (予算総額 21億6,124万4千円)

★建設改良事業
467,941千円

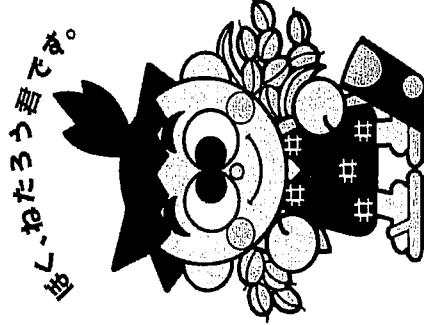
- 高天原淨水場耐震補強
- 黒石中学校周辺第一送水管改良
- 第二送水管(叶松～高天原)改良
- 山陽地区配水池・鴨庄淨水場改修に伴う発注準備
- 鴨庄淨水場急速ろ過池改良(H24～27)
- 老朽管(石綿管)更新
- 厚狭川新橋架設送配水管改良(H24) 繩越 国庫補助

3 工業用水道事業会計 (予算総額 3億7,374万6千円)

★建設改良事業
77,141千円

- 工業用送水管改良
- 高天原淨水場耐震補強

堺 行 元
山陽小野田市役所 総合政策部財政課
TEL 0836(82)1131 FAX 0836(83)2604
E-mail zaisei@city.sanyo-onoda.lg.jp
URL http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp
※この予算概要是ホームページ(上記アドレス)でも
ご覧いただけます。



目 次

I 計画策定の主旨	2 頁
II 職員数の状況	2 頁
1 職員数の推移	
2 年齢別・性別構成	
3 類似団体及び山口県平均との比較	
III 山陽小野田市定員適正化計画の基本的な考え方	4 頁
1 定員適正化計画の基本的な考え方	
2 目標達成のための方策・手法	
IV 定員適正化計画の目標	7 頁
1 計画の期間	
2 計画の目標	
V 計画の公表	7 頁

第二次山陽小野田市定員適正化計画

平成23年2月
山陽小野田市

I 計画策定の趣旨

地方分権の本格化に伴い、地方公共団体の果たすべき役割はますます増大するとともに、少子高齢化の進展、人口減少時代の到来により、市民ニーズは複雑多様化しています。

このため、本市においては、平成19年3月に策定した当初計画に基づき、行政規模や範囲を見直し、職員数の削減により人件費を抑制し、市民ニーズに的確に対応するため、また、期待される併合効果をより確かに目に見えるものとするために、部局整理を進めました。

結果、平成22年度当初の職員数は、当初計画の目標値の977人を大幅に上回る850人となり、平成17年度当初からの5年間で24人を削減し、削減率は22.2%となりました。

このように、多額の人件費を抑制したこととは、財政再建団体転落の危機的な財政状況を乗り越えることができた大きな要因であり、市民サービスを継続して提供するための貴重な財源となっています。

しかしながら、本市を取り巻く状況は、長引く景気の低迷による自主財源の減少や急速に進む少子高齢化に伴う社会保険経費の増加など、今後更に厳しさが増すことが予想されることから、これまで以上に最少量の経費で、より質の高い市民サービスが提供できるスリムで効率的な組織を目指す必要があります。

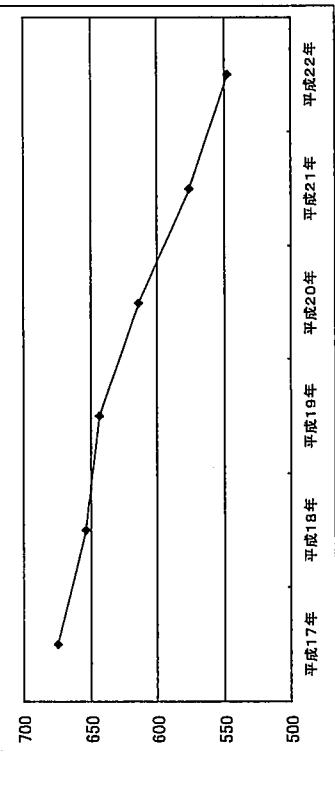
よって、ここに当初計画の成果を踏まえ、第二次定員適正化計画を策定します。これにより、平成20年度においての職員数は927人となり、当初計画の目標値である977人を2年前倒しで達成しました。

II 職員数の状況

1 職員数の推移

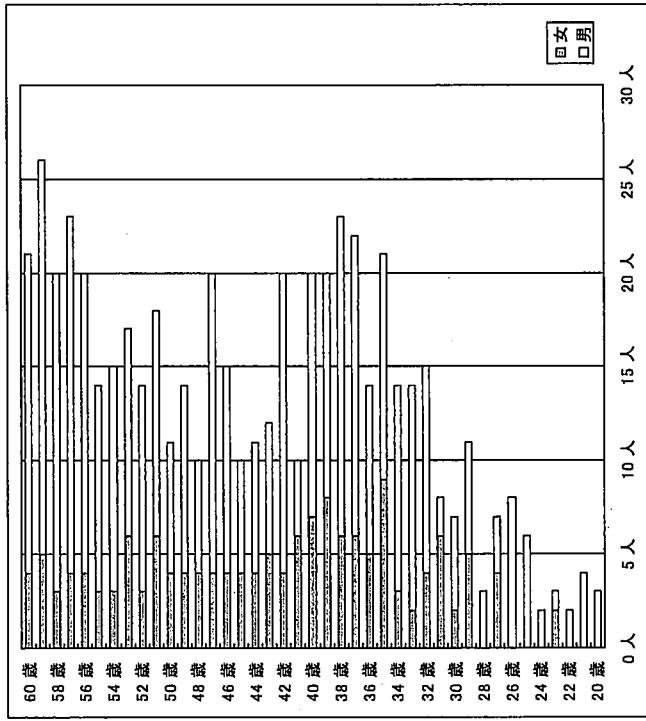
平成19年度において山陽市民病院の診療休止の影響があつたこと、19年度から2年間にわたり大量退職に伴う新規職員採用を慎んだこと、また、毎年度予想を上回る早期退職者があつたことから職員数が急激に減少しています。これにより、平成20年度においての職員数は927人となり、当初計画の目標値である977人を2年前倒しで達成しました。

普通会計における職員数の推移



2 年齢別・性別構成（市民病院及び水道局を除く）

本市においては、いわゆる団塊の世代や団塊第二世代である35歳前後の割合が高いことが特徴といえます。また、35歳前後に比べ、20歳代の職員が極端に少ない状況にあります。これは、合併により職員の採用を慎んできたことにによるもので、今後は将来を見据えた職員構成の平準化が必要となります。



- 2 -

- 3 -

*各年度の職員数は、4月1日現在の人数
※その他の会計は、下水道事業などの特別会計の合計

3 類似団体及び山口県平均との比較（人口千人当たり職員数）

職員総合計において類似団体「人口千人当たり職員数」との比較では、3・66人多い状況にあります。また、山口県内13市平均と比較しても、2・48人多く、県内13市中5番目の職員数となっています。

これは本市の特有である、出先機関が多いことや、消防、市民病院、水道局の業務を全て本市単独で運営していることによるものであります。

しかしながら、本庁等基幹部門に勤務している一般行政の職員数を類似団体と比較した場合は、ほぼ同数の0・24人が多い状況となり、山口県平均との比較では0・66人少なく、県内13市中10番目の職員数となります。

人口千人当たり職員数(平成21年4月1日現在)

部門別職員数 団体名及び人口	一般 行政 計	人口 千人 当たり 職員数	順位	人口 千人 当たり 職員数 計	普通 会計	順位	人口 千人 あたり 職員数 会計	公営 企業等 会計	順位	人口 千人 あたり 職員数 総合計	順位
下関市	283,649	1,620	5,71	9	2,354	8,30	6	878	3,232	11,39	6
宇部市	173,401	924	5,33	11	1,291	745	10	432	1,723	9,94	8
山口市	187,648	1,108	5,30	6	1,492	735	9	180	1,672	8,91	11
萩市	56,196	523	9,31	1	726	12,92	2	263	969	17,60	2
防府市	118,371	565	4,77	13	804	6,79	12	141	945	7,98	13
下関市	55,568	295	5,31	12	400	720	11	60	460	8,28	12
岩国市	147,571	1,057	7,16	5	1,218	8,25	8	337	1,555	10,54	7
光市	54,530	315	5,78	8	358	6,57	13	460	818	15,00	3
長門市	39,807	361	9,07	2	488	12,26	3	61	549	13,79	4
柳井市	35,126	261	1,31	4	307	8,59	5	38	345	9,66	10
美祢市	29,75	263	9,01	3	377	12,82	1	291	668	22,90	1
周南市	152,865	883	5,80	7	1,260	8,27	7	212	1,472	9,66	9
山陽小野田市	66,006	359	5,44	10	576	8,73	4	310	886	13,42	5
類似団体平均	71,700	373	5,20	-	503	7,02	-	197	700	9,76	-
山口県平均	-	-	6,10	-	-	8,32	-	-	-	10,94	-

2 目標達成のための方策・手法

(1) 事務事業の見直し、行政運営の効率化と職員配置の見直し

事務事業の整理、統合、廃止等による見直しを推進して業務の効率化を進め、事務量に見合った職員配置を行います。

(2) 民間活力の導入と市民協働の推進

行政が直接担う領域の見直し、民間や市民に委ねることが効率的、効果的な事務事業については、民間委託の推進や指定管理者制度の導入を拡大します。また、地域の自治会やNPO等の市民団体などとの役割分担を積極的に推進し、市民が主体的な立場でまちづくりを推進することができる市民活動支援センター（仮称）を設置するなど、システムを構築し、市民が行政に参加、協働できる体制を整備します。

(3) 組織・機構の見直し

部や課及び公共施設の統廃合、支所から本庁への業務集約、庶務機能の集約、グループ制の導入など、組織や機構の見直しを行い、スリム化を図ります。

(4) 計画的な職員採用

本市では、合併後ににおいての危機的な財政状況を何とか乗り切らなければならぬため、団塊の世代の大量退職に見合うだけの新規職員採用を慎んできたことから、職員の年齢構成の歪みや権限移譲をスマーズに移行することが難しい状況にあります。
今後は、予算総額に占める人件費割合の適正化や定年延長制度の動向を注視しながら、市民ニーズの高い分野や権限移譲分野などでは適切な人員を行い市民サービスの維持向上を図ることも重要であることや、将来を見据えた人材の確保及び職員の年齢構成の平準化を図るために、計画的な職員採用を行います。

III 山陽小野田市定員適正化計画の基本的な考え方

1 定員適正化計画の基本的な考え方

当初計画における類似団体の職員数との比較について、各自治体の行政面積や組織機構等の形態により大きく左右されることから、本計画においては、県内他市の臨時職員を含む職員数の状況を考慮します。
本計画における定員の範囲は、本市のすべての正規職員・常勤再任用職員を対象とし、再任用短時間勤務職員・嘱託職員を除くものとします。
ただし、本庁等基幹部門に勤務している臨時職員については、個々の業務内容を精査し、職員と同等の業務を行っている場合は、定員の範囲とします。

今後の地方分権の流れや、社会情勢の変化により職員の増が必要となる部署や、市民ニーズが減少した部署には職員が減ることも考えられます。これらの対応は、本計画の見直しや毎年実施する人事ヒアリングを通じ、実態に即した的確な人員配置に努めることとします。

① 一般事務職員

現在、本庁等基幹部門においては、約70名の臨時職員を雇用していますが、この臨時職員の大半は正規職員と同等の業務を行っています。
これは、臨時的な事務的補助という雇用目的から大きく懸け離れており、本来であれば正規職員を配置するべきものだと考えます。
今後、平成22年度から平成30年度までに81名の定年退職者が見込まれることから、臨時職員の状況等も踏まえ、平成22年度以降は、毎年度1・3名程度の計画的な職員採用を行い、臨時職員を正規職員に替えていきます。

② 技術職員

ア 土木技術職員及び建築技術職員
土木技術職員は、平成22年度から平成30年度までに20名の定年退職者が見込まれ、現在の土木技術職員の半数を上回る退職者数となります。また、これまで長期間にわたり新規採用を行わなかつたため、職員の高齢化が顕著に表れています。

次に、建築技術職員については、平成21年度に1名を新規採用し、現在の7名体制としたものの、土木技術職員、長期間にわたり新規採用を行わなかつたため、職員の高齢化が進み、年齢構成の歪みは著しく、平成26年度までに4名が定年退職した後は、3名の体制で業務を遂行しなければならない状況になります。

今後は、実施計画に基づく工事等業務量の推移を見極めながら、技術等の発注者としての責務や契約検査の適正な執行、工事の履行把握・確保等の検証を必要とすることから、技術職員の確保と育成は急務であると考えます。

今後は、水処理センター及び環境調査センターの一部業務委託等を検討する中で適正な人員を把握するとともに、技術の継承を重視し、計画的な職員採用を行います。

イ 化学技術職員
化学技術職員は建築技術職員と同様で、平成21年度に1名を新規採用し、現在の6名体制としたものの、平成24年度までに3名が定年退職した後は、3名の体制で業務を遂行しなければならない状況にあります。

今後は、保育所の民間委託や廃棄物により、最終的に直當とする施設について適正な職員数の把握を行い、計画的な正規職員の採用を行います。

エ 他の技術職員
技術の継承並びに人材確保の観点から、その職の業務内容や退職者の状況等に応じ計画的な採用を検討するものとします。

オ 技能労務職

技能労務職についての新規採用は行いません。退職に伴う欠員が生じた場合は、必要に応じ臨時職員を雇用することで対応します。

③ 社会人幹採用
民間企業等の経験で培った柔軟な発想力、サービス意識などを活かすために、職員の年齢構成の平準化を図りつつ、社会人幹採用を検討します。

(5) 職員の人材育成、能力開発及び適材適所への配置
限られた人員で、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、市民満足度の高い行政サービスを継続して提供するため、職員一人ひとりの資質を向上させるとともに、意識改革を推進し、職務遂行能力を高める必要があります。

このため、平成20年度に策定した「山陽小野田市人材育成基本方針」に基づき、新しい人事評価制度の導入等により職員の能力開発に努めるとともに、適材適所への配置に努めます。

IV 定員適正化計画の目標

1 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。なお、行財政改革アクションプランに沿った事務事業の民営化、公共施設の再編及び施設管理形態の変更等の状況に応じ、隨時これを見直すものとします。

2 計画の目標

平成27年度当初の目標職員数は、前述の定員適正化計画の基本的な考え方により下記のとおりとします。

定員適正化計画による職員数の推移

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
4月1日職員数	850人	842人	837人	839人	834人	835人
採用者等	18人	17人	26人	28人	24人	25人
退職者等	25人	31人	26人	29人	24人	-

注)平成22年度から平成27年度までの採用は、各年4月1日採用予定で、退職者等は定年退職者

職員の削減数及び削減率

平成17年職員数(7)	平成27年職員数(4)	削減数(7)-(7)(4)	削減率(7)/(7)
1,091人	835人	▲256人	▲23.5%

V 計画の公表

ホームページ及び広報を活用して、本計画の進捗状況を公表することで市民への周知に努めます。

〈目 次〉

I 山陽小野田市人事行政の運営状況	1
1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)採用・異職等の状況	1
(2)職員数の状況	2
2 給与等の状況	3
(1)総括	3
(2)職員の平均給与・月額、初任給等の状況	3
(3)一般行政職の級別職員数等の状況	4
(4)職員の手当の状況	5
(5)特別職の報酬等の状況	8
(6)公営企業職員の状況	9
3 勤務時間その他の勤務条件	13
(1)一般職員の勤務時間	13
(2)年次有給休暇	13
(3)特別休暇等	13
(4)介護休暇	14
(5)育児休業等	14
4 分限及び懲戒処分の状況	15
(1)分限処分者数	15
(2)懲戒処分者数	15
5 服務の状況	16
(1)職務に専念する義務の免除	16
(2)官利企業等への従事許可	16
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	17
(1)研修の状況	17
(2)勤務成績の評定の状況	17
(3)人材育成	17
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	18
(1)保健の状況	18
(2)福利厚生の状況	18
(3)公務災害補償	18
II 山陽小野田市公平委員会の業務の状況	18
1 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	18
2 職員に対する不利益処分に関する不服申し立ての状況	18

人事行政の運営等の状況

平成 25 年 3 月

山陽小野田市

I. 山陽小野田市人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 派用・退職等の状況

ア 採用(H23.4.2～H24.4.1)				
区分	試験			選考 採用 (医師)
	上級	中級	初級	
一般行政職	17	3	1	21
医療職	3		6	5
技能労務職				0
水道	2		3	5
計	22	3	4	40

イ 退職(平成23年度)				
区分	定年退職	勧奨退職	普通退職	その他
				計
一般行政職	17	4		21
医療職			12	12
技能労務職	2	1		3
消防	7		2	94
水道	3			3
計	29	5	14	142

※その他は、宇部・山陽小野田消防組合の設立によるものです。

ウ 再任用				
(単位:人)				
区分	23年度	24年度		
一般行政職	0(0)	0(0)		
医療職	0(0)	0(0)		
技能労務職	0(0)	0(0)		
計	0(0)	0(0)		

(注)()内は、再任用短時間勤務職員数で外書きです。

(2) 職員数の状況

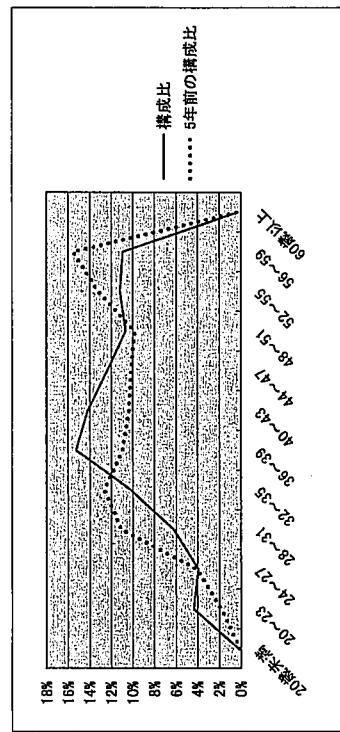
ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由(各年度4月1日現在)

部門		平成23年度	平成24年度	増減	主な増減理由
議会		7	7	0	
総務企画		111	107	-4	国体業務終了による減
税務		25	26	1	
民生		66	65	-1	
衛生		77	79	2	
労働		2	2	0	
農林水産		23	21	-2	
商工		8	9	1	企業説教体制及び観光業務体制の強化による増
土木		33	34	1	
小計		352	350	-2	
教育		82	83	1	
特別行政		103	0	-103	宇部・山陽小野田消防組合の設立による減
消防					
小計		185	83	-102	
公営企業等会計		59	61	2	
水道		17	16	-1	下水道料金徴収方法の見直しによる減
下水道					
その他		35	37	2	
小計		298	300	2	
合計		835	733	-102	▲102
		[1,059]	[949]	-110	〔▲110〕宇部・山陽小野田消防組合の設立による減

(注)1 職員数は、一般職に属する職員数であり、再任用職員、休職者、派遣者等を含んでいません。

2 []内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



(単位:人)						
区分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
職員数	104	91	78	82	80	2

2 給与等の状況

(1) 総述

イ 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区分		分		山陽小野田市		山口県		国	
一般行政職		大学卒		178,800 円		180,500 円		172,200 円	
技能労務職		高校卒		144,500 円		145,900 円		140,100 円	
		高卒		140,100 円		141,900 円		- 円	

イ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分		職員数	給	給	与	賃	一人当たり
A	B	人	千円	人	千円	人	千円
23年度	537	2,118,834	302,86	763,478	3,184,498	5,930	千円

(注)1 職員手当には基準手当を含んでいません。

2 職員数は、平成23年度給与実態調査上の普通会計に属する人数です。
3 職員数は、平成23年度給与実態調査上の普通会計に属する人数です。

ウ 給与等の減額措置の状況

市長等特別職及び職員等の給与の一部を減額する措置を実施しています。

対象者	減額の内容	対象者	減額の内容
市長・副市長 教育長	給料、期末手当の20% (H18.4.1～)	議員	報酬、期末手当の24.812% (H17.10.11～)
管理職員	給料、期末勤務手当の50%(H18.4.1～) 管理職員	一般職員、 課長補佐級、給料の3%、係長級 給料の2.5%(H24.4.1～)	

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山陽小野田市	42.7 歳	327,550 円	373,367 円	354,105 円

②技能労務職

区分	公務員	員	員	員	員	員	員
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均給与月額 (国ベース)	平均給与月額 (国ベース)
山陽小野田市	45.2 歳	96人	334,875 円	365,264 円	356,182 円	356,182 円	356,182 円
うち 環境業務員	45.0 歳	45人	335,993 円	381,442 円	364,859 円	364,859 円	364,859 円
うち 学校調理員	45.7 歳	36人	337,330 円	351,532 円	351,277 円	351,277 円	351,277 円
うち 環境整備員	44.2 歳	8人	324,110 円	341,871 円	338,960 円	338,960 円	338,960 円
うち 運転手	50.7 歳	2人	355,828 円	397,540 円	366,978 円	366,978 円	366,978 円
うち その他技能労務	41.8 歳	5人	315,977 円	343,055 円	336,637 円	336,637 円	336,637 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての総額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明記がされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したもののです。

イ 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区分		分		山陽小野田市		山口県		国	
一般行政職		大学卒		178,800 円		180,500 円		172,200 円	
技能労務職		高校卒		144,500 円		145,900 円		140,100 円	
		高卒		140,100 円		141,900 円		- 円	

(注) ()内は、減額措置を行前の金額です。

(3) 一般行政職の級別職員数の状況

区分		摆録的な職務内容		職員数		構成比	
1 級		定型的な業務を行う職務		31		9.9%	
2 級		知識又は経験を必要とする業務を行う職務		15		4.8%	

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

(注)1 山陽小野田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。

3 平成19年1月1日より9級制から7級制に変更しています。

(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

イ 初任給への勤務成績の反映状況

(注)1 山陽小野田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。
3 平成19年1月1日より9級制から7級制に変更しています。

(注)1 山陽小野田市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。

3 平成19年1月1日より9級制から7級制に変更しています。

(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤労手当

(平成24年度支給割合)		国	
期末手当		(平成24年度支給割合)	
2.60 (- 1.45)月分	勤労手当 (0.65)月分	1.35 (1.45)月分	月分 月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ※役職加算5~20%
2.60 (- 1.45)月分	勤労手当 (0.65)月分	1.35 (1.45)月分	月分 月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ※役職加算5~20% · 管理職加算10~25%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤労手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

期末勤労手当の支給額割引に基づき、病気休暇、育児休業、休憩期間などを除算し、実際の勤務状況に応じた在職期間率を算出することにより勤労手当の支給に反映させています。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

山陽小野田市	
(支給率)	自己都合
勤続20年	23.50 月分
勤続25年	33.50 月分
勤続35年	47.50 月分
最高限度額	59.28 月分
その他の加算措置	59.28 月分
定年前早期退職特例措置	(2%~20%加算)

※支給率は、国と同じです。

ウ 地域手当(平成24年4月1日現在)

※ 支給対象職員は、ません。

エ 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

主な支給対象職員及び支給対象業務		左記職員に対する支給単価
滞納処分手当	滞納処分としての権利、物件の差押え及び差押物件の引揚げに從事した職員	日額 350円
社会福祉事業手当	福祉事務所に勤務する職員で生活保護法(昭和25年法律 第144号)の現業に從事した職員	日額 310円
行旅死亡人等収容手当	行旅死亡人等の収容作業に從事した職員	1回につき 3,000円
現場業務手当	旅費控除する職員で、戸別訪問に3時間以上從事した職員	1回につき 1,000円
犬、猫等の死体収容手当	高齢障害課、健脈増進課又は訪問看護ステーションに勤務する職員	日額 250円
衛生現業手当	汚物の収集及び廻収並びに消毒作業に從事した職員	1体につき 500円

※3時間30分以上7時間30分未満の場合には半額とし、3時間30分以上7時間30分未満の場合には支給しない。)

力 その他の手当(平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 差 同	国 の 制 度 と の 差 同
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外の扶養 (3)職員に配偶者がいない場合扶養親族 のうち1人 6,500円 11,000円 (4)満16歳の年度初めから満22歳の年度 未までの子一人 5,000円加算 月額55,000円	同じ	同じ
通勤手当	<交通機関利用者> <自動車等使用者> <自動車等使用者> 通勤距離2km以上が支給対象。通勤距離が 2km以上に満たない場合は、月額800円、以 下距離に応じて支給され最高支給限度額 は、通勤距離が48km以上の場合で、月額 27,500円	<交通機関利用者> 同じ <自動車等使用者> 異なる	異なる
住居手当	<自宅> 新築又は購入の日から5年を経過していない い住居の世帯主 →月額 2,500円	<職員が自ら居住する借家・ 賃間> (1)家賃等の月額が22,000円以下 →家賃等の月額が22,000円超 →家賃等の月額と22,000円との差額の1/2 を11,000円に加算した額(最高支給限度額 月額77,000円)	異なる
管理手当	管理、監督の地位にある職員に対する支給 【支給内容】 (1)部長級 41,800円 (2)次長級 37,500円 (3)課長級 32,100円	管理、監督の地位にある職 員に対して支給 【支給内容】 46,300円～139,300円を支給 ※H18.4.1～管理職手当(上記の額から) 50%減額措置	異なる
休日勤務手当	祝日による休日等又は年末年始の休日 等において、正規の勤務時間として勤務し た職員に対する支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の35%増 額の額を支給(年末年始の休日等は50%増 額)	祝日による休日等又は年 末年始の休日等において、 正規の勤務時間として勤務 した職員に対する支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時 間単価の35%増の額を支給	異なる
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜(午後10時から 翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に 対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の25%を 支給	正規の勤務時間として、深夜(午後10時から 翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に 対して支給 【支給内容】 勤務1時間につき給料の時間単価の25%を 支給	同じ

(5) 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 差 同
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対して支給 【支給内容】 勤務の内容、時間に応じ4,200～21,000円を 支給	同じ
管理職員特別勤務手当	管理職員特別勤務の支給を受けた職員等が、臨時 又は緊急の必要により週休日等に勤務した 場合に支給 【支給内容】 勤務1回につき4,000～6,000円を支給(6時 間を超える勤務にあつては、150/100を乗じ た額) ※H18.4.1～当面、支給停止	異なる 異なる 異なる 異なる 異なる
区 分	給 料	月 領 等
給 料	市 市 長 副 市 長 教 育 長	(参考)類似団体における最高額／最低額 1,012,000 円 ／ 440,000 円 832,000 円 ／ 520,000 円 - 円 ／ - 円
報 酬	議 長 副 議 長 議 員	(平成23年度支給割合) 345,865 円 ／ 460,000 円 302,256 円 ／ 402,000 円 278,196 円 ／ 370,000 円
期 末 手 当	市 市 長 副 市 長 教 課 員	(平成23年度支給割合) 629,000 円 ／ 575,000 円 575,000 円 ／ 302,300 円 522,000 円 ／ 276,200 円
退 職 手 当	市 市 長 副 市 長 教 課 員	(算定方式) 減額後の給料月額×在職月数×56.5/100 減額後の給料月額×在職月数×40.0/100 減額後の給料月額×在職月数×25.0/100 (1期の手当額) (支給時期) 19,721,664 円 11,366,400 円 6,283,000 円 任期毎 任期毎 任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、平成24年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	給費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	給与費比率 % 35.1	総費用に占める職員 給与費比率 % 34.6	(参考)平成22年度の給費用 に占める職員給与費比率 %
23年度	1,647,148	115,397	578,356			
23年度	59	226,767	60,998	87,008	374,763	6,352

(注)1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

イ 給与等の減額措置の状況
給与等の一部を減額する措置を実施しています。

対象者	減額の内容	対象者	減額の内容
水道事業管理者 一般職員	給料、期末手当の20% 課長補佐級 係長級職員 給料の3% 給料の2.5% (H18.4.1～)	期末勤務手当の5% 管理職員 (H24.4.1～)	給料、管理職手当の5% (H18.4.1～)
水道事業管理者 事業管理者	給料の3% 給料の2.5% (H24.4.1～)	管理職員 (H18.4.1～)	

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給 円	平均月収額 円
山陽小野田市水道局	39.8 歳	311,887 円	491,110 円
事業管理者	66.0 歳		730,980 円

(注)平均月収額には、期末・勤務手当等を含んでいます。

③ 職員の手当の状況
ア 期末手当・勤勉手当(平成23年度)

※ 支給率は、山陽小野田市と同じです。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)
※ 支給率は、山陽小野田市と同じです。

ウ 地域手当(平成24年4月1日現在)

※ 支給対象職員はいません。

エ 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

主な支給対象職員及び支給対象業務

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
集金精勤手当	料金収納整理に從事する職員	日額 300円
交番制勤務手当	交番制勤務に從事する職員	月額 6,000円
危険手当	危険な作業に從事する職員	日額 400円
電気技術主任手当	電気技術主任である職員	月額 3,000円
外勤手当	1日3時間以上外勤した職員	日額 300円

才 時間外勤務手当

支給実績(平成23年度決算)	職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	161 千円
9,526 千円		

カ その他の手当(平成24年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一 般 行 政 勤 务 の 制 度 上 異なる	一 般 行 政 勤 务 の 制 度 上 異なる
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務時間につき給料の時間単価の45%増 勤務時間につき給料の時間単価の35%増の額を支給 (年末年始の休日等は50%増)	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務時間につき給料の時間単価の45%増	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務時間につき給料の時間単価の25%増を支給
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務時間につき給料の時間単価の30%を支給	正規の勤務時間として、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務時間につき給料の時間単価の30%を支給	正規の勤務時間として、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した職員に対して支給 【支給内容】 勤務時間につき給料の時間単価の25%増を支給
宿日直手当	制度なし	制度なし	宿日直勤務をした職員に対して支給 【支給内容】 勤務1回につき、勤務の内容、時間に応じて支給 21,000円を支給
企業手当	水道事業又は工業用水道事業に従事する職員に対する支給 【支給内容】 給料月額の100分の3	異なる	異なる

* 扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、管理職特別勤務手当は、
一般行政の制度と同じです。

(2) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	給費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める職員 給与費比率 %	(参考)平成22年度の総費用 に占める職員給与費比率 %
23年度	4,059,405	117,480	1,863,477	45.9	46.4

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
 2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

イ 給与等の減額措置の状況

給与等の一部を減額する措置を実施しています。

対象者	減額の内容	対象者	減額の内容	② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)		
				医 師 看 護 師 医 療 技 術 職 事 務 職 員 事 業 管 理 者	給料、期末手当の20% (H18.10.1～) 課長補佐級給料の3% 係長級給料の2.5% (H24.4.1～)	管理職員 (医師を除く) 管理職員 (医長、副医長を除く)
				医 師 看 護 師 医 療 技 術 職 事 務 職 員 事 業 管 理 者	46.8 歳 42.2 歳 45.4 歳 39.5 歳 71.0 歳	527,390 円 313,212 円 342,758 円 303,192 円 868,980 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(平成23年度)

※ 支給率は、山陽小野田市と同じです。

イ 退職手当(平成24年4月1日現在)

※ 支給率は、山陽小野田市と同じです。

ウ 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給対象職員	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医 師	10 %	21 人	10 %

工 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を人体に照射する作業に従事した職員	日額 230円(勤務時間が3時間に満たないときは半額)
病理検査従事手当	病理細菌の検査に従事した職員	日額 230円(勤務時間が3時間に満たないときは半額)
夜間看護手当	病院局の病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師及び看護助手で正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が夜(午後10時後翌日の午前5時前)の間をいう。)における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合(にあつては、2,900円(2時間に満たない場合にあつては、2,000円))	1回につき 3,300円(その勤務に含まれる深夜(午後10時後翌日の午前5時前)の間をいう。)において行われる看護等の業務に従事した職員
研究手当	病院の医師	(院長) (副院長) (医長) (副医長及び医員)
分検業務手当	分検に携わった産婦人科医師	1回につき 20,000円

才 時間外勤務手当	支給実績(平成23年度決算)	92,884 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)		646 千円

カ その他の手当(平成24年4月1日現在)

※ 扶養手当、通勤手当、生居手当、管理職員特別割務手当は、一般行政職の制度と同じです。
 宿日直手当、管理職員特別割務手当は、山陽小野田市と同じです。

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 一般職員の勤務時間

平成24年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩時間は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注)公務の運営上の事情等により特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

平成23年	平均使用日数	9.5日

(3) 特別休暇等

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇を付与しています。

区分	付与日数
伝染病予防法による交通遮断又は隔離	必要と認められる期間
災害による交通遮断	必要と認められる期間
災害による住居の滅失又は破壊	必要と認められる期間
交通事故等の不可抗力の事故	必要と認められる期間
証人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
職員の分べん	産前56日から産後56日
生理日	月2日以内
妊娠婦の健康診断	必要と認められる期間
特別休暇 保育時間	1日2回、各30分以内
職員の子女の出生	3日以内
職員の結婚	7日以内
通信教育による面接授業の受講	必要と認められる期間
忌引	10日以内
父母の祭日の法要	1日
骨髓液の提供	必要と認められる期間
ボランティア活動	年5日以内
子(中学校就学前)の看護	年10日以内
夏季休暇	6日以内
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最低限の期間

(4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、6ヶ月の範囲内で取得することができます。平成23年度の介護休暇の取得者はいません。

(5) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等をすることが認められる制度です。
平成23年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員		
女性職員	29人	8人
計	29人	8人

(注)上段は平成23年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が平成22年度から23年度にかけて引き継いでいる者の数です。

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績がよくない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、体職等の処分をすることです。

平成23年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	停職	減給	免職	合計
勤務成績がよくない場合								
心身の故障の場合			13人					13人
職に必要な適格性を欠く場合								
定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合								
刑事事件に關し起訴されたいた場合								
条例で定める事由による場合								
合 計			13人					13人

※人数には、水道局及び病院局が含まれています。

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職、免職又は免職の処分をすることです。

平成23年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	罰告等
法令に違反した場合							
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		2人				2人	6人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合							
合 計		2人				2人	6人

※人数には、水道局及び病院局が含まれています。

5 服務の状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合

ア 研修を受ける場合	イ 厚生福祉に関する計画の実施に参加する場合
ウ その他特に市長又はその委任を受けた者の承認を得た場合	
エ 市長が定める場合	(ア) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭をする場合
	(イ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する不服申立てをする場合
	(ウ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合
	(エ) 職務に関し、國又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
	(オ) 國又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合
	(カ) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合
	(キ) 職務上必要な試験を受験する場合
	(フ) 市長が特に認めた場合

(2) 営利企業等への從事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への從事が制限されていますが、任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に從事することができます。	許可の基準
次のいずれにも該当する場合	

ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの
イ 当該職員の職との間に利害關係がなく、又はその発生のおそれがないもの
ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの
エ その他法の精神に反しないと認められるもの

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能力の発揮及び増進を図るために、積極的に各研修に取り組んでいます。

ア 研修の内容
地方分権の推進及び多様化する市民ニーズに的確に対応するために、政策の企画立案能力、法務能力等を強化し、職員の資質や意識改革の向上を図ることが急務であることから分権型社会を担う人材育成のため、庁内研修のほか山口県セミナー、パークへの研修派遣等、各種研修を行っています。

平成23年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	回数	人数
全職員	(庁内研修) 人事評価研修 PF研修	5回	129人
一般行政職員	(山口県セミナー、パークにて) 中堅職員研修 係長級研修 課長補佐研修 地方自治法講座 地方法務講座 民法講座 法制執務セミナーなど 窓口対応セミナーなど	54回	132人

イ 自己啓発

市役所の向上と効率的な行政運営を推進することを目的に、自己啓発の一環として職員提案制度を設け、新たな視点からの提案を常時募集することにより職員の創造的思考と改革意識の高揚を図っています。

(2) 勤務成績の評定の状況

人事の公正な基礎の一つとするために各所属長が、職員の割り当てられた職務と實務を遂行した実績や能力及び勤務態度等を評価し、昇任や異動等にあたつての参考資料として活用しています。さらに部下による上司の評価及び自己申告制度を導入し、職員の現状や要望、抱える問題等を読み取り、より効率的で納得性の高い制度となるよう人事管理に努めています。
また、職員の意欲、士気の高揚や能力向上を図るため、国の公務員制度改革の動向も踏まえながら、新たな人事評価制度について試行、検討を進めています。

(3) 人材育成

行政運営における経営資源として、人材の育成とその活用の重要性を再認識し、本格的な地方分権社会に対応するため、平成21年3月に人材育成基本方針を作成、公表しています。
山陽小野田市が求める新しい職員像を示し、市民から信頼される組織づくりを目指します。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 保健の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

ア 労働安全衛生管理
平成23年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区分	安全衛生委員会	衛生委員会
市長部局等	1所属	2所属
教育委員会	一	1所属

イ 健康管理
全職員を対象とした健康診断を実施しています。

(2) 福利厚生の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第153号)等の規定に基づき地方公務員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

ア 元気回復事業

区分	事業名	実施機関	概要
全職員	元気回復事業等 への助成	共済組合 職員共済会	レクリエーション事業等への助成

イ 地方公務員共済組合等に対する負担金等(平成23年度)

区分	項目	金額	概要
全職員	共済組合への負担金 職員共済会への補助金	一 5,341千円	短期・長期経理に係る法定負担金 健康保険・疾病予防事業の奨励 健康管理事業等の奨励ほか

※ 認定日による件数です。

Ⅳ 山陽小野田市公務員の業務の状況

1 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、公務災害(公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等)、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。

平成23年度認定件数は、次のとおりです。

区分	公務災害
市長部局	9件

※ 認定日による件数です。

1 平成23年度は新規事案、継続事案ともにありません。
2 職員に対する不利益処分に関する不服申し立ての状況
平成23年度は新規事案、継続事案ともにありません。

山陽小野田市補助金交付基準 (団体運営費補助金の見直し)

- ①奨励的補助金 団体が自主的、任意的に行う事業で、公益性が高く、本市の奨励する事業に対して、資金援助的に補助するもの。

原則として終期の設定を行う。

- ②協働的補助金 団体・市が互いに資金、労力等の負担提供を行い、協働により公益性のある活動を展開するもので、政策誘導的な補助金。

- ③負担的補助金 本来、市が行うべき事業を団体が行うもので、負担的要素の強い補助金 (委託できるものは原則委託料で取り扱うものとする。)

平成20年4月

第1 交付基準策定の背景

本市の厳しい財政状況では、補助金においても削減・廃止・統合などの総合的な整理を図る必要があるが、単に補助金の削減そのものを目的とするのではなく、限られた財源を有効に活用し、補助金の効率的・効率的かつ適正な執行がされるよう、補助金交付基準を策定するものとする。

現在、本市は補助金等の交付に関する統一的な基準を設けておらず、条例・規則・各課制定の要解で規定しているのみである。そのため、真に必要な補助金かどうかの判断は、各部局による判断となり、基準に基づく公正な判断とは言い難い。そこで、既存の補助金の必要性を見極めるとともに、新設の補助金の要望について、統一的で明確な基準で審査する目的で、補助金交付基準を策定する。

第2 補助金の定義

補助金は、本市が団体又は個人の行う特定の事業に対し、公益上必要があると認められた場合に、その事業目的の効果的、効率的達成のために、相当の反対給付を受けることなく交付する給付金であり、地方自治法第232条の2において、「公益上必要がある場合」に限られている。

また、補助金は本来、具体的な事業費を対象に補助されることが適当であり、事業に対する予定が立てられ、事業目的の達成に向けて行政が財政的な支援をすることが必要と判断された場合に、補助金が交付されるべきである。

したがって、前記の「事業費補助への移行」の考え方から、補助金のうち、補助の適否判断の基準を早急に設ける必要がある「団体運営費補助金」について、この基準における「補助金」と定義し見直すこととし、段階的に見直していくべきである。

また、団体の運営に必要な経費に対する補助金を、本市では次のように①～③の分類を行う。なお、事業補助については、規則・要綱等に基づき実情に合わせて所要額を補助するものとする。

- ①奨励的補助金 団体が自主的、任意的に行う事業で、公益性が高く、本市の奨励する事業に対して、資金援助的に補助するもの。

原則として終期の設定を行う。

- ②協働的補助金 団体・市が互いに資金、労力等の負担提供を行い、協働により公益性のある活動を展開するもので、政策誘導的な補助金。

- ③負担的補助金 本来、市が行うべき事業を団体が行うもので、負担的要素の強い補助金 (委託できるものは原則委託料で取り扱うものとする。)

第3 評価項目

補助金交付の基準は、公益性、効率性、公平性、優先性、必要性の観点から、考え方の概要是、次のとおりとし、各事業の詳細な評価は「山陽小野田市補助金チケットシート」によるものとする。

(公益性)

補助金の交付は、地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要のある場合」に限られており、その判断については、次のとおりとする。
①多くの市民に還元する事業の効果が、市の行政目的の達成につながる。
②住民福祉の向上、地域の活性化に寄与し、多くの市民がその利益を享受することができる。

③本市の自然、歴史を生かした取り組みであり、その効果により、市の行政目的の達成に寄与するもの。 等

そこで「市の総合計画等に適合した取り組みであるか。」「住民福祉の向上、地域の活性化、市勢の発展に寄与するか。」などの視点を中心評価基準を設定する。

(効率性)

最小の経費で最大の効果を上げるために、補助金が効率よく運用されているかを評価するうえで、必要な項目である。補助金は、その事業の目的の達成のために効率的に活用されなければならず、社会情勢の変化等に対応して、適正な見直しがされていることが重要である。

そこで、「具体的な費用対効果があるか。」「市が直接行うよりも効率的かつ効果的なか。」などの視点を中心に評価基準を設定した。

(公平性)
補助金は、市民の税金を持つて財源としていることから、その活用について公平性を確保する必要があり、そのためには、次のこと留意すること。

- ①補助を受けた団体は、原則として公表できる決算報告等を行うこと。
- ②活動内容が、広く地域に認知されていること。
- ③団体構成員が会費等の適正な負担を行っていること。
そこで、「決算書等で使途の確認をしているか。」「補助事業者が適切な受益者負担を行っているか。」などの視点を中心評価基準を設定する。

(優先性)

補助金は、目的が明確で、終期についての明確な期間設定がないと既得権化する恐れがあるため、恒常的に支出する補助金は、優先性や緊急性が薄いものと判断する。特に、新規の補助金については、優先性がない場合は、現在の財政状況を考慮すれば、採択すべきではないが、もし、採択する必要がある場合も、終期を設定する。

先延ばしできない緊急性や周辺地域等との比較において、明確な理由が認められる場合は、市として優先的に援助する必要がある。
そこで、「事業の目的・効果に緊急性が認められるか。」「周辺地域等と比較して、強化・補完する取り組みであるか。」などの視点を中心に評価基準を設定する。

(必要性)

公益性がある事業であっても、事業を廃止した場合に、行政に多大な影響があると認められる場合 等、市が補助することが適当である。
そこで、「市以外に費用負担すべき機関がないのか。」「本来、市が行うべき事業なのか。」などの視点を中心に評価基準を設定する。

第4 交付期間

補助が長期にわたる場合、既得権化等の様々な課題が表面化している。このことから、補助金については、適切な見直しを逐次行い、弊害を防ぐために終期を設定する必要がある。

新たな補助金については、開始時に、また既存の補助金についても終期を設定し、更新が必要な場合は必ず見直しを行うものとする。

なお、交付団体も原則として3年以内には補助金依存から脱却できるよう自効力をお願いする。

第5 補助対象外経費

補助対象外経費は、原則として以下のとおりとする。ただし、協働的補助金は②から⑥のみとし、負担的補助金についてはこの限りでない。

- ①人件費（団体を運営させるための入件費。ただし、市が指定した団体（社会福祉協議会等）は除く。）
- ②交際費
- ③慶弔費
- ④飲食費（会議等のお茶代、講師の弁当やレセプション事業、給食事業などの事業自分が飲食に関わるものを除く。）
- ⑤懇親会費
- ⑥その他社会通念上公金で使うことがふさわしくないもの

第6 交付要綱の制定

補助金の交付は、補助金交付要綱に基づいて行うが、交付する目的や効果などを検証し、実態に合うように適宜改正を行うものとする。

補助金交付要綱を制定する場合は、次に掲げる規定を設けることを原則とする。
なお、交付要綱の難型として、別に（別紙1）示す事例を参照し、その他必要事項を加えて制定することとする。

- ①目的 補助金の必要性や効果など、その目的を明確に規定すること。
- ②事業内容 補助金の事業名称を規定すること。
- ③交付期間 開始から終了までの期間や年度を設定すること。
- ④対象経費 事業ごとに対象経費を定めている場合、事業名称を規定すること。

- ⑤補助金交付 補助金等を定率で交付している場合はその率を、定額で交付している場合は算定期間にについて規定すること。また、交付額については、「予算の範囲内で市長が定める額」とし別に定め、要綱に添付すること。

- ⑥決算報告 補助金の交付を受けた年度の決算が終了したときは、その決算内容を明記した資料を市に報告することを示す。

⑦返還 交付要綱への違反等、補助金の交付が不適当であると認められるときに、返還を求めることがあります。

⑧その他必要事項

さらに使途の適切さなど、その内容を見直すことにより、検討を行い、交付事業の適正な執行や補助金の有効活用を図る。

担当部局で作成する「補助金チェックシート」(別紙2)を基に、財政課との調整により、「補助金見直し基準」等に従って各補助金の交付額を決定する。

第7 補助金交付基準

獎勵的補助金及び協働的補助金は、原則として補助基本額（事業費）の2分の1以内で予算額を上限とする。

負担的補助金は、定額もしくは、市の一一定の算定期式によつて算出した額（所要額）で予算額を上限とする。

また、獎勵的補助金及び協働的補助金については、決算繰越金が補助金等の額以上である団体への補助金は、法算繰越金を上回る補助金額を輸減する。
これらの基本原則による「分類別の交付基準」は、次のとおりである。

◆ 分類別の交付基準

分類	交付基準
①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援 (交付金)【負担的補助金】	・所要額
②市との連携により実施する事業への財政支援（行政からの働きかけで組織された団体、市域を包括する組織に対する補助) 【協働的補助金】	・補助率2分の1以内 ・終期期間を経過していないこと。※
③啓発、誘導のための財政支援 (制度補助)【獎勵的補助金】	・補助率2分の1以内 ・終期期間を経過していないこと。※
④啓発、誘導のための財政支援 (特定団体への支援)【獎勵的補助金】	・補助率2分の1以内 ・終期期間を経過していないこと。※

第8 補助金見直しの基準

毎年度恒常に交付している補助金、既に補助目的を達成したとみなされる補助金、及び統合可能な補助金等について見直しを進めることにより、限られた財源の有効かつ効率的な活用を図る。事業内容について、公共性の度合い、市民ニーズの高さ、

◆ 補助金見直し基準（通常3年経過後の補助金に関する判断基準）

方向	項目	見直し手法、内容等
継続（見直しを含む）	①法令等により補助の実施が義務付けられているもの	経費を精査
	②国、県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的であるもの	経費を精査 ※国・県補助終了時に廃止
	③他市町との協議等により市の負担が決定しているもの	経費を精査 ※他市町との協議
	④行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施しているもの	経費を精査
廃止	⑤補助金交付基準に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの	経費を精査
	①事業費補助金への切替等が必要となるもの	廃止（場合により事業費補助金への切替等）
	②施策の浸透、普及等により補助目的が達成されたもの	廃止
	③社会情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり事業効果が薄れているもの	廃止（場合により年次縮減、終期設定等）
廃止	④長期的にわたり継続している補助のうち、目的が十分達成されいないなど事業効果が不明又は乏しいもの、事業目的が曖昧になっているもの	廃止（場合により年次縮減、終期設定等）
	⑤その他、交付に関する基準に適合していないと認められる事業又は団体に対して補助するもの	廃止（場合により年次縮減、終期設定等）

費用 変更	補助金になじまない事業 (市の直接経費で支出)	委託費、報償費等の検討（場合により年次縮減、終期設定等）
統廃合	交付に関する基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助（委託）があるため、整理統合により効果が上がるもの	経費精査＋同一団体及び同一趣旨の統廃合

第9 補助金額の算定根拠

補助金等チェックシートの評価の後、補助金額については、下記の基準・算式により、補助金額を査定することとする。

①別紙チェックシートによる評価を行い、総合得点を算定する。

公益性・効率性・公平性・優先性・必要性の5項目の評価について、項目ごと各

5点の基準点で算定し、合計25点満点とする。

②評価の総合得点について、下記の削減率等に基づき、補助金額を査定する。

総合得点 24・25点…現行補助金×1.1倍、20～23点…現状維持、

17～19点…10%削減、14～16点…15%削減、

10～13点…20%削減、9点以下…50%削減又は廃止

③獎励的補助金・協働的補助金について、交付基準により補助金額が事業費の2分の1を上回る場合、その上回る額を補助金額から削減する。

④獎励的補助金・協働的補助金について、団体の事業費決算で、補助金額以上の繰越額又は積立額がある場合、上回る額を補助金額から削減する。なお、団体の会費・事業収入等を考慮する。

■補助金額算定期式

見直し後の査定補助金額 = 【現行補助金額】 - 【評価点による削減額】

-【事業費1/2を超える額】 - 【補助金額を超える額】

なお、査定後の補助金額は、現行補助金額の2分の1を削減上限とする。また、市内に校区等で支部を有する各種団体への補助金について、評価等による削減額がある場合は、同種団体全体で一定の率(10%)を減額上限とする。

政策見直し分として、政策上調整が必要な部分については別枠を設定する。

補助金の見直しについては、補助金額だけでなく、これからの方針として、見直し基準により継続・废止・費用変更・統廃合のいずれかに定めいくものとする。

第10 基準の適用除外

- 次のものは、この基準の適用除外とする。
- ①元金及び利子補給事業に係るもの
- ②債務負担行為設定済みのもの
- ③法律等による義務負担的なもの
- ④その他市長が特に定めるもの

第11 その他

当基準は原則3年ごとに見直しを行うこととするが、これに限らず社会情勢等が変化した場合は必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

附 則

この基準は、平成20年度予算から適用する。

山陽小野田市職員提案要綱

正に評価しなければならない。

2 審査は、原則として提案者の所属及び氏名を秘して行わなければならない。

ただし、提案者の同意がある場合はこの限りではない。

3 提案者のうち希望する者は、審査員に対し提案内容のプレゼンテーション又は詳細説明を行うことができる。

4 市長は、必要に応じて関係職員を会議に出席させ、説明又は意見を求めることがある。

(提案の内容)
第2条 提案の内容は、職員の創意工夫による具体的なもので、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 市民サービスの向上に役立つこと。

(2) 事務能力の向上に役立つこと。

(3) 経費の節減又は収入の増加になること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上有効であること。

(提案者の資格)

第3条 提案は、すべての職員が、単独又は共同で行うことができる。

(提案の時期)

第4条 提案は、隨時行うことができる。

2 前項の規定にかかるわらず、市長が特に必要と認めたときは、特定の事項に關し、期間を定めて提案を募集することができる。

(提案の方法)

第5条 提案をしようとする者は、職員提案票(様式第1号)に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

(提案の受付)

第6条 市長は、前条の職員提案票を受理したときは、山陽小野田市行政改革推進プロジェクトチームの審査に付するものとする。

2 市長は、必要があると認めたときは、受け付けた提案の内容に係る事務事業を所管する関係部課等の長に対し、当該職員提案票の写しを送付し、参考意見を求めることができる。

(提案の審査)

第7条 提案の審査については、山陽小野田市職員提案審査基準に基づき、公正に評価しなければならない。

(審査)

第8条 市長は、前条の規定により必要な審査を行った上、当該提案を次のように区分するものとする。

(1) 採用

ア 全部採用 提案内容の全部を実施することを適当と認めたもの

イ 一部採用 提案内容の一部を実施することを適当と認めたもの

ウ 趣旨採用 提案の趣旨は適当と認められるが、実施については、

なお研究を要するもの

(2) 保留 直ちに採否の決定をできず、なお研究を要するもの

(3) 不採用 提案内容が不適当又は不可能なもの

(採否の決定)

第9条 市長は、採否の決定をしたときは、提案者に対し職員提案審査結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(採用提案の実施等)

第10条 市長は、採用の決定をした提案を実施するため、関係部課等の長に対し、必要な措置を命ぜるものとする。

2 市長は、趣旨採用又は保留の決定をした提案について、提案者及び関係部課等の長に対し、研究を命ぜるものとする。

3 関係部課等の長は、第1項の措置に係る計画及び結果又は前項の規定による研究の結果について、別に定める期日までに、市長に報告しなければならない。

2 前項のにおいて、共同提案については、1つの提案とみなして褒賞する。

(公表)

第12条 市長は、受け付けた提案を職員に公表するものとする。この場合において、採用の決定があつた提案について提案者の同意が得られたときは、当該提案者の所属、職名及び氏名についても併せて公表するものとする。

(提案に伴う諸権利)

第13条 採用した提案に関するすべての権利は、市に帰属するものとする。

(庶務)

第14条 提案に関する事務及び本部の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

4 効果(どのような効果が予想されますか。)

*書ききれないときは、別紙に記入してください。資料があるときは、添付してください。

様式第1号（第5条関係）

職員提案票	
提案者氏名	所属
提案タイトル	

提案の内容は、次のどの項目に該当しますか。該当する項目すべてに○をつけてください。

(1) 市民サービスの向上に役立つこと。

(2) 事務能力の向上に役立つこと。

(3) 経費の節減又は収入の増加になること。

(4) その他公益上有効であること。

(雑則)

1 現状(現在どのような方法で行っていますか。)

2 問題点(現在の方法ではどんな問題がありますか。)

3 提案(どのように変えますか。)

4 効果(どのような効果が予想されますか。)

第 年 月 日
号

職員提案審査結果通知書

様

山陽小野田市長 白井博文

提案タイトル	
--------	--

あなたの提案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定内容

- (1) 採用（全部採用・一部採用・趣旨採用）
- (2) 保留
- (3) 不採用

2 理由

山陽小野田市広告掲載要綱

平成 18 年 9 月 15 日制定
平成 19 年 1 月 1 日改正
平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 1 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、市の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、必要な事項を定めることにより、市の向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第 2 条 広告掲載の対象となる広告媒体は、市の資産等のうち次に掲げるものから、市長が広告媒体として活用することを決定したものとする。

(1) 市が発行する刊行物及び印刷物

(2) 市のホームページ

(3) 市の公用車

(4) 市の土地、建物及び工作物

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体として活用できるもの

(広告掲載の範囲)

第 3 条 広告媒体に掲載できる広告は、市民生活に関連したもので、その範囲は、次の各号に該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるものの

(2) 公の秩序や善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又はそれに類似する営業に関するもの

(4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2

条第 1 項に規定する貸金業に関するものの

(5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの

(6) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそれらのお

それがあるものの

(7) 児童又は青少年の健全育成を阻害するものの

(8) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成 23 年山陽小野田市条例

第 18 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力

団（以下「暴力団」という。）を利するおそれがあるもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが不適当で

あると認められるもの

2 前項に掲げるもののほか、市税等の公金を滞納しているものに係

る広告については、掲載しない。

（広告掲載場所、規格等）

第 4 条 広告の掲載場所、規格、掲載の時期等の広告掲載の取扱いに
関し必要な事項については、広告媒体に応じ、別に定めるものとす
る。

（広告の掲載料）

第 5 条 広告の掲載料（以下「広告料」という。）は、広告媒体に応じ、
別に定めるものとする。

（広告掲載の募集）

第 6 条 広告掲載の募集は、原則として公募により行うものとする。
ただし、市長が必要と認めるときは、直接個別に広告掲載の募集を行
うことができるものとする。

（広告掲載の申込み）

第 7 条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、
広告掲載申込書に掲載しようとする広告の電子データによる版下原
稿及び市税等の公金納付状況調査の同意書を添えて申し込むものと
する。

2 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の申し込み

をすることができない。

- (1) 暴力団である場合
- (2) 条例第2条第2号に規定する暴力団員である場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が応募資格に該当しないと認める場合

3 市長は、前項の申込みの際、必要に応じて業務内容等がわかるもの提示を求めるものとする。
(広告掲載の承認)

第8条 市長は、広告掲載の申込みがあったときは、第3条の規定に基づき広告内容を審査し、広告掲載の承認可否を決定する。
2 前項の審査により、同一の広告媒体について広告掲載希望者数が広告可能数を超えるときは、抽選により決定する。

3 前2項の規定に基づき、広告掲載の承認可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に通知するものとする。
(広告掲載の手続)

第9条 広告掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）は、市と契約を締結するものとする。
(広告料の納付)

第10条 広告料は、契約締結後、市長の指定する期日までに一括納付するものとする。
(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
2 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、指定する日までに広告主が広告料を納付しなかつたとき又は広告掲載をすることにより、当該広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めたときは、広告掲載の承認を取り消すことができる。
(広告料の還付)

第13条 納付された広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなくなつたときは、この限りでない。

(広告代理店等への業務の委託)

第14条 市長は、第6条及び第7条の規定に係る業務を広告代理店等に委託することができる。
2 広告代理店等の選定及び広告代理店等による広告掲載の取扱いに関する事項については、別に定めるものとする。
(広告審査委員会の設置)

第15条 市長は、広告掲載に關し疑義が生じた事項について審査するため、広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。
2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
3 委員会の委員は、総務部長及び総合政策部長並びに審査する事項を所管する部長をもって充てる。
4 委員長に事故があるときは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。
(会議の開催等)

第16条 委員長は、前条第1項に規定する委員会の設置があつた場合は、速やかに委員会を招集し、審査を行うものとする。
2 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がその議長となる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(会議結果の報告)

第17条 委員長は、委員会の会議結果を速やかに市長に報告しなければならない。
(委任)

第18条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、平成18年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

次
目

山陽小野田市
市有財産管理運用指針

1. 市有財産管理運用指針策定の目的
2. 市有財産の現状と課題
3. 管理運用の基本方針
 - (1) 土地の新規取得
 - (2) 財産の管理運用方針の明確化
4. 市有財産活用検討委員会の設置
 - (1) 市有財産活用検討委員会での検討事項
5. 管理運用の具体的な方法
 - (1) 財産の継続保有
 - (2) 売却の方法
 - (3) 貸付の方法
6. その他処分が想定される未利用財産
7. 未利用財産の管理運用事務の流れ

平成20年3月
総務部管財課

1. 市有財産管理運用指針の目的

バブル経済の崩壊以後、わが国の経済は景気の低迷を続けており、本市においても例外ではなく、本市の財政は市税収入の落ち込みや国の地方財政制度の見直しによる地方交付税の大額な減少により、極めて厳しい状況に直面している。

このような状況の中で、本市は地方分権に対応した行政運営を目指し、行政改革大綱及びアクションプランを策定し、全庁を挙げて行政改革の推進に積極的に取り組んでいところであり、市有財産の管理運用についても、その利活用の見直しについて積極的に取り組むべき課題としている。

今後、市有財産については、総合的な観点から検討し、それぞれの市有財産の特性を考慮のうえ、効率的、積極的な運用により秒外収入を確保し、それによって生じた収益をもって市民サービスの向上に資することが重要となる。こうした観点に立ち「市有財産管理運用指針」を策定し、基本的な考え方を示すものである。

2. 市有財産の現状と課題

市が保有する公有財産は、「行政財産」と「普通財産」に分類される。公用又は公共の用に供するための行政財産は、その設置目的のために、有効的、効率的に利用できるよう担当部局において維持管理されている。

一方、普通財産は、行政財産以外の一切の財産で、直接特定の行政目的に利用されるものではなく、一般私人と同等な立場で保有し、経済的な価値を發揮することができる財産であり、地方自治法第238条の5では、「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができます。」と規定している。

しかしながら、市が直接利用していない普通財産は、施設等の移転や廃止により行政目的を失ったまま長期間利用されでない財産や、事業計画の変更等により未利用となつた財産、その他道路用地等の残地など、今後の利用計画のないまま遊休化している財産が多く見受けられ、遊休財産であつても、建物の共済保険料、草刈り等の委託費、経年劣化による修繕費等の維持管理経費が年々増加している状況にある。

現下の本市の財政状況を反映して、このような遊休化した未利用財産を単に市の財産として保有するのではなく、他の公益・公共的な活用や、今後、利用見込みのない財産の処分により財源の確保を図るなど、財産の適正管理の重要性がますます高まるとともに、より一層の効率的、積極的な運用が求められているところである。

3. 管理運用の基本方針

市の保有する土地や建物などの市有財産は、いずれも行政が事務事業を行う上で必要とし、原則として基本計画に基づく実施計画に沿って取得してきたものであり市民共有的財産であることから、本来は市が公共の福祉のために直接利用することが最も望ましい利活用であると考える。

しかしながら、当初の行政目的を失い将来的な利用計画もない財産や、長期にわたり事業着手されていない未利用財産については、個別に財産の管理運用方針を定め、売却処分や賃貸を積極的に進めることで、市の財源の確保や維持管理経費の節減を図る必要がある。

以上のことを踏まえ、今後の土地の新規取得や財産の管理運用の基本的な方針を次のとおりとする。

(1) 土地の新規取得

土地の新規取得は、実施が確実な事業計画に基づく取得に限るものとし、事業完了後に譲り地が生じないよう事業計画を精査し取得するものとする。

また、土地開発公社により事業用地の先行取得を行う場合は、一般会計による買い取りの時期等を明確にし、事業を実施する際は不用途地を残さず、全て買い取るものとする。

(2) 財産の管理運用方針の明確化

新たに用途廃止を決定した行政財産や、将来の利用計画が定められていない未利用財産については、将来的な利用計画等を総合的に検討のうえ、個別に管理運用方針を明確に定め、活用、処分の促進を図るものとする。

個別の管理運用方針により、今後の利用方針が決定した財産は、速やかに分類換え、所管換え、会計換算等の手続きを行い、目的に応じた適正な管理を行うものとする。

将来的に利用計画がなく、市有財産として保有する必要的ない財産は、積極的に売却処分し、財産売払収入や固定資産税の増収を図るものとする。

売却が困難な財産や、将来的に利用計画があつても、当面利用されることがない財産は、公益・公共的な利用目的に限定せず、幅広く積極的に貯付を行い、財産の有効活用を図るとともに財産運用収入の増収を図るものとする。

4. 市有財産活用検討委員会の設置

未利用財産の管理運用方針の決定にあたっては、多岐にわたる様々な視点から総合的に判断する必要があるため、「市有財産活用検討委員会」を設置し、委員会で検討した結果に基づき、市長が決定するものとする。

(1) 市有財産活用検討委員会での検討事項

委員会は、実効性のある管理運用方針を決定するため、次の事項について検討するものとする。

- ① 市としての継続保有、売却処分の方向性について
- ② 継続保有する場合の有効活用の方法について
- ③ 特定の者に対する財産処分（随意契約による処分）の可否について
- ④ その他、管理運用に関する必要事項について

5. 管理運用の具体的な方法

(1) 財産の継続保有

総合計画等で利用計画が決定された財産を除き、将来的に市が利用するか否かの判断については、周辺の土地利用の状況、将来的な老朽化施設の移転、道路事業等の計画などを考慮し、新たな施設用地として利活用が見込まれる一定規模以上の土地については継続的に保有することも必要と思われるところから、具体的な必要性が生じた際に利用計画の策定を行うものとし、利用開始までの期間については、基本方針による有効活用を図るものとする。

(2) 売却の方法

財産の売却の方法については、公平性を確保するため、原則、一般競争入札によることとする。
しかしながら、公共・公益的な利用のための処分、公共事業推進のための処分、財産の個別要因など、広く一般に対する処分によらず、特定の者に対して処分することが公正有益な場合もあることから、一定の要件に該当する場合は随意契約による売却処分も出来るものとする。
売却価格の決定にあたっては、市有財産評価審議会の審議を経て適正な価格により財産の処分を行うものとする。

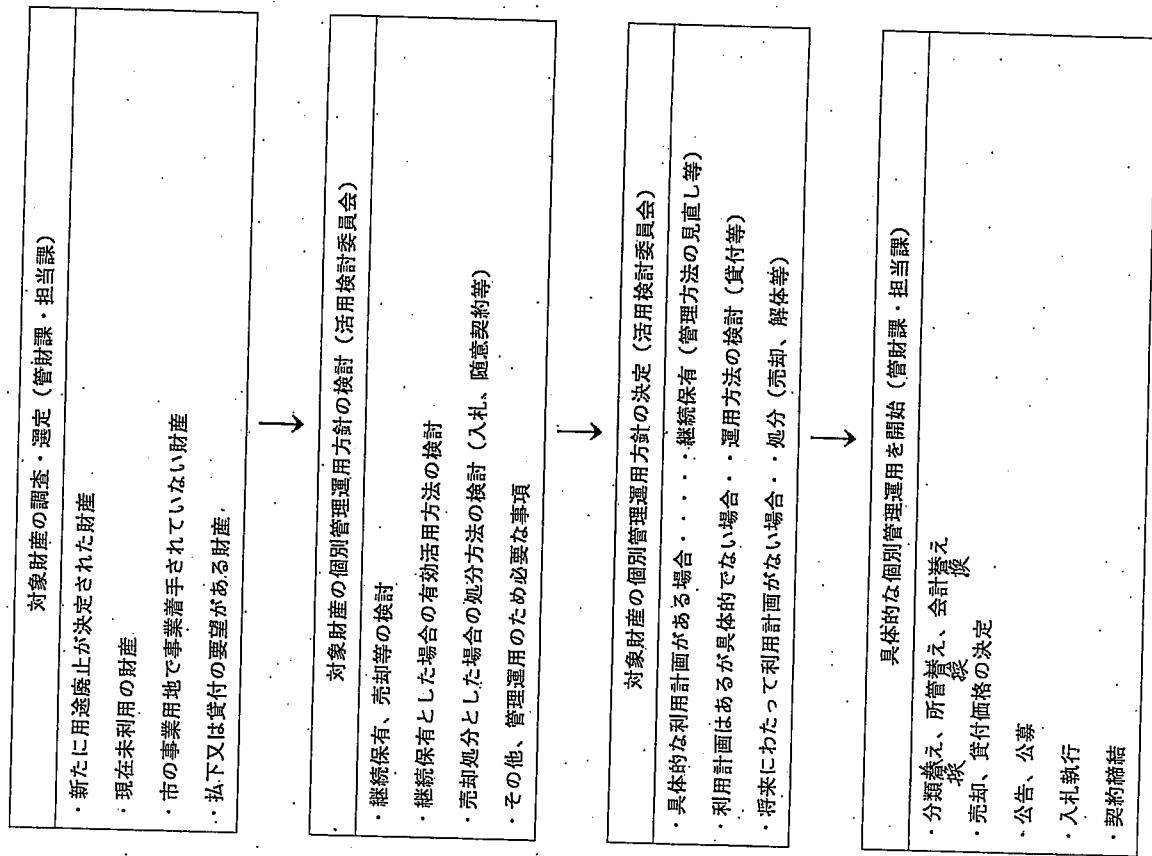
(3) 貸付の方法

貸付については、貸付対象財産の公表を行うなど、公平、公正な申し込みの機会を確保し、幅広く貸付ができるようとする。
貸付料の算定にあたっては、普通財産貸付料算定基準に基づき適正な価格により貸付けるものとする。

6. その他処分が想定される未利用財産

現在、行政財産として供用、管理している財産について、実際の利用実態から、その一部を用途廢止しても何ら問題のない場合等も考えられることから、これらが判明した場合には、隨時現況に合わせて管理の見直しを行い、財産の有効活用を図ることとする。

未利用財産の管理運用事務の流れ



山陽小野田市職員早期退職制度実施要綱

平成 21 年 10 月 27 日制定

は、直ちにその旨を市長に報告するものとする。

- 4 退職の日は、当該申出のあった年度の 3 月 31 日とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(退職手当)

- (趣旨)
- 第 1 条 この要綱は、山陽小野田市職員（以下「職員」という。）のライフプランへの支援を図るとともに、組織の活性化及び行政能率の向上に資するため、退職手当の特例制度（以下「早期退職制度」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。
- （対象職員）
- 第 2 条 早期退職制度による退職（以下「早期退職」という。）の申出ができる職員は、勤続年数が 25 年以上あり、かつ、退職する日の属する年度の 3 月 31 日現在で年齢が満 50 歳以上 59 歳以下である者とする。ただし、次 の各号のいずれかに該当する職員は対象としない。
- （1）地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に基づく分限免職により退職する者
- （2）常勤の特別職の職員（教育長を含む。）となるために退職する者
- （3）退職の主たる理由が公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職の選舉に立候補するためであることが明らかである者

（早期退職の申出期間と手続）

- 第 3 条 早期退職の申出期間は、毎年度 9 月 1 日から 11 月 30 日までとする。
- 2 早期退職を希望する職員は、早期退職申出書（様式第 1 号）を任命権者に提出するものとする。
- （早期退職の勧奨及び退職日）
- 第 4 条 前条第 2 項の規定により職員からの申出があり、任命権者が人事管理上必要と認めた場合には、早期退職の勧奨を行うとともに、退職勧奨の記録（様式第 2 号）を作成するものとする。

（前項の勧奨を受けた職員は、勧奨を受けた日から 2 週間以内に退職勧奨承諾書（様式第 3 号）を任命権者に提出するものとする。）

3 任命権者（市長である任命権者を除く。）は、前項の承諾書を受けた場合に

- （趣旨）
- 第 5 条 この要綱に基づき退職した職員に対する退職手当の額の算定については、当該職員を山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 5 条第 1 項に規定する者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者として扱い、同条例第 5 条の 3 の規定を適用するものとする。
- （取消し）
- 第 6 条 この要綱による早期退職を認められた後、本人の責に帰すべき理由により当該早期退職が適当ないと判断した場合は、早期退職として取り扱わないことがあるものとする。
- （その他）
- 第 7 条 この要綱に定めるもののほか、早期退職に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 27 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

早期退職申出書	年 月 日
任命権者 あて	年 月 日
所 職 氏 名 (印)	年 月 日
私は、山陽小野田市職員早期退職制度実施要綱に基づき、 を以って退職したいので、申し出ます。	

様式第2号（第4条関係）

早期退職の記録	
氏 名	(男・女) 生年月日 年 月 日 (歳)
所 属 職	採用年月日 年 月 日 退職年月日 年 月 日
給 料 月 額 (級別 表 退職 勤 繫 期 間)	円 年 月
退職 奨 金 年 月 日	応諾年月日 年 月 日
退職 削 損 の 理 由	
参 考 事 項	

退職勧奨承諾書

任命権者

あて

年 月 日

所 属
職 氏 名

(印)

私は、 年 月 日付けで退職勧奨を受けましたので、これを承
諾し、 年 月 日を以って退職します。

○山陽小野田市職員の任用に関する規則

平成19年9月25日
規則第36号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)に基づき、職員(法第二条第二項の規定による臨時的任用の職員を除く。以下同じ。)の任用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 現に職員(法第二条第二項の規定により臨時に任用される者を除く。以下同じ。)でない者を職員の職に任命することをいう。
- (2) 昇任 職員を現に有する職より上位の職に任命することをいう。
- (3) 降任 職員を現に有する職より下位の職に任命することをいう。
- (4) 転任 職員を昇任及び降任以外の方法で他の職に任命することをいう。

(任用の基準)

第三条 職員の採用、昇任及び転任は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとする。

2 職員の採用は、第6条に規定する選考によることができる職を除き、競争試験によるものとする。

3 職員の昇任は、選考によるものとする。

4 職員の転任は、競争試験又は選考によるものとする。

(競争試験の方法)

第四条 競争試験は、受験する者の職務遂行能力の有無を判定するものとし、次の各号に掲げるもののうちから行うものとする。

- (1) 奉記試験
- (2) 口述試験
- (3) 健康診断
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職務遂行能力の有無を判定できる方法

(選考の方法)

第五条 選考は、選考される者の職務遂行能力の有無を判定するものとし、必要に応じて経歴評定、筆記試験、面接試験その他の方法を用いることができる。

(選考による採用)

第六条 次に掲げる職への採用は、選考によることができる。

- (1) 法令の規定に基づき、所定の免許又は資格を必要とする職
- (2) 特殊な専門的知識又は技術を必要とする職で、前号に該当しない職
- (3) 前2号に掲げるもののほか、試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職又は試験によることが適当でないと認められる職

(異種の職への転任)

第七条 職員の異種の職の職名、給料表の適用又は競争試験若しくは選考の職種を異にする職をいう。)

への転任は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合
- (2) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、他の職に転任させる必要がある場合
- (3) 職員の職に欠員を生じた場合
- (4) その他市長が必要と認める場合

(離職)

第八条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○山陽小野田市職員の勤務時間等の特例に関する規則

平成17年3月22日
規則第31号

(趣旨) 第1条 この規則は、山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年山陽小野田市条例第42号。以下「条例」という。)第2条第4項及び第43条第1項の定めるところにより、特別の形態によつて勤務する職員の週休日、勤務時間、勤務時間の割振り及び休憩時間等の特例に関する事項を定めるものとする。

(勤務時間等)
第3条 前項に規定する職員の週休日、勤務時間、休憩時間等の割振り及び休憩時間は、別表のとおりとする。
2 所属長は、業務の都合により、特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、勤務時間の割振り等を変更することができる。

(准則)
第3条 この規則に定めるもののほか、特別の勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する事項は、市長が別に定める。

附 則

- この規則は、平成17年3月22日から施行する。
 附 則(平成18年3月29日規則第10号)
 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
 附 則(平成18年3月29日規則第13号)
 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
 附 則(平成18年9月29日規則第46号)
 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
 附 則(平成19年3月29日規則第10号)
 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 附 則(平成19年10月17日規則第43号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則(平成21年3月31日規則第16号)
 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
 附 則(平成21年11月1日規則第52号)
 この規則は、平成21年11月1日から施行する。
 附 則(平成24年9月18日規則第58号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則(平成24年12月26日規則第78号)
 この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

所属	職種	勤務時間	勤務時間の割振り			休憩時間	週休日	備考
			区分	始業時刻	終業時刻			
市民課	税務課及び情報管理課	全職種	休憩時間を38時間45分	平常	月曜日から金曜日まで	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで
延長	税務課及び情報管理課	全職種	休憩時間を38時間45分	平常	月曜日から金曜日まで	午前8時30分	午後7時	勤務時間とその課長が所屬する。

退社	水曜日	午前10時15分	午前8時30分	午後5時15分	午前10時15分	午前8時30分	午後7時	勤務時間とその課長が所屬する。

		土曜日	早出	午前7時15分	午前7時145分	午前8時	午前11時30分	正午		
			平常	午前8時30分	午前8時30分	午前9時	午後零時30分	午後1時3	午後1時3	
			遅出	午前9時	午後零時30分	午前9時30分	午後1時3	午後1時3	午後1時3	
		休憩時間を除き1週間当たり38時間45分	月曜日から金曜日まで	早出	午前8時45分	午前8時35分	午前8時15分	午後5時15分	午後5時15分	
		給食調理係從事する職員	土曜日	早出	午前8時	午前11時30分	正午			
				平常	午前8時30分	午前8時30分	午前8時30分	午後5時15分	午後5時15分	
		全職種	休憩時間を除き4週間を平均して、1週間当たり38時間45分	勤務日	午前8時0分	午前8時30分	午前8時15分	勤務時間中に1時間とし、その時間は、所長が定める。	4週間に8日を通じて、所長が指定する日	
		公営競技事務所								

山陽小野田市民憲章

みんなのちかい

“未来への責任を果たすための”

山陽小野田市人材育成基本方針

「私たちには、先人のこころを受けとめ、住みよいまちをめざして、ここにちかいをたてます。」

- 1 このまちの未来のために自ら考えます。
- 1 このまちの未来のために汗を流します。
- そして、このまちを愛します。

(平成19年3月21日告示)

市民憲章の趣旨

表題の「みんなのちかい」とは、市民主体のまちづくりの観点と、言葉の重み、安定感から選択されました。
「先人のこころ」は、過去の偉人に限らず、親や祖先の人たちが、住みよい、幸せな社会を作ろうとした意思を意味しています。そして、ふるさと「山陽小野田」を「愛することができるまち」にするために、共に考え、共に汗を流そうと表現しています。そして、みんなで樂いたこのまちを「愛します。」で締めくくっています。

平成21年3月
山陽小野田市

目 次

1 人材育成基本方針策定の目的

1 人材育成基本方針策定の目的	1
2 目指すべき職員像	2
3 各階層に求められる基本的な役割と能力	4
4 人材育成の現状	6
(1) 人事管理システム等の未整備	6
(2) 年功序列の弊害	6
(3) コミュニケーションの不足	6
5 人材育成の取り組み	7
(1) 人事管理	7
(2) 管理監督者	9
(3) 職員研修	9

平成9年11月、自冶省（当時）から「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定について」という通知が出され、全国の自治体が人材育成について真剣に考えなければならない状況になりました。また、平成12年には「地方分権一括法」が施行され、自己決定・自己責任という施策のもと各自治体における行政ニーズは益々複雑かつ多様化していき、職員一人ひとりに高い倫理観や資質が求められるようになりました。

このような状況の中、平成16年の地方公務員法の改正により、「研修に関する基本的な方針」の策定が義務付けられ、各自治体は「人材育成基本方針」の策定についての動きが活発になり現在に至っているところです。

本市においては、第一次山陽小野田市総合計画第4篇基本計画の第2章『市民が主役のまちづくり（7 効率的で健全な行政基盤づくり）』の施策の一つに「職員の資質の向上」を掲げ、「専門的かつ高度な行政サービスを提供できるよう、職員の資質向上を図るため、人材育成に関する基本方針を策定するとともに、職員研修を充実」することとしています。

「まちづくりは人づくりから」「組織は人なり」とよく言われますが、市民ニーズに的確に対応できる行政を実現して、今まで以上に職員、ひいては組織全體が市民から信頼されるためには、職員の持つ多様な潜在能力を引き出すことにより、その資質・能力を遺憾なく発揮し、市民憲章にあるような未来への責任を果たすことが何よりも大切であり、まさに「人材」の育成が重要な課題となっています。

本方針は、本格的な地方分権社会に対応するため、山陽小野田市職員のあるべき姿を示すと同時に、そのための施策や考え方を定めたもので

2 目指すべき職員像

- ⑤ 常に効率的な自治体経営に心がけ、コスト意識や経営感覚が公務に反映できる職員

本市では、目指すべき職員像と、その具体例を次のように定めます。

市民から信頼される魅力ある職員

職員一人ひとりが、常に市民の目線に立ち、公平かつ公正で誠実に対応できる「市民から信頼される魅力ある職員」があることが、市民満足度の高いサービスを提供するために必要です。

- ① 公平・公正・公明正大を基本に、高い倫理観と豊かな人間性を発揮できる職員
- ② 敏感かつ適正に市民ニーズを把握し、常に市民の立場で考えて行動できる職員
- ③ より高い市民サービスを心がけ、市民満足度を向上させるなどのできる職員
- ④ 柔軟性と先見性を持ち、時代の要請を的確に捉え、未来責任を果たすことのできる職員

- ⑤ 組織の内外を問わず、円滑なコミュニケーションを図ることのできる職員
- ⑥ 市民との対話を通じ、市民の視線や現場の視点で判断することのできる職員

仕事の目的を理解し、使命を果たせる職員

組織の方針、施策や事業の目的・目標等を理解し、ビジョンの実現や目標の達成のために自ら為すべきことを自覚し、業務遂行にあたっては有効性や経済性を常に考える職員であることが必要です。

- ① 自己の職責を果たすことのできる職員
- ② 組織の価値観を優先することのできる強い意識を持つた職員
- ③ 将来のまちづくりや組織づくり、人づくりを常に意識しながら公務を遂行できる職員
- ④ 過去の慣習や前例に捉われず、業務の改善や改革を積極的に取り組むことのできる職員

自学の重要性を認識し、自ら考え、汗を流すことのできる職員

組織の人的資源を開拓するのは上司の役割ですが、一番大切なことは、職員自らがどれだけ考え、汗を流すことが出来るかにかかっています。上司がいくら良い教育を施しても、また各種の研修会に参加しても、受け取る側の職員に意識がなければ無駄なものとなります。人に頼らず、率先して自学の努力ができる職員であることが必要です。

- ① 主体的に自己啓発に努め、自らの資質や能力を向上させることができることのできる職員
- ② 組織や職場をより良い環境に導くことのできる職員
- ③ 複雑・多様化する行政課題に対応するために、行政のプロとして自己研鑽し、問題解決能力や危機管理能力を身につけることのできる職員
- ④ 視野や見識を広げるための不断の努力により、調整力や指導力を發揮することのできる職員
- ⑤ ボランティア等により主体的に自己啓発に努め、人として自らの資質や能力を向上させることができる職員

3 各階層に求められる基本的な役割と能力

各階層の職員には、それぞれ果たすべき役割があり、求められる能力もそれぞれ異なります。

区分	果たすべき役割	求められる能力
部長級	<p>市長の政策スタッフとしての役割を担う責任は重く、全市的な観点から問題の解決や政策形成、さらには総合調整を行うことが求められます。</p> <p>また、部の最高責任者として高い倫理観を持ち、部内の総括や改革を率先垂範する立場にあります。</p> <p>長年にわたり培つてきた豊かなる経験と広い視野、高い見識により、将来を担う人材を育てる職場環境を率先して構築する必要があります。</p>	行政経営能力 政策形成能力 総合調整能力 意思決定能力 マネジメント能力

区分	果たすべき役割	求められる能力
課長補佐、係長級	<p>職務に必要な専門知識の習得に努めるとともに、職場の規律を遵守し、部下の範囲となることが大切です。必要な情報を探査的に収集・活用し、状況の変化に柔軟に対応し、困難がかかる場合、経験により培つた知識を基に上司を補佐し、担当業務の進行管理をはじめ、関係者との折衝並びに部下の育成・指導を的確に行う中で、次の階層への足固めとなるよう堅実な準備を怠らないようにする必要があります。</p>	政策形成能力 マネジメント能力 危機管理能力 進行管理能力 調整能力 説得能力

4 人材育成の現状

本市における人材育成の問題点は以下のとおりです。

(1) 人事管理システム等の未整備

本市においては、地方公共団体の職員として、士気の高揚と人材育成に配慮した総合的な人事管理、すなわち能力主義に基づく昇任・配置転換等の任用管理や職員の能力・資質の向上を目指す研修の実施、成績主義・実績主義に基づく給与管理等を有機的に結びつけたシステムが確立されていることは言えません。

(2) 年功序列の弊害

職員個人の能力よりも、経験年数のみに偏った年功序列型の昇任管理が依然として残っており、その弊害として、一部では管理監督の職責を担う職員による部下に対する的確な指導がなされていない状況もあります。

(3) コミュニケーションの不足

価値観が多様化している若手職員層と、知識、経験の豊富な管理監督者層との間に、実務を遂行するうえでの意思疎通が十分ではない状況が見受けられます。

5 人材育成の取り組み

(1) 人事管理

現在のような激しい社会環境の変化、行政需要の多様化、さらには職員の高学歴化、高齢化という状況下においては、従来の年功序列制などのような人事管理では到底対処できないところがあり、人事管理の転換が急務となっています。

今後は、能力主義・実績主義を基調にした人事管理を強化していく必要があります。

① 評価制度の活用

上司が部下を評定する「勤務評定記録書」、部下が上司を評定する「上司の評価書」により、職員の能力や適性を把握するとともに、「自己申告書」による本人の意向を十分踏まえ、適切な配置を実現することで本人のやる気を引き出し、職員と組織に有益な能力開発に努めています。

更に、今後は新たな人事評価制度を導入し、これに基づいて人事管理を進めます。

② 様々な人事制度

複雑・多様化する市民ニーズに対応するために、従来の「単線型人事システム（部長・課長といったライン長を中心とした人事。）」から、「組織の管理運営と施策業務の進行管理を行う総合的な能力を備えた職員（ゼネラリスト）」、「資格、免許を必要としないが特定の部門・分野で業務に精通・習熟し業務の進行管理を行う専任的な能力を備えた職員（エキスパート）」、「資格・免許を必要とする専門的な能力を備えた職員（スペシャリスト）」の位置づけを明確にし、従来からの「総合的管理職ルート」と「専門的管理職ルート」を併用する複線型人事システムへの変更を検討します。

③ ジョブローテーション

信頼される職員形成には、その過程の中で様々な市民ニーズに対応できる経験が必要となります。特に入所から日の浅い時期での経験は、その後の成長に大きな影響を与えます。

そのため、人事異動に際しては、新規採用職員や経験の浅い一般職については、まず、市民と接する機会の多い窓口部門や事業部門に配属し、接遇能力や対応能力（説得力・説明力・交渉力）などを養い、その中で様々な“気づき体験”をさせることが必要です。

また、概ね3年から4年を一定の周期として、他の部門へ配置転換することにより、広い見識を身に付けさせることができると同時に、人事担当課にどつても適材適所の観点から、職員の適正を見極めることができます。

一般的に、採用から退職までの異動サイクルは、「能力・適性等評価期間」（育てる期間）、「経験・能力等開発期間」（深める期間）、「経験・能力等実揮期間」（活かす期間）の3つの期間でできます。

(2) 管理監督者

行政サービスを提供する主体は、それぞれの職場であることは言うまでもありませんが、より質の高い行政サービスを提供するためには、職員一人ひとりが高い倫理観を持つことが大切です。

また、市の組織は、市民を支える有能な職員集団であり続けることが必要です。そして、全ての職員は、組織の活性化を図るために原動力であり、計り知れない価値をもった「宝物」です。

しかし、誰もが最初から宝石のように光り輝いているわけではありません。可能性を秘めた原石を磨きいて輝かせることが必要です。そのためには、その職場における要である所長の果たす役割が重要なポイントとなるますが、組織の人的資源を有効に活用するためには、知識・経験に基づく「説得力」、「決断力」、さらには「行動力」が伴わなければ、その職場の課題や目標についての方向性をしつかりと示せなくなり、部下の人材育成も実現できません。

さらに、部下が安心して伸びのびと職務に取り組めるような職場環境と、部下がいつでも相談できる人間関係を作ることも重要であり、これらに留意して管理監督者の養成に努めます。

区分	内容
能力・適性等 評価期間 (育てる期間)	【採用から3歳程度まで】 この期間は、職員一人ひとりの能力の育成を図るとともに、適性等を的確に把握するため、採用後に可能な限り3箇所以上 の職場を経験させます。また、研修においても、公務員として必要な基本的な知識を習得させます。
経験・能力等 開発期間 (深める期間)	【3歳程度から4・5歳程度まで】 一般職から次のステップである係長級や課長補佐級への移行時期であり、育てる期間で培った能力・適正を見極め、適材適所を基本に配置します。研修においては専門的な知識やマネジメント能力を習得させます。
経験・能力等 発揮期間 (活かす期間)	【4・5歳程度から】 これまで培ってきた専門的な知識や豊富な経験を活かすことのできるポストに配置します。研修においては、経営能力や政策形成能力、マネジメント能力を習得させます。

(3) 職員研修

職員研修は、大別すると次の3種類に分類できます。

職場研修（On the Job Training）	職場での実務を通じて行う職員研修
職場外研修（Off the Job Training）	職場外で実施する研修
自己啓発（自学）	職員自らが行う研修

これらの職員研修は、職員個人の能力向上を図る最も有効な手段です。その目的は、職務を遂行するに当たって自己的能力を十分発揮できるようになります。必要な知識や技能を習得させ視野の拡大に努めるとともに、公務員の基本理念である全体の奉仕者としての使命感や責任感の高揚を図ることにあります。

しかし、職員の能力開発は、最終的には自学、すなわち自己啓発が基本となり、研修はその意欲を促進させる起爆剤となるものと考えられます。

本市においては、以下の各研修の充実に努めるとともに、研修計画の策定、研修の効果の検証を進めます。

①基本研修

この研修は、公務員としての基礎的な知識を習得させるためのものであり、職員の階層ごとに府内研修や財団法人山口県ひとつづくり財团が実施する研修を受講させることにより、その目的を達成します。

②能力開発研修

基本研修を踏まえ、職員一人ひとりが積極的に取り組める能力を身に付けていくための研修です。中堅職員には、OJT研修（職場内研修）などにより、業務についての正しい判断力や対人折衝能力の向上を目指す研修を取り入れます。

③全体研修

年代や役職・性別を問わず、全職員を対象に、接遇・コンプライアンス（法令遵守）・セクシャルハラスメント（性的いやがらせ）・メンタルヘルス（心の健康）などの研修を定期的に実施することにより、公務員として身に付けておくべき基本的なモラルやマナーを習得させます。

④専門研修

財団法人山口県ひとつづくり財団が主催するものや、市町村アカデミーなどで開催されるテーマ別研修にも積極的に参加させ、全国の同世代や同一職種の公務員と接することにより、能力開発と自己啓発のきっかけをつくるための研修です。

⑤派遣研修

山口県や他の団体への派遣研修も積極的に取り入れ、県職員や他の自治体職員との人的な交流を深めることにより、本人はもとより、本市のために有益性を持たせるための研修です。また、今後は民間企業での研修も検討する必要があります。

○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

平成18年3月29日
規則第9号

(趣旨)

第1条 二の規則は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年山陽小野田市条例第14号。以下「条例」という。)の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関する必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣先団体)

第2条 条例第7条第1項第1号に規定する規則で定めるものは、公益社団法人山陽小野田市シルバーハウスセンターとする。

2 条例第2条第1項第2号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団

(2) 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会

3 条例第2条第1項第3号に規定する規則で定めるものは、公益財團法人山口県ひつくり財团とする。
(派遣の対象となるない職員の特例)

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第229条第1項の規定により官職に正式に採用された者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第223条第1項の規定により他の地方公共団体の職員の職位に正式に採用されっていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第4条 条例第6条に規定する規則で定める必要な調整については、山陽小野田市職員給与条例(平成17年山陽小野田市条例第51号)の定めるところによるものとする。
(報告)

第5条 命令権者は、毎年5月末までに、当該年の前年の4月1日の属する年度における条例第2条第1項の規定による職員の派遣に係る職員の派遣先団体、派遣期間、派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後当該年度内に職務に復帰した職員の復帰後の処遇の状況等を市長に報告するものとする。
(その他)

第6条 二の規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

二の規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 平成20年3月31日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月19日規則第12号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月27日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職務に係る自己申告に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員の職務に係る自己申告の実施に関する事項を定めることにより、職員の意識改革及び資質の向上を図り、もって組織の活性化に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、山陽小野田市職員の勤務成績の評定に関する規則（平成17年山陽小野田市規則第33号）に規定する定期評定の適用を受ける職員で、次に掲げる職員を除いた職員のうち、次長相当職以上の職員及び現業職員を除く職員に適用する。

(1) 病院局に勤務する職員（事務部に勤務する職員を除く。）

(2) 水道局に勤務する職員

(3) 消防本部に勤務する職員

(自己申告の実施等)

第3条 自己申告は、2年に1回、1月に実施する。

2 自己申告の方法は、自己申告書（別記様式）に必要事項を記入し、人事課長に直接提出することにより行う。

(自己申告の活用)

第4条 任命権者は、この自己申告書を人事の公正な基礎の一つとして活用するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、職員の職務に係る自己申告に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

部下による上司の評価に関する要綱

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

(目的)

第1条 この要綱は、部下による上司の評価の実施に關し必要な事項を定める
ことにより、上司の意識改革及び資質の向上を図り、もつて組織の活性化に
資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、山陽小野田市職員の勤務成績の評定に関する規則（平成
17年山陽小野田市規則第33号）に規定する定期評定の適用を受ける職員
で、次に掲げる職員を除いた職員（現業職員を除く。）に適用する。

(1) 病院局に勤務する職員（事務部に勤務する職員を除く。）

(2) 水道局に勤務する職員

(3) 消防本部に勤務する職員

(評価者及び被評価者)

第3条 評価者及び被評価者は、別表のとおりとする。ただし、職員の配置等
により被評価者がいない場合は、上位の役職にある者を被評価者とする。
(評価の実施等)

第4条 評価は、毎年12月に実施する。

2 評価の方法は、評価書（別記様式）に必要事項を記入し、人事課長に直接
提出することにより行う。

3 総務部長及び人事課長は、評価書を細心の注意をもって、厳格に保管する
ものとする。

(評価の期間)

第5条 評価期間は、前回の評価の日から当該評価の日の前日までの間とする。
(評価の結果の活用)

第6条 任命権者は、この評価結果を被評価者の定期評定の参考資料及び人事
の公正の基礎の一つとして活用するものとする。
(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、上司の評価に關し必要な事項は、市長
が別に定める。

別表

評価者及び被評価者

被評価者	評価者
部長及び同相当職	次長及び同相当職並びに課長
次長及び同相当職	次長及び同相当職
課長及び同相当職（※備考2）	課長補佐及び同相当職
課長補佐及び同相当職	係長及び同相当職
係長及び同相当職（※備考3）	上記以外の職

備考

- 1 被評価者がいない場合は、一番近い上司を被評価者とする。
- 2 課長及び同相当職には、部長及び同相当職又は次長及び同相当職の
職員が兼務している場合を含む。
- 3 係長及び同相当職には、課長及び同相当職又は課長補佐及び同相当
職の職員が兼務している場合を含む。

山陽小野田市府内プロジェクトチームに関する規程

平成17年3月22日

訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、臨時若しくは特別な事務又は複数の部（局）・課（室）等に関連する重要な事務（以下「課題」という。）について、調査、研究、計画策定等の業務を迅速かつ効率的に処理するため、府内プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 部（局）・課（室）等の長は、チームの設置を必要とする理由が生じたときは、府内プロジェクトチーム設置申請書（別記様式）により市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、チームを設置するものとする。

3 チームは、課題ごとに設置するものとし、その設置に当たっては、おおむね次の事項を内容とする設置要綱を定めなければならない。

(1) 設置の目的

(2) 名称

(3) 所掌事務

(4) 設置期間

(5) 構成員

(6) 庶務担当課等

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

4 チームの設置事務は、企画政策部企画課において処理する。
(構成員等)

第3条 チームの構成員は、市職員のうちから市長が任命する。
2 チームは、市長の任命により構成員の中から委員長及び副委員長を置くものとす

る。
3 委員長は、チームの運営について指揮し、統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職を代理する。

- 4 チームには、必要に応じ、市長の任命による参与を置くことができる。
- 5 参与は、課題の処理方法等について助言し、調整するものとする。

(報告)

- 第4条 委員長は、市長に対し、必要に応じてチームの事務の進行状況を報告し、その指示を受けるとともに、その成果を定めた期日までに報告しなければならない。
- (チームに対する協力)

- 第5条 部（局）・課（室）等の長は、委員長からチームの事務に係る資料の提出等の申出があつたときは、積極的にこれに協力しなければならない。
- (チームの庶務)

- 第6条 チームの庶務は、チームの事務に最も密接な関連を有する課（室）において処理する。
- (解散)

- 第7条 市長は、チームの事務が完了したと認めるとき、又はチームを存続させる必要がなくなったと認めるときは、チームを解散させるものとする。
- (離脱)

- 第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

府内プロジェクトチーム設置申請書

(文 書 番 号)
年 月 日

山陽小野田市長 様

職・氏 名

府内プロジェクトチームの設置申請について

下記のとおり府内プロジェクトチームを設置されるよう、山陽小野田市府内プロジェクトチームに関する規程第2条第1項の規定により申請します。

記

- 1 設置の目的
- 2 名称
- 3 所掌事務
- 4 設置期間
- 5 構成員
- 6 庁務担当課（室）
- 7 その他

※要綱案を添付すること。

